河内長野市文化財保存活用計画

（案）

河内長野市教育委員会

河内長野市文化財保存活用計画　目次

序　章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　保存活用計画の対象について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第１章 河内長野市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　自然・地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２　歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　３　社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第２章 河内長野市の歴史文化遺産の概要と特徴・ ・・・・・・・・・・・・・・・ １１
　１　河内長野市の歴史文化遺産の特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
　２　本市の主要な歴史文化遺産と指定措置の状況・・・・・・・・・・・・・・・ １１

第３章　河内長野市の歴史文化遺産の特徴・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・１５
　１　中世寺院に関わる歴史文化遺産・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・１５
　２　中世の合戦に関わる歴史文化遺産・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・１５
　３　高野詣に関する歴史文化遺産・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・１５
　４　里山集落に関係する歴史文化遺産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　５　近世の生業に関わる歴史文化遺産・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・１７

第４章　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針 ・・１８
１　既往の歴史文化遺産調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　（１）郷土研究会委託事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　（２）市内自治会収蔵資料調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　（３）その他資料（庭園調査・水路・ため池調査・大阪府歴史の道調査・城郭調査） ・・・・・２１
　（４）調査状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
２　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する現状と課題 ・２４
　（１）　歴史文化遺産の調査研究をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・ ２４
　（２）　歴史文化遺産保存・整備・継承支援をめぐる現状と課題 ・・・・・・・２４
　（３）　所有者・所有団体・保存継承団体の現状と課題 ・・・・・・・・・・・２５
　（４）　歴史文化遺産活用の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３　保存活用計画の位置け・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　（１）総合計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の位置づけ・２８

（２）その他　行政計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

４　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針・・・・・３３
（１）歴史文化遺産調査研究、保存・整備・継承支援、活用における課題と基本方針の関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３
（２）基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３
（３）基本方針と計画期間に取り組む事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４

５．関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区の設定　・・・・・・・・・・・・・・・４０
（１）関連遺産群と歴史文化遺産保存活用地区の考え方　・・・・・・・・・・・４０
（２）関連遺産群の設定基準と設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（３）関連遺産群・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（４）歴史文化遺産保存活用地区設定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（５）歴史文化遺産保存活用地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

第５章　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する措置・・・７５
１．歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用について・・・・・・７５
（１）歴史文化遺産調査研究　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
（２）歴史文化遺産保存・整備・継承支援　　・・・・・・・・・・・・・・・・７６
（３）歴史文化遺産活用　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０

２．関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区について・・・・・・・・・・・・・・８３
（１）各関連遺産群の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の視点・・・・・・８４
（２）歴史文化遺産保存活用地区の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の視点・・８６

３．防犯・防災及び災害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５

第６章　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の推進体制・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
１　歴史文化遺産所管課の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
（１）歴史文化遺産所管課の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
（２）歴史文化遺産所管課職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
（３）河内長野市文化財保護審議会の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
（４）庁内連携等の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
（５）歴史文化遺産所有者・歴史文化遺産保存活用地区住民・市民団体との連携１０１

２　事業推進の進行管理等・・・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・・・・・・１０３
（１）ＰＤＣＡサイクルによる進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
（２）協働・連携による事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
（３）柔軟な計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３

序　　章

１　計画策定の背景と目的

河内長野市文化財保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）は、河内長野市歴史文化基本構想（以下「基本構想」という。）を基本として、本市において中長期的に取り組んでいく市内歴史文化遺産の「調査研究」、「保存・整備・継承支援」、「活用」に関わる事業の具体的な目標や取組みの内容を明らかにした基本的な行動計画である。

本市域は、全国有数の歴史文化遺産が集中する地域であり、令和元年には日本遺産に認定された。これらがまちの重要な資産となっている一方で、少子高齢化、人口減少が進んでおり、歴史文化遺産の保存や継承にも大きな影響を与えつつある。

このような社会情勢を受けて、今後は様々な組織、団体、個人から市域の歴史文化遺産の保存や活用に関する理解と参画を得て、より大きな枠組みをもって、総合的かつ計画的に歴史文化遺産の保存と活用を進める必要が生じている。

保存活用計画は、このような必要性により、文化財保護法第 183 条の 3 に規定された文化財保存活用地域計画として、今後、本市が行う歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に係る施策の基本的方針、諸施策を総合的に提示し、これらを多くの団体、組織や個人と共有し、協働によってこれらの施策を進め、日本遺産のまちとして魅力をより向上させていくために策定するものである。

２　計画期間

保存活用計画の計画期間は、令和元年度から河内長野市第５次総合計画（以下「総合計画」という。）の最終年次である令和７年度までとする。計画に基づく事業が効果・効率的に行えるように、各年でＰＤＣＡサイクルによる進行管理と事業評価を行う。これを翌年度の事業実施に繋げるとともに、令和８年度以降に新たに第２期計画を策定する際の基礎資料とする。評価機関としては、外部の有識者によって構成される河内長野市文化財保護審議会が担うこととする。

３　保存活用計画の対象について

文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）において、文化財の類型として有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の５類型と文化的景観が提示されている。これらは、従来、単体として価値を持ち、典型的で、全国的に稀少なものが主に指定文化財として指定され重点的な保存の措置が行われてきた。

しかし、今日に伝わっている地域の歴史や伝統文化のうち、これまで単体としては保存や活用の対象として扱われ難かったものも、景観やまちの気質に一定の影響を与え、「河内長野らしさ」の重要な構成要素になっているものもある。本保存活用計画では、市民が河内長野市の伝統文化・歴史を語るうえで必要とし、「河内長野らしさ」を感じることのできる歴史的に形成された有形・無形の資産を、指定、未指定に関わらず幅広くとらえて歴史文化遺産と定義し、保存活用計画の対象とした。

第１章 河内長野市の概要

１　自然・地理的環境

河内長野市は、大阪府の東南端にあり、奈良県、和歌山県に接している。市域の面積は１０９.６３ｋ㎡で、大阪府内では、大阪市、堺市に続き３番目に広い市域を有するが、７割が森林（大部分は人口林）であり住宅地、耕作地の割合は相対的に少ない。

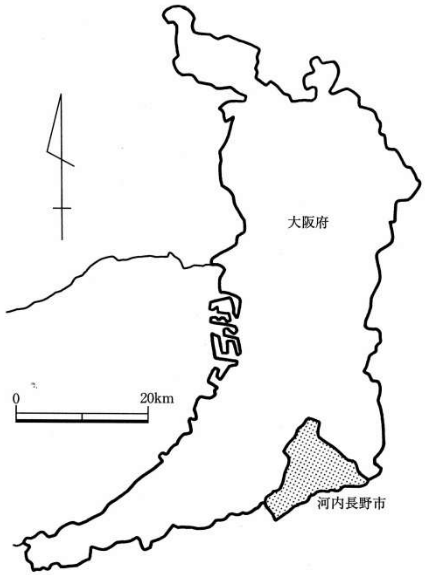

第１図　河内長野市位置図

市域の地形を見ると、東部には金剛山地が、南部には岩湧山を始めとする和泉山脈が連なり、中央部には加賀田丘陵が、西部には小山田丘陵が広がっている。そして、それらの間を流れる石見川、天見川、加賀田川、石川、西除川（天野川）の５つの河川に沿って主要な谷と河岸段丘が形成されている。古くからの居住地と耕作地の大部分は、これらの谷や河岸段丘上に位置し、それぞれ独自の歴史と文化が存在する。一方で丘陵上には昭和から平成にかけて開発された団地が広がっている。

地質は、東にある金剛山地が領家かこう岩類からなり、南にある和泉山脈脊梁部に和泉層群が分布し、山麓部では泉南層群と、金剛山地から続く領家かこう岩類が見られる。なお領家かこう岩類は、地表で見られない地域でも、市内全域の地下深くに広がっており、丘陵部では，その上位に大阪層群が重なっている。そして，河岸段丘は、上記全てより新しい時代の地層で構成されている。

気候は、瀬戸内式気候区の東端近くにあって、他の地域と比べるとやや雨の少ない地域となっている。年間降水量は平成２９年で１６３３．５㎜であった。気温は、内陸部の山地に位置するため、大阪平野部よりも１度前後低くなっている。

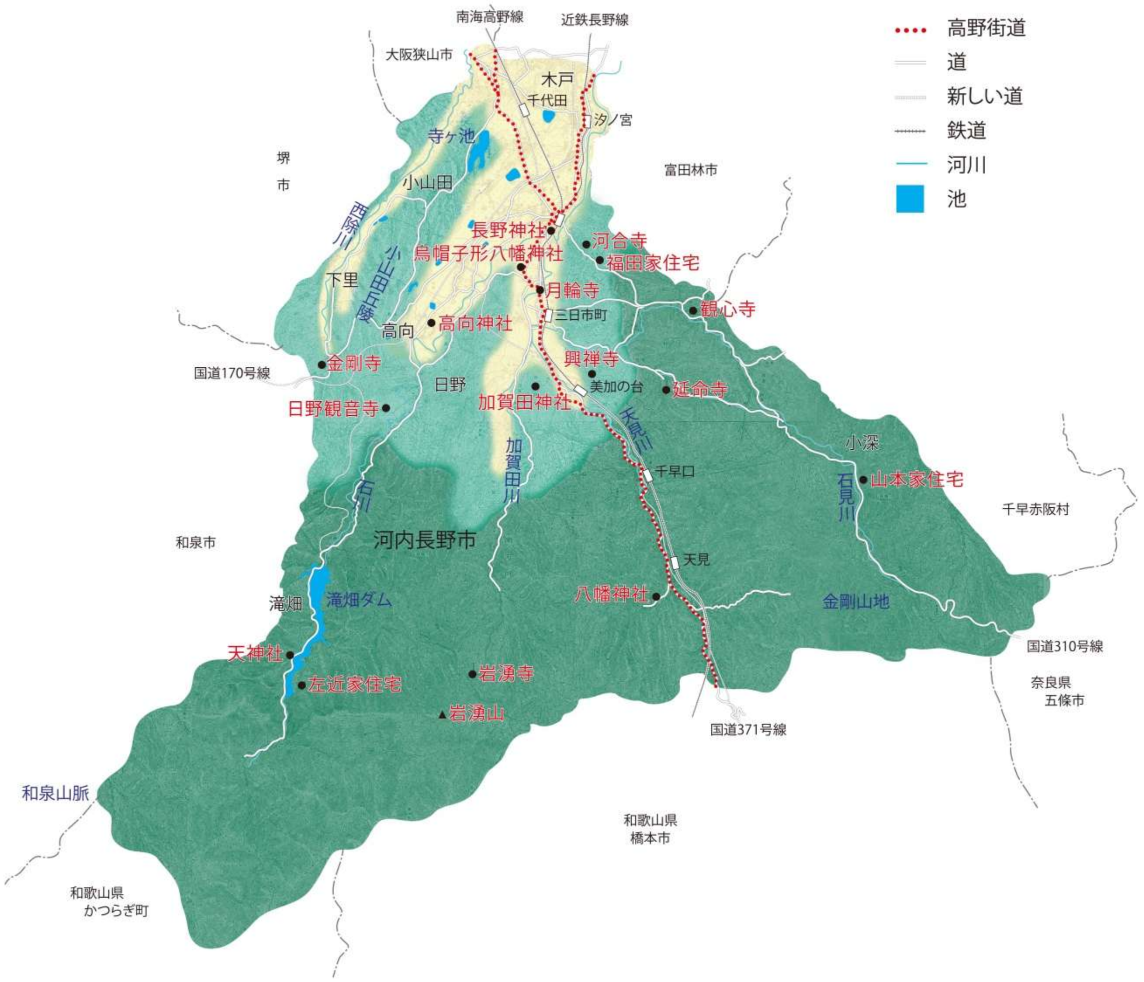

第２図　市内の地形（丘陵・河川）と主要歴史遺産分布図

２　歴史的環境

市域は可耕地が少ない一方で、豊かな森林資源があり、旧国の大和、紀伊、和泉が河内と境界を接する交通の要衝でもあった。このような地理的環境は、本市の歴史的発展にも大きな特徴を与え、平野部に位置する地域とは異なる発展の過程を認めることができる。

第３図　三日市北遺跡出土の弥生土器

まず、旧石器時代〜縄文時代にかけての遺跡数は、府内の他の市町村よりも多く、これは丘陵部に位置する本市域の特徴によるものである。旧石器時代の遺跡として高向遺跡、上原遺跡、三日市遺跡、寺ケ池遺跡がある。縄文時代になると遺跡の数は増加し、早期・前期の高向遺跡、三日市遺跡、三日市北遺跡、小塩遺跡、滝尻遺跡、上原遺跡、中期の三日市遺跡、宮山遺跡、太井遺跡、鳩原遺跡、後期・晩期の三日市遺跡、向野遺跡、喜多町遺跡がある。

弥生時代では大阪平野部におくれて中期以降に集落が発展する。大型の集落で遺跡の状況が比較的明らかになっているものとして、三日市北遺跡がある。三日市北遺跡では、竪穴住居跡３９棟が検出されており、中河内地域の生駒山西麓産土器が多量に搬入されている状況が確認されている。また、このような様相がみられる遺跡は石川流域沿いに多く、本市に接する和歌山県北部でも見られる。後の高野街道に類似する道がすでに成立し、物流ルートとなっていたことを窺わせる。この他、市内北部では石川流域の低・中位段丘上に錦町北遺跡、栄町遺跡、大日寺遺跡、汐の宮町南遺跡、市町東遺跡、市町西遺跡、塩谷遺跡がある。これらの遺跡では、いずれも弥生時代中期の土器が出土しているが、長期間にわたって存続した形跡はない。後期には、大師山遺跡が出現する。古墳時代には、前期における首長墓であり、全長５２ｍの前方後円墳である大師山古墳が出現する。しかし、市内では、これに続く首長墓の系譜は見いだせない。集落遺跡では、前期の三日市北遺跡、中期の三日市遺跡がある。後期になると三日市遺跡が継続して営まれる他、付近の高位段丘上へも居住域が拡大し、新たに小塩遺跡、加塩遺跡、尾崎遺跡、尾崎北遺跡、西浦遺跡が市内南部の加賀田川の中位・高位段丘上に出現する。

古代には、本市域は河内国錦部郡の一部となるが、市域に集落遺跡は少なく、小塩遺跡、尾崎遺跡、三日市遺跡、喜多町遺跡など、古墳時代後期に出現した集落が古代においても断続的に営まれる。この他、新たに、石川流域で高向遺跡、野間里遺跡、向野遺跡などが形成される。古代寺院が数多く営まれる南河内地域にあって、これが確認されていないのも本市の特色を示している。なお、高向遺跡は、飛鳥時代に学者・政治家として活躍した高向玄理の出身地とされている。

中世には、一転して市内の遺跡は急増し、市内の大部分の遺跡で何らかの中世の遺構、遺物の検出をみている。このことは、土木技術の向上により河岸段丘面の耕地化が進んだことに加え、高野詣が河内路を使って行われるようになり、市域を経由した大坂、京、堺と高野山を結ぶ交通・流通が活発化したことに起因していると考えられる。また、当時、市域には藤原氏系の荘園である法成寺領長野庄が置かれ、観心寺や金剛寺に代表される中世一山寺院も興隆した。集落遺跡では、三日市遺跡、尾崎遺跡、上原北遺跡、向野遺跡、寺元遺跡、大日寺遺跡の調査で比較的広い面積からまとまった量の建物等の遺構が検出されている。寺社や城郭跡も本市の中世の社会を特徴づける重要な要素となっている。

寺社では、多くの子院を従える真言宗系の一山寺院として、川上地区の観心寺、河合寺、天野地区の金剛寺、日野・高向地区の日野観音寺が隆盛した。これらの内、観心寺、金剛寺は高野山の僧侶によって、伽藍の整備がなされたものであり、市内東部にある川上地区と市内西部にある天野・下里地区を寺辺領として支配し、京の都や高野山や根来寺とも関係を持ち、中世末期には隆盛を極めた。両寺には、戦国時代の全盛期の様子を示したといわれる絵図が残っており、伽藍を中心に多くの子院を従えた都市的な景観が描かれている。これらの子院の一部については、発掘調査が行われており、子院の様子を示す地下遺構に加えて多くの遺物が出土している。両寺院には、多くの中世の歴史文化遺産が伝わっている。これらの歴史文化遺産は、市域で保有されている指定文化財の多くを占めており、その類型も建造物、彫刻、古文書、典籍、祭礼など幅広い分野にわたっている。

第４図　市内の荘園分布

第５図　大日寺遺跡の中世墓

第６図　観心寺境内図

この他、天見地区には石清水八幡神社の所領である甲斐庄山郷が置かれ、そこから勧請された八幡神社が成立するなど、各地区にはそれぞれ特色ある歴史が展開した。

中世における本市域は治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期の３時期に渡って戦乱の舞台となった。治承・寿永の内乱期には、平家方として戦い、砺波山（となみやま）の戦いで討ち死した源貞弘が、市域の長野庄を本拠地とする武士として知られている。南北朝内乱期には、南朝の勢力圏となり楠木正成の活躍の舞台ともなった。このため、古戦場跡、中世城郭跡、中世居館も多く残っている。これらには、曲輪・土塁、横堀が良好な状態で遺存する史跡烏帽子形城跡をはじめとして、石仏城、旗蔵城でも城郭の遺構が確認できている。これらは、千早赤阪村や富田林市にある中世城郭群とあわせて使用された。

第７図　金剛寺境内図

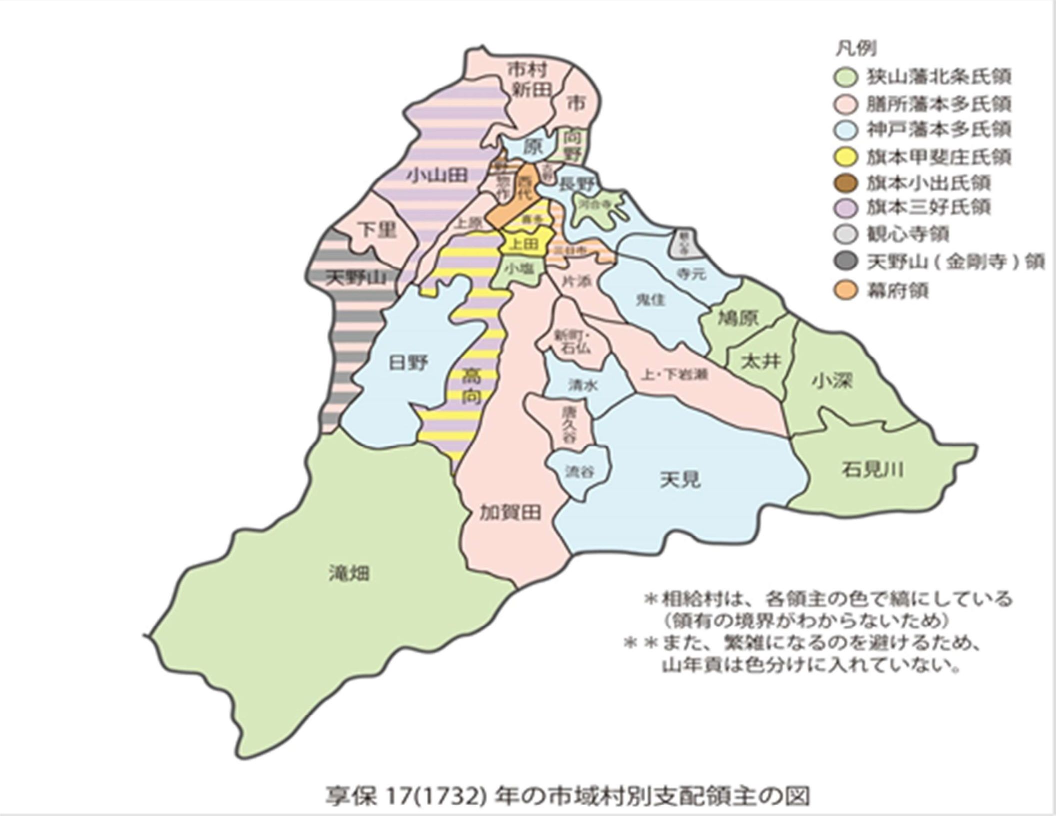

第８図　近世の河内長野

近世に入ると市域は、天領、旗本領や近江膳所藩、和泉陶器藩、河内狭山藩などの飛地領が置かれ、中世に続き市域が政治的に一体化することはなかった。市域には、３６の村が置かれ、各村では鎮守や村堂を中心に民家、田畑、墓地、小路などが展開する現代にもつながる里山集落の風景が形成された。これらの村落の一部では当時の景観を描いた村絵図が残っており、現代でも近世と変わらない土地利用の状況がみられる地区も存在する。

第９図　旧三日市宿の写真

中世に全盛期を迎えた観心寺、金剛寺は寺領が縮小し、境内の堂宇や子院も減少した。なお、本市に拠点を置いた藩は当初存在しなかったものの、膳所藩から分封した河内西代藩(１７３２年以降は、転封により神戸藩)が延宝７年（１６７９）から享保１７年（１７３２）にかけて存在した。延宝７年（１６７９）に刊行された『河内鑑名所記』や享和元年（１８０１）に刊行された『河内名所図会』、あるいは嘉永６年（１８５３）に刊行された『西国三十三所名所図会』に中世に発展した本市の寺社が多く描かれており、観光地として栄えた本市域の様子を伝えている。

近世には高野詣が民衆へも浸透し、本市には高野街道三日市宿が置かれた。三日市宿は、高野参詣の中継地として栄え、多くの旅籠で賑わいをみせていたことが知られており、現在でも、旅籠を踏襲した建物が残っているほか、この時期に設置された里程石、道標、石灯籠などが沿道に残り、宿場町の運営に関係する村方文書も残っている。なお、近世の市域の様子については、『河内名所図会』、寺院の境内図、村絵図などの絵図によって詳細を知ることができる。なお、近代になっても観光のまちとしての状況は引き続き認められ、昭和１０年に吉田初三郎によって描かれた鳥瞰図は観光地としての賑わいを伝えている。

第１０図　絵図に描かれた三日市宿

また、大きな戦災にあっていない事から近世・近代の建築物も多く残り、長野地区や三日市地区の中心市街地にもこの時期に建築された民家が多く残っている。鋳物、酒造、凍豆腐、爪楊枝や豊富な河川を利用した水力による産業も盛んであった。市内には多くの産業用の水車が造られ、今も一部が残っている。また、役場庁舎、学校講堂、駐在所などの公共施設に加え、旅館、営業所には、一部に洋風の技術や意匠を取り入れた近代建築が建てられた。

３　社会的環境

本市は、昭和２９年４月１日に、１町５村が合併し誕生した。昭和４０年代以降に進んだニュータウン開発により人口は増加し、ピーク時の平成１２年２月末では１２３,６１７人であった。しかし、それ以降人口は減少を続け、平成３１年４月末時点で１０５，２６５人となっている。生産年齢人口（１５～６４歳）を見ると、平成１２年度末において６９．７%であったのが、平成３１年４月末には、５６%となっており、１３．７ポイント減少している。昭和４０年代以降に急激な人口増加を迎えた本市にとって、この時期に転入した人口の高齢化及び人口減少によりこの傾向は今後も継続することが予想される。昼間人口をみると、平成２７年の国勢調査では８４．６%と低い値となっており、大都市近郊のベッドタウンとしての本市の性格を示している。これらの事から今後は、高齢者を支える労働人口の定住と、まちの活力の維持と充実が課題となってくるものと考えられる。交通については、南海高野線と近鉄長野線が本市の河内長野駅で合流し、当駅は南海高野線の急行停車駅、近鉄長野線のターミナル駅となっている。年間乗（降）客数は、平成２９年度で１２，６３０，４３３人であり、人口のピーク時であった平成１１年度の１５,８２１,４５２人から減少傾向にある。

主要幹線道路としては、国道１７０号線、国道３１０号線、国道３７１号線がある。大阪府を南北に走る国道１７０号線は、富田林市から本市に入り、和泉市へ抜ける。大阪府と奈良県を繋ぐ国道３１０号線は、堺から大阪狭山市を経て本市に入り、奈良県五條市に通じている。両国道は、本市の原町で交差する。国道３７１号線は本市の本町で国道３１０号線から派生し、和歌山県橋本市へ通じている。このように、本市は大阪府、奈良県、和歌山県を結ぶ交通の要衝をなしている。

産業については、就業種別人口が平成２７年の国勢調査によれば第１次産業が４９１人、

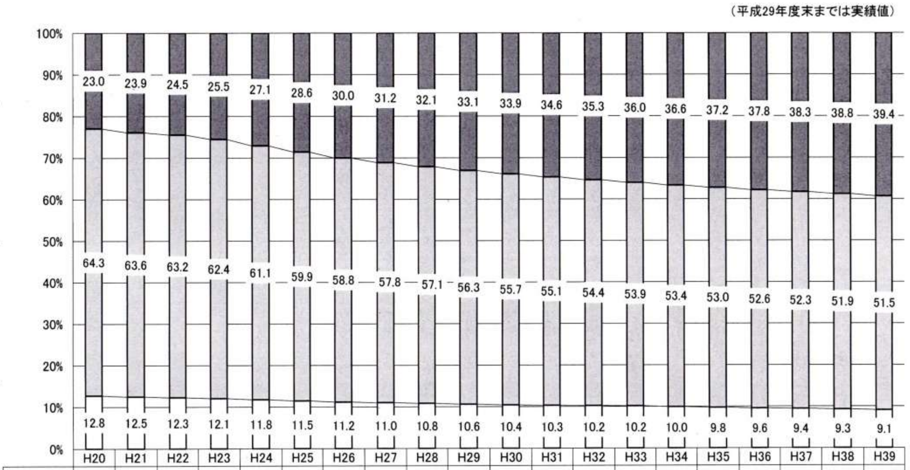

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
■65歳～	23.0	23.9	24.5	25.5	27.1	28.6	30.0	31.2	32.1	33.1	33.9	34.6	35.3	36.0	36.6	37.2	37.8	38.3	38.8	39.4
□15～64歳	64.3	63.6	63.2	62.4	61.1	59.9	58.8	57.8	57.1	56.3	55.7	55.1	54.4	53.9	53.4	53.0	52.6	52.3	51.9	51.5
□0～14歳	12.8	12.5	12.3	12.1	11.8	11.5	11.2	11.0	10.8	10.6	10.4	10.3	10.2	10.2	10.0	9.8	9.6	9.4	9.3	9.1

第１１図　人口の推移・年齢別人口の推移

第２次産業が８，５６０人、第３次産業が３０，９８１人で第３次産業の割合が多いことがわかる。

農業については、農業振興地域の多くが山間部で占められているため、農地が狭小で、傾斜地に作られている場所が多い特徴があり、農業の担い手の高齢化と後継者不足が進んでいる。一方で、市街地から比較的近い位置にも農空間が広がっているという特色もある。このような中、本市では、ほ場整備、農道整備、ため池・水路の改修などの基盤整備を進めてきた。

林業については、市域の約７割を森林が占めており、その大半が木材生産のために植林された人工林で、従来、林業は盛んであった。しかし、林業従事者の高齢化や長引く木材価格の低迷、労働コストの増大などにより、近年の林業は大変厳しい状況が続いていることから、森林所有者の経営意欲が低下し、将来にわたって市域の人工林を健全な状態で維持していくことが厳しい状況となっている。森林は、木材生産機能以外に、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止機能、大気の浄化機能、水源涵養機能、災害の防止機能といった公益的機能を持つことから、多様な主体が参加して森林を守り育てていくことが必要であり、本市では市の施策としてこれを進めるために「かわちながの森林プラン」を平成１８年度に策定した。

商業については、大型量販店出店などの影響もあり、中心市街地をはじめとした市内商業地において店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいる。

観光については、多くの神社、寺院、名勝を抱える本市においては、温泉旅館もあり古くから盛んであった。しかし、交通機関の発達とともに進んだ戦後のベッドタウン化により、観光のまちとしての色合いは後退している。一方で、現在でも大阪都心部から鉄道で３０分程度の距離にあるアクセスのよさから日帰りレクリエーション客が多く訪れ、受け入れる側での観光ボランティア活動等も盛んである。このような社会的環境を踏まえると、本市の資産である歴史・文化を生かし、観光と連携した取り組み等が必要になっているといえる。

なお、本市は日本や地域の古典伝統文化を受け継いだ市民活動が活発なまちであり、神楽、獅子舞等が継承されている他、書道、華道、茶道、舞踊などの日本の伝統芸能をテーマに活動する団体が多く存在し、毎年秋に行われる祭礼や市民文化祭をはじめとする様々な場で、各団体による展覧会、披露会が開催されている。

第２章 河内長野市の歴史文化遺産の概要と特徴

１　河内長野市の歴史文化遺産の特色

河内長野市域には、平成３１年４月時点で８件の国宝と７６件の重要文化財をはじめとする２０６件の指定文化財と国登録文化財が存在する。本市に所在する歴史文化遺産の特徴として、年代的には中世の歴史文化遺産、類型としては信仰に関わるものが多くを占めている。このことから令和元年度には「中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」をテーマに日本遺産に認定された。分布の特徴としては、丘陵と河岸段丘・谷部で形成された市域にあって、歴史文化遺産の多くは河岸段丘・谷部に位置する寺院や神社の所有となっているものが大部分である。特に、市内の東部の川上地区にある観心寺と市内西部の天野地区にある金剛寺は、境内が国の史跡となっている他、国指定文化財、府指定文化財の大部分を所有している。この２ヶ寺以外では、市内を南北に縦走している高野街道沿いの神社や寺院が多くの歴史文化遺産を所有している。

これらは、高野街道による人やモノの流れと、中世一山寺院の開創によって発展してきた本市の歴史的特徴をよく示している。また、先の大戦において、大きな戦災が無かったことから、近世の歴史文化遺産もよく残っている。

２　本市の主要な歴史文化遺産と指定措置の状況

（1）建造物（寺社）

本市には、中世から近現代にかけて建築された寺社建築が数多く存在する。総合調査では３１４棟を確認しており、この内、国宝に指定されているのは、観心寺金堂であり、折衷様を代表する建造物である。重要文化財に指定されている建造物の内１１棟は中世の社寺建築であり、中世寺院を特色付ける堂塔、鎮守社、門等が含まれる。この他、２棟は、近世初期に建造された書院であり、１棟が昭和天皇即位儀礼に使用された建造物の一部で、近代の建造物となっている。大阪府指定文化財は、２件で２７棟存在し、すべて近世初頭に建造された社寺建築である。市指定文化財は、６棟存在し、国や府指定となっている歴史文化遺産以外で近世前半までに建築された社寺建築が主な対象となっている。この他には、未指定の近世から近代にかけての建造物で登録文化財となっているものが１４棟存在している。

（2）建造物（古民家）

本市は、先の大戦で大規模な空襲にあっていないなどの歴史的経緯から多くの近世近代の古民家が残っており、総合調査では４０３棟を確認している。これらの内、指定文化財として２棟の重要文化財、１棟の大阪府指定文化財、１棟の市指定文化財、６棟の国登録文化財がある。重要美術品等の保存に関する法律で重要美術品として指定されているもの

が１棟存在する。重要文化財の山本家住宅は１７世紀前半の民家であるが、先進的であり解放的な構造をとっており、民家の変遷を考える上できわめて重要な資料である。同じく重要文化財左近家住宅も江戸時代前半の民家であり滝畑型と呼ばれる妻入りの特徴的な構造をしている。大阪府指定文化財の福田家住宅、河内長野市指定文化財の梶谷家住宅は、江戸中期のものである。この他は、未指定であり、江戸時代後半期以降に建築された民家であるものが大部分である。この内、４棟のみが国登録文化財となっている。これらは、それぞれ構えを異にしており、武家、農家、町屋として使われたものがある。農家には、庄屋階層のものも含まれている。

（３）建造物（近代建築）

近代建築は、旧庁舎･旧講堂・旧交番等の公共施設、旅館・事務所等の民間建築物、寺社建築物があり、総合調査では１４棟を確認している。これらの内、重要文化財として指定されているものが１棟、市指定文化財となっているものが１棟存在する。これは、観心寺にある恩賜講堂と旧三日市交番である。

この他は未指定であり、国登録文化財となっているものが２棟ある。すべて木造建築であり、レンガ積の店舗や事務所がない点は、近代における本市の特徴を示しているともいえる。その他、洋館を敷設した住宅がある。

（４）美術工芸品（彫刻・絵画・工芸品）

彫刻・絵画・工芸品の大部分は寺社で保管されている仏教に関連するものである。総合調査で彫刻を５５１件･絵画を３７５件･工芸品を５５８件確認している。この内、国宝・重要文化財として絵画７件、彫刻３６件、工芸品１１件、大阪府指定文化財として彫刻５件、工芸品２件、市指定文化財として絵画１１件、彫刻１８件、工芸品３件がある。指定文化財となっているものは中世以前に遡るものが大部分である。ただし、村絵図等近世の歴史文化遺産も存在する。この他、重要美術品等の保存に関する法律で重要美術品として指定されているものが７件存在する。

未指定のものは、近世以降のものが大部分を占めるものの、中世に遡るものも総合調査で見つかっている。

（５）美術工芸品（石造物）

石造物は、古道沿い、寺社境内、墓地に集中して存在する。総合調査では１，２０２件を確認しているが、この内指定文化財となっているものは、大阪府指定文化財が１件、河内長野市の指定文化財が３件（彫刻に含む）存在する。大阪府の指定文化財となっているものは、中世の五輪塔であり、市指定文化財となっているものは近世の石造仏である。

この他は、未指定であり、道標、石仏、燈篭、五輪塔、宝篋印塔、記念碑・顕彰碑、狛犬、鳥居等があり、宗教に関係するものと交通に関係するものが大部分を占める。

（６）美術工芸品（書跡・典籍・古文書）

総合調査が十分に実施できていない類型の歴史文化遺産である。中世寺院である観心寺と金剛寺に残された中世までの文書がそれぞれ一括して重要文化財になっている。これら

は、中世一山寺院の寺領の形成と統治、為政者との交渉、合戦に関する様々な事象が記録されている。また、両寺院に伝わる「延喜式神名帳」、「延喜式」、「観心寺縁起資財帳」は平安時代の文書であり国宝に指定されている。これらの他にも重要文化財として10件、府指定文化財として１件、市指定文化財として４件、旧法指定のもの１件が存在する。この他は、未指定であり近世の古文書・典籍については、寺院で伝わっているもの以外に旧家で伝わる村方文書が存在している。

（７）美術工芸品（その他）

この他、考古資料として指定されているものが府指定１件、市指定２件、歴史資料として指定しているものが市指定１件存在する。

（８）有形民俗文化財

総合調査は行っておらず、所有者からの問い合わせに応じて調査を行っており、保存状態、履歴などを勘案して市指定文化財としたものが６件存在する。

（９）無形民俗文化財（祭礼・年中行事）

総合調査が十分に実施できていない類型の歴史文化遺産である。河内長野市指定文化財となっているものとして神社における祭礼が５件、寺院における祭礼が１件ある。この他は未指定であり、この中には年中行事や寺社における祭礼がある他、市内には、多くの講による祭礼が地域の行事と一体化しつつ残っているが、十分に把握できていないが、これらは近年急激に減少していると考えられる。

（１０）記念物（遺跡・社寺境内・天然記念物・名勝・古道）

遺跡（埋蔵文化財）は１８６件、寺社境内（跡地を含む）は７１件がある。天然記念物については総合調査が実施できていない。遺跡としては、中世寺院の境内が２件、中世城郭跡１件が国の史跡となっている。この他、１件が府指定、１件が市指定の史跡となっている。名勝は、府指定が２件、市指定が１件存在する。いずれも寺院の境内を含むものである。天然記念物としては５件の府指定物件、２件の市指定物件があるが、いずれも樹木である。名勝は、府指定物件が２件、市指定物件が１件存在するがいずれも寺社の境内である。その他、府の規則指定となっているものが１件存在する。この他は未指定であり、寺院、民家にある庭園、西・中・東の高野街道、天野街道、巡礼街道、大沢街道、土木遺産（溜池、水路等）が存在している。

（１１）選定保存地域

文化財保存修理に活用する植物性資材の育成のため、これらの生育地は市条例で「選定保存地域」として選定している。現在までに４件の選定を行っている。これらは同様の趣旨で設定されている文化庁の「ふるさと文化財の森」とも重複している。

第１表　市内の指定文化財統計

類型		国指定・選定	都道府県指定等	市町村指定等	国登録	都道府県登録	市町村登録	合計
有形文化財	建造物	17	4	8	22	0	0	51
	美術工芸品	67	9	39	0	0	0	115
無形文化財		1	0	0	0	0	0	1
民俗文化財	有形	0	0	6	0	0	0	6
	無形	0	0	6	0	0	0	6
記念物	史跡	3	1	1	0	0	0	5
	名勝	0	2	1	0	0	0	3
	天然記念物	0	5	2	0	0	0	7
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	0
文化的景観		0	0	0	0	0	0	0
合計		88	21	63	22	0	0	194

類型		市選定	重美指定	府規則指定	合計
有形文化財	建造物	0	1 （府指定と重複）	0	0
	美術工芸品	0	7	0	7
無形文化財		0	0	0	0
民俗文化財	有形	0	0	0	0
	無形	0	0	0	0
記念物	史跡	0	0	1	1
	名勝	0	0	0	0
	天然記念物	0	0	0	0
選定保存地域		4	0	0	4
合計		4	7	1	12

第３章　河内長野市の歴史文化遺産の特徴

本市の歴史は、中世が大きな画期となっており、この時期に開発が進み、人口が急激に増加したとみられる。これは、市域が高野参詣の主要なルートに組み込まれたことで流通や交通の大動脈として活性化したことによるものである。地域の活性化を受けて、観心寺や金剛寺の大規模寺院が地域に根を下ろし、地域の信仰・政治・文化・教育・経済の拠点として栄え、多くの財が集まった。また、豊かさ故に、源平の合戦として知られる治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期には合戦の舞台ともなった。また、このような戦乱をくぐり抜けた多くの歴史文化遺産は近世以降に多くの人々を惹きつける観光資源となった。この他、近世では、本市を特色づける歴史文化遺産として、里山集落の景観、宿場町の景観、産業遺産が加わった。これらのことから、本市の歴史文化遺産の特徴は以下の５つに分けて示すことができる。

１　中世寺院に関わる歴史文化遺産

最も東にある石見川流域、最も西にある西除（天野）川流域は、密教寺院の寺領として発展した地区である。現在でも中世寺院である観心寺・金剛寺を核として、その周辺に広がるかつての寺辺領は、棚田、民家、村堂、鎮守等によって構成され、中世より続く祭礼も行われている。両寺院には、京都、高野山、根来寺などともに繋がりを持ちながら発展し、これらの地域との関係を示すような歴史文化遺産も多く所蔵されている。また、本市の中央を流れる加賀田川は、その最上流部に、修験道関連の寺院であった岩湧寺があり周囲には、経塚や霊場、修験道にちなんだ伝承地などが点在している。このような修験道の霊場は、古葛城山と呼ばれた大阪南部の山地にそって広がりをみせ、旧紀伊国まで続いている。

２　中世の合戦に関わる歴史文化遺産

本市域は、平安時代末期、南北朝期、戦国期の３つの時期に多くの戦闘が行われてきた。このため、各谷の縁辺にある丘陵には、中世に築かれた城郭が存在しており、谷を貫く交通の要衝には、古戦場跡も見られる。特に南北朝期には、千早赤阪村とともに太平記の舞台となり、本市にもこれに関わる政治拠点や古戦場跡がある。戦国時代には、烏帽子形城跡が河内守護畠山氏の城として築かれ、羽曳野市高屋城や富田林市の嶽山城とともに歴史に登場する。また、これらの戦いの様子を記録した古文書が寺院に残り、奉納された武器や武具も存在している。

３　高野詣に関する歴史文化遺産

天見川流域は、和歌山県域へと通じる交通網として発達した。このルートは、やがて京

第１２図　関連遺産群の分布

都や大阪、堺と高野山とを結ぶ巡礼の道として使われるようになり、近世になると高野街道として整備された。このため、この河川に沿う高野街道沿いには、近世に宿場まちとして栄えた三日市町・上田町を中心として、町家、灯籠、道標、高札場跡などの交通に関連する歴史文化遺産が分布する。

４　里山集落に関係する歴史文化遺産

各谷には、村の鎮守、お堂を中心に、民家、棚田、小路、墓地などによって構成される里山集落景観があり、他の歴史文化遺産のまとまりとも融合しながら存在している。この他、各村落は中世にまで遡るものが多く、これらを記録した文書も残っている。また、その景観は、近世に描かれた村絵図や村方文書に記載されており、景観や生業が現代にも伝わっている。中世以来の人の絆は、現在も祭礼や生業の中で受け継がれており、これが里

山景観を維持する原動力ともなっている。

５　近世の生業に関わる歴史文化遺産

本市域は、大坂という近世大都市の近郊にある農村として、菜種、木綿、南天、炭、茶、鋳物、酒などの商品の生産も盛んであった。これらの多くは、産業としては途絶えているものも多いが、生産品をはじめ、生産用具、生産遺構、生産に関わる文書等が伝わっている。また、主要な産業であった農業に関しても、ため池や水路などが数多く造られている。

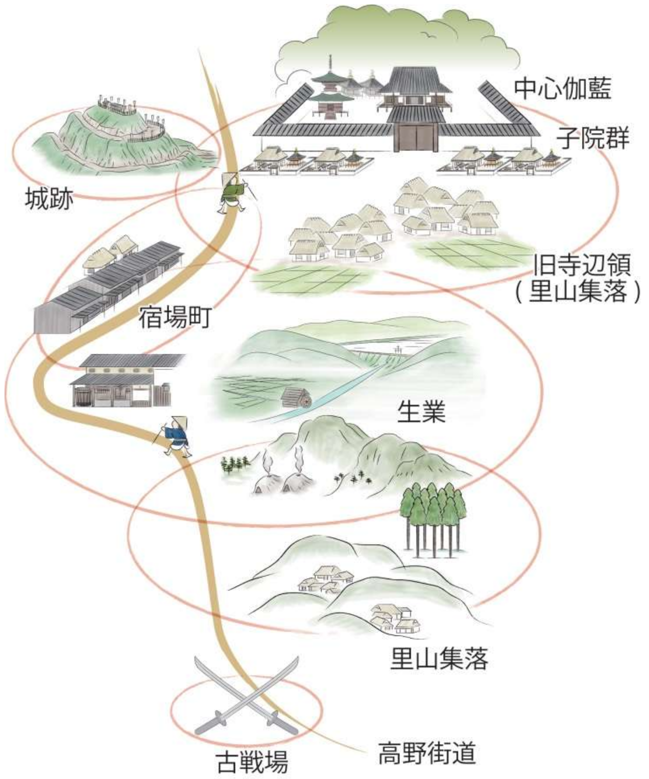

第１３図　市域の歴史文化遺産のイメージ

なお、本市は５つの河岸段丘と谷によって成り立っているが、各谷では、少しずつ趣の異なる歴史文化遺産を見ることができ、このような谷や河岸段丘に挟まれた丘陵上には戦後に開発された団地が位置し、今後歴史文化遺産の新たな担い手として期待されるマンパワーが存在している。

本保存活用計画では、このような市域の歴史文化の特徴を基礎として関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区を設定している。

第４章　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針

１　既往の歴史文化遺産調査の概要

本市では、昭和４９年以降、ほぼ毎年、特定のテーマを定めて市内歴史文化遺産の調査を行っており、様々な類型の歴史文化遺産について一定の資料の蓄積がある。ここでは、事業手法ごとに、これらの調査成果について整理を行う。

（１）郷土研究会委託事業

河内長野市教育委員会では、民間の任意団体である河内長野市郷土研究会に委託を行い、昭和４９年以降に市内の歴史文化遺産の調査を行ってきた。各年次における調査概要については第２表のとおりである。

第２表　既往の文化財調査一覧１

調査年次年	資料タイトル	調査場所（調査場所、調査地点）
昭和 49 年	郷土研究事業報告書（道標調査）	市内全域
昭和 51 年	河内長野市内社寺跡調査報告	市内全域
昭和 52 年	郷土研究事業報告書（河内長野の絵馬）	天神社、高向神社、住吉神社、赤坂上之山神社、川上神社、烏帽子形八幡神社、加賀田神社、光滝寺、金剛寺、松林寺、新町庚申堂、地蔵寺、矢伏観音
昭和 53 年	郷土研究事業報告書（河内長野の絵馬）	赤坂上之山神社、烏帽子形八幡神社、加賀田神社、蟹井神社、川上神社、住吉神社、高向神社、千代田神社、天神社、長野神社、西代神社、八幡神社、安明寺、安楽寺、岩湧寺、延命寺、河合寺、観心寺
昭和 54 年	郷土研究事業報告書（古絵図調査）	市内全域
昭和 56 年	河内長野市社寺建築棟札調査票	大梵天王社、加賀田神社、長野神社、蓮光寺、西代神社、菅原神社、高向神社、岩湧寺、八幡神社、安明寺、地蔵堂、蟹井神社、金剛寺、住吉神社、延命寺、観心寺、大日寺、天狗堂
昭和 56 年	社寺建築棟札調査カード（天野山金剛寺所有分）	金剛寺
昭和 56 年	郷土研究事業報告書（歴史的古道調査）	高野街道、大沢街道、大津街道、天野道
昭和 57 年	郷土研究事業報告書（庶民教育資料調査）	市内全域

昭和 58 年	郷土研究事業報告書（高･制札調査報告書）	市内全域
昭和 59 年	郷土研究事業報告書（市年中行事調査）	長野、天野、小山田、千代田、三日市、加賀田、 川上、高向、滝畑、天見
昭和 60 年	「講」調査報告	市内全域
昭和 61 年	河内長野市内神社金石文調査報告書Ⅰ	西代神社、高向神社
昭和 61 年	河内長野市内神社金石文調査報告書Ⅱ	天神社、住吉神社、加賀田神社、千代田神社、 川上神社
昭和 61 年	文化財調査報告書（小山田地区民具調査）	小山田地区
昭和 62 年	市内 17 寺院金石文調査報告書	市内全域
昭和 63 年	道標･里程標【町石】金石文調査報告書	市内全域
平成元年	観心寺石造物金石文調査報告書	観心寺
平成2年	天野山金剛寺金石文調査報告書	金剛寺
平成3年	延命寺金石文調査報告書	延命寺
平成4年	河内長野市内寺社金石文調査報告書	明忍寺、盛松寺、松林寺
平成5年	河内長野市内寺社金石文及び市内に散在する金石文 調査報告書	極楽寺、河合寺
平成6年	河内長野市内寺社金石文及び市内に散在する金石文 調査報告書	大日寺、興禅寺、地蔵寺
平成 7 年	河内長野市内寺社金石文調査報告書	増福寺、金比羅大権現、眞教寺、月輪寺、石佛寺、庚申寺、菅 原神社、薬師寺、牛頭天王社、安明寺、松明屋、御所の辻
平成 8 年	河内長野市内地名調査Ⅰ 高野街道を基線にしてその付近	高野街道沿い
平成 9 年	郷土研究事業報告書　金石文	下里町観音堂、下里町青ヶ原神社、上原町牛頭神、 小山田町西福寺
平成 10 年	郷土研究事業報告　河内長野市内地名調査Ⅱ	天野街道、大沢街道
平成 11 年	郷土研究事業報告書　河内長野市内地名調査Ⅱ	巡礼街道、その他街道
平成 14 年	平成 14 年度河内長野市委託調査報告書 （河内長野の石造仏）	河南東山墓地、池坂墓地
平成15年	平成 15年度河内長野市委託調査報告書 （一石五輪塔分布調査報告書）	千代田墓地、日野墓地、滝畑地区
平成 16 年	平成 16 年度河内長野市委託調査　河内長野市内 石造物調査報告書（一石五輪塔の所在、分布について）	市内全域
平成 16 年	河内長野市寺社建造物調査資料	寺社建造物調査記録写真
平成 16 年	河内長野市内石造物調査	滝畑墓地、日野墓地、千代田墓地

（２）市内自治会収蔵資料調査

平成１９年以降に、市内の自治会が収蔵する資料の調査を行ってきた。なお、平成２３年からは文化庁の補助事業として採択を受けた。

第３表　既往の文化財調査一覧２

整理№	資料ﾀｲﾄﾙ	調査者
1	自治会収蔵資料調査報告書(平成 19 年度) 石見川･小深･太井	河内長野市郷土研究会
2	自治会収蔵資料調査報告書(平成 20 年度) 鳩原･鬼住･河合寺･寺元 向野･市町･市村新田	河内長野市郷土研究会
3	自治会収蔵資料調査報告書(平成 21 年度) 鳴尾･楠町･松ヶ丘･千代田･石坂 天野 (高瀬･西高･門前･中尾･下里) 小山田町	河内長野市郷土研究会
4	自治会収蔵資料調査報告書(平成 22 年度) 高向･上原町･野作町	河内長野市郷土研究会
5	自治会収蔵資料調査報告書(平成 23 年度) 加賀田	河内長野市郷土研究会
6	自治会収蔵資料調査報告書(平成 24年度) 加賀田	河内長野市郷土研究会
7	自治会収蔵資料調査報告書(平成２５年度) 三日市･天見	河内長野市郷土研究会
8	自治会収蔵資料調査報告書(平成２６年度) 三日市･天見	河内長野市郷土研究会
9	自治会収蔵資料調査報告書(平成２７年度) 喜多町	河内長野市郷土研究会

（３）その他資料（庭園調査・水路・ため池調査・大阪府歴史の道調査・城郭調査）

また、大阪府及び本市が行なった調査の内、今回の調査に利用できるものとして以下の調査がある。

第４表　既往の文化財調査一覧３

整理№	資料タイトル	発行年	発行者
1	歴史の道調査報告書	昭和６３年	大阪府教育委員会
2	河内長野市城館分布調査報告書	平成 13 年	河内長野市教育委員会
3	庭園調査報告書	―	河内長野市教育委員会
4	河内長野市の近代建築	平成１４年	河内長野市教育委員会
5	井路	平成２１年	河内長野市教育委員会
6	河内長野市史	昭和 48 年 ～平成 22 年	河内長野市教育委員会

第５表　調査状況一覧

		長野	小山田	三日市	天見	川上	千代田	楠	天野	高向	滝畑	加賀田	石仏	観心寺	金剛寺
有形文化財	建造物(寺社)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	○	○
	建造物(民家)	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	○	-	-
	絵画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	彫刻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	工芸品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	書跡･典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	古文書(中世以前)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	古文書(近世)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
無形民俗文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
有形民俗文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△
史跡(遺跡)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
史跡(寺社跡)		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
名勝		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
天然記念物		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

凡例

◎　有識者による調査を行っているもの

○　総合調査(所在調査)を行っているもの

△　部分的な把握ができているもの

×　実施していないもの

（４）調査状況

ここでは、有形文化財、無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物について既存の総合調査状況について整理を行う。この中で、無形民俗文化財、有形文化財の近世文書、史跡の寺社跡、名勝の庭園・景勝地、天然記念物の巨木などは、市域に多くの物件が存在しているものの十分な総合調査が実施できていないため、本計画の実施期間において総合調査を行う必要がある。

なお、本市では無形文化財の候補になるような伝統産業が少ないため、当該文化財類型については総合調査を行っていない。また、伝統的建造物群保存地区についても、当該文化財類型に合致するような伝統的建造物の広がりが認められる箇所が存在しないため総合調査を行っていない。有形民俗文化財についても、市内には数多くの旧家が残っており、これらすべての調査を行う事は計画しない。寄贈の問い合わせの際に随時、調査を実施することとする。

以下に調査状況を示す。

①有形文化財（寺社建造物）について

市史編纂事業の作成の際に総合調査を終え、基本構想策定の際に、平成２７年度時点での現状の把握を行っている。

②有形文化財（民家建造物）について

基本構想策定の際に、平成２７年時点での現状の総合調査を行っている。

②有形文化財（絵画、彫刻、工芸品）について

宗教法人格を有する寺院の大部分について、市史編纂事業の際に総合調査を終えており、この他の寺院についても平成２６年に調査を終えている。この他、地域の中で講等によって所有されてきたものは、平成１９年～平成２７年にかけて調査を終えている。

③書籍典籍、古文書

中世文書の多くは、市史編纂事業の際に総合調査を終えているが、この他、近世文書を中心とし、古文書については十分な調査が実施できていない。

④考古資料

発掘調査を随時行い、台帳によって把握ができている。

⑤無形民俗文化財

各地区とも調査が十分ではないため、本計画の実施期間において総合調査を行う必要がある。

⑥史跡

埋蔵文化財についてはその分布を把握しているものの、寺社跡等については、各地区とも調査が十分ではないため、本計画の実施期間において総合調査を行う必要がある。

⑦名勝

寺院庭園、旅館庭園のみ調査を行っているが、民家に付属するものについては各地区ともに調査を行っていない。また、これ以外の物件については調査を行っていない、本計画

の実施期間において総合調査を行う必要がある。

⑧天然記念物

把握が十分ではない類型の文化財であるものの、市内には巨木が生育している場所がある。これらについて総合調査が必要である。

⑨文化的景観

文化的景観については、保存活用計画で歴史文化遺産保存活用地区を設定している場所に関して基本構想策定時に調査を行っているが、今後も調査研究を深めていく。

⑩選定保存地域

選定保存地域については、市内で４箇所を選定している。今後も必要に応じて生育状況の調査等を行っていく必要がある。

2　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する現状と課題

保存活用計画を有効に機能させ、効果・効率的な事業実施に繋げていくためには、近年において求められている歴史文化遺産の保存・活用のあり方や、本市におけるその現状と課題を適切に把握しておくことが必須となる。

ここでは、現在の社会情勢の中で、本市において認められる歴史文化遺産調査研究、保存・整備・継承支援、活用をめぐる個別的、具体的な現状と課題について記載する。

第１４図　文化財建造物の修理状況

（１）歴史文化遺産の調査研究をめぐる現状と課題

前節で述べたように、歴史文化遺産の類型によっては、総合調査が必要なものがある。また、今後は、総合調査の成果を踏まえて、個別な調査や研究を進めその価値について評価を行っていく必要がある。

第１５図　八幡神社の湯立神事

（２）歴史文化遺産保存・整備・継承支援をめぐる現状と課題

本市では、これまで指定・登録文化財に対して、国費や府費による支援の調整を行うとともに、河内長野市文化財保護条例、同条例施行規則、文化財保存事業補助金交付要綱に基づいて有形文化財等の保存修理事業、整備事業、管理事業、無形民俗文化財の継承等について補助等を行ってきた。

第１６図　郷土歴史学習の様子

有形文化財の保存修理事業では、建造物の保存修理、管理が最も多く行われてきており、国宝・重要文化財・府指定文化財に指定されている大型建造物を中心として、多くのものがすでに保存修理を終えている（別表２参照）。一方で市指定文化財については、その多くが地域の檀家や氏子によって支えられている小規模な宗教法人が所有するものであり、かつ保存修理事業を行う上での負担割合も高いため、修理が進んでいない物件も存在する。また、登録文化財については、この課題に加え

て既存不適格となっている建築物件の修理を行う上での法令上の問題が存在する。

美術工芸品は、建造物と比較した場合、保存修理の頻度や経費が低いことから、国・府の指定文化財に関しては必要な保存修理が行われている。しかし、市指定文化財の所有者は、個人や小規模な団体である場合があり、所有者の財源不足から、修理を見送っているものも存在する。平成２５年度～平成２７年度にかけて行った歴史文化遺産調査によって把握できた物件の中に、今後、指定文化財として保護する必要性が生じる物件も含まれており、保存の措置をとる必要のある物件の数は建造物よりも多いといえる。また近年の温暖化や長期の降水による有形文化財のカビの発生などへの対応も迫られている。

無形民俗文化財の継承支援事象については、芸能に関わりを持つものについては、住民の関心も高く、後継者の育成も進んでいる。しかし、これ以外のものは、後継者不足が深刻化している。

この他、本市では歴史文化遺産保存修理のために用いる原材料の確保のために、文化庁が定める「ふるさと文化財の森」、条例に基づく「選定保存地域」を設定しており、杉・檜の大径木、屋根材となる檜皮、茅の確保に努めており、滝畑ふるさと文化財の森センターではこれらに関する普及啓発や研修も行っている。

なお、防災対策については、目下、指定文化財について防災設備の整備を行っている。今後は、自主防災活動の充実や災害時の対処方針などを順次定めていく必要がある。

また、後継者の確保と保存を行う上での財源の確保が今後の課題である。

（３）所有者・所有団体・保存継承団体の現状と課題

本市において指定文化財は、宗教法人が１５９

第１７図　講座の様子

第１８図　高野街道の夜景

第１９図　子ども文化財解説の様子

第２０図　里山集落の景観

件を、その他団体が２５件を、個人が１４件を、公共機関が８件を所有している。これらの内、その他団体には自治会１０件、講３件を含んでいる。宗教法人が保有している件数が圧倒的に多く、公共機関や個人による所有は少ない。本市の場合、大規模な宗教法人も含めて、檀家は近隣の地域住民によって成り立っており、小規模な寺社においては実質的に地域の住民によって運営されている場合が大部分である。続いて、管理形態を見ると、所有者が直接管理を行っているものが１７７件、寄託を行っているものが２９件ある。この寄託については、市外の施設で管理されているものが１７件存在する。

これらのことから、本市の歴史文化遺産は、なんらかの形で地域住民によって支えられているものが大部分であるといえるが、歴史文化遺産を多く保有する地区では若い世代の都市部への転出によって人口減少と高齢化が進んでいる。このため、将来にわたる歴史文化遺産継承の担い手不足が懸念される。そこで今後は、これまで歴史文化遺産の保存継承に直接的に携わらなかった団体や個人もこれらの活動に参画できる新たな仕組みを整えていく必要がある。

（４）歴史文化遺産活用の現状と課題

ここでは、観光分野、教育分野、景観分野、地域づくり分野に分けて、歴史文化遺産活用の現状と課題について整理する。

観光分野については、多くの歴史文化遺産を保有している観心寺、金剛寺、延命寺がすでに観光地としての地位を確立しており、毎年多くの観光客が訪れている。しかし、寺院周辺の歴史文化遺産の活用は進んでいない。このため、地域内における観光客の滞在時間は少なく、経済効果も限られている。なお、近年の観光の全国的傾向として、レジャー型の観光だけではなく、歴史・文化・産業などの体験型観光への注目度が増すなど、観光ニーズが多様化している点にも対応が必要になっている。

教育分野については、市民一般を対象とした歴史文化遺産の展示や現地公開、あるいはこれらをテーマとした講座の開催、伝統的技術の体験事業などを行う一方で、市内の児童・生徒を対象とした郷土歴史学習、ふるさと学、これらによる学習成果を活かしたこども文化財解説を実施するとともに、市外の在校生が多い高等学校にも郷土歴史学習を行い、本市との出会いも大切にしている。これらの活用の効果は、歴史や歴史文化遺産に興味、関心のある市民への学習機会の提供や歴史文化遺産一般に関する愛護推進に留まっており、学習を受けた人々全体が個別具体的な歴史文化遺産の保存や継承に参画するまでには至っていない。

一方、民間で行われている観光事業の在り方をみると、市域の観光資源としての歴史文化遺産は、広域での観光パッケージに組み込まれ、点としての観光となっているケースが目立つ。このことも、市内への来訪者の滞在時間は限定される要因となっている。これに加えて、『河内長野市産業振興ビジョン』でも指摘されているように、観光客向けの飲食店や土産物店が少ないため、「観光業」の成立には至っていない。また本市で実施している各

イベントでは多くの集客が行われており一定の成功を収めているが、これが地域による自立的持続的な活性化には繋がっていないという課題がある。更には近年の訪日外国人旅行者の誘致対応が遅れていることも課題である。

なお、人口減少が進む本市にあって、先ず交流人口の拡大を目指していくためには、日本遺産のまちとして、近隣にある京都、奈良、大阪などの都市と差別化された本市独自の歴史文化遺産の魅力を適切に発信することが必要となるが、市外での PR 活動は従来あまり実施してこなかった。現在、文化庁の補助を受けて、ターミナル駅でのデジタルサイネイジ、情報誌の発行、市外での講演会等を行っているが、今後もこれらの取組を継続していく必要がある。

景観分野については、本市に寺社や街道、里山集落などの歴史的景観があり、これらの景観は市民の郷土に対する誇りや愛着を育むとともに、市外から多くの人を引き寄せる魅力のひとつとなっており、良好な景観の保全と形成が求められている。市街地にある高野街道に沿った地区においては、住民による景観保全のための活動が行われているものの、景観の構成要素となっている古い民家の建て替えも少しずつ進んでいる。山間部に関しては、山林の施業や水田の管理などこれまでの景観を維持してきた生業活動がしだいに難しくなってきている。また、空き家の増加も発生している。

地域づくり分野については、総合計画の地域別計画において、多くの小学校区で「地域づくりの目標」や「主な取り組み・活動」に、「歴史文化遺産の保存・活用」が掲げられているが、今後は実施を推進していく必要がある。

今後は、各地域における歴史文化遺産の保存と活用について普及啓発を行い、住民自らがこのような活動に取り組んでいく気運づくりを進めていく必要がある。

３　保存活用計画の位置付け

ここでは、本市の上位計画や関連する行政計画において歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用がどのように位置づけられているのか明らかにし、本市の行政大系において保存活用計画が占める役割について整理を行う。

（１）総合計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援・活用の位置づけ

総合計画は、平成２８年度から令和７年度までの１０年間におけるまちづくりの指針となる計画である。まちづくりの基本理念に「歴史・文化」が重要な地域資源と位置づけられ、歴史文化遺産を活用した施策が分野別政策や地域別計画に位置づけられている。分野別政策においては、実施を担う部署が示されており、保存活用計画で示す庁内連携体制の在り方の指針となる。

まず、分野を横断して戦略性を持って進める政策として包括的政策があり、本市が持つ豊かな自然や歴史・文化、多様な人材などのまちの魅力を発掘・創出し、これらを効果的に発信することが位置づけられている。また、まちづくりを支える政策の一つに、協働によるまちづくりがあり、協働によるまちづくりを進めるためのツールとして歴史文化遺産を有効な地域資源としてあげることができる。

地域別計画においては、１３の小学校区の内、長野小学校区、三日市小学校区、天見小学校区、川上小学校区、楠小学校区、天野小学校区で、歴史文化遺産、歴史、伝統文化などの地域資源を活用していくことを地域づくりの目標や主な取り組み・活動に掲げている。

第６表　総合計画分野別施策に関する歴史文化遺産の役割

関連する分野別政策	関連する施策	歴史文化遺産の役割
分野別政策５　ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進	施策No.13　学校教育の充実	児童や生徒がふるさとへ誇りを高めるための教材として活用する。
分野別政策６　生涯にわたる多様な学びの推進施	施策No.15　生涯学習の推進	生涯学習の教材として活用するため地域資源としての歴史文化遺産を適切に保存し活用する。
分野別政策８　豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり	施策No.24　魅力的な景観の形成	自然環境と一体をなすものとして保存するため、魅力的な景観形成のための資源とする。
分野別政策１０　にぎわいと活力を創造する地域産業の振興	施策No.33　観光の振興	交流人口の増加と経済活動の活性化を図るための資源として活用する。

第７表　総合計画における歴史文化遺産活用に関わる地域別計画

地域別計画（校区）	地域別計画における歴史文化遺産の位置づけ	関連する歴史文化遺産保存活用地区
長野小学校区 （上原町・上原西町・河合寺・菊水町・喜多町・寿町・栄町・昭栄町、末広町・長野町・錦町・西代町・西之山・野作町・原町・古野町・本多町・本町・向野町）	地域づくりの目標に「歴史資源や特産品を活かしたまちづくり」をあげる。	高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
三日市小学校区 （上田町・小塩町・喜多町・楠ヶ丘・高向・西片添町・中片添町・東方添町・三日市町）	主な取り組み・活動に「歴史的資源を活用したイベント等の取り組みを行う」こと、「高野街道の観光振興につながる環境を整備する」こと、「子どもたちに地域の歴史を伝える取り組みを行う」ことをあげる。	高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
天見小学校区 （天見・岩瀬・清水・流谷）	主な取り組み・活動に「自然や歴史など、地域資源を活かしたイベント等を開催する」ことをあげる。	流谷の歴史文化遺産保存活用地区 島の谷の歴史文化遺産保存活用地区 高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
川上小学校区 （石見川・太井・神ガ丘・河合寺・清見台・小深・末広町・大師町・寺元・日東町・鳩原・三日市町）	主な取り組み・活動に「自然や文化財など、地域資源の再発見プロジェクトを行う」ことをあげる。	観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区
楠小学校区 （あかしあ台・市町・北貴望ヶ丘・南貴望ヶ丘・小山田町・木戸町・木戸西町・楠町西・楠町東・自由ケ丘・桐ヶ丘・松ケ丘東町、松ケ丘中町・松ケ丘西町・原町）	主な取り組み・活動に「歴史的資源の理解を促進する取り組みを行う」ことをあげる	高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区
天野小学校区 （天野町・小山田町・下里町・緑ケ丘北町・緑ケ丘中町・緑ケ丘南町）	主な取り組み・活動に「金剛寺やレジャー施設、天野街道を活用した賑わいづくりを行う」ことをあげる	天野谷の歴史文化遺産保存活用地区

（２）その他　行政計画における歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の位置づけ

①河内長野市教育大綱

河内長野市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その基本となる理念や方針について定めたものである。基本方針Ⅱにおいて、本市が有する豊かな自然や貴重な歴史文化遺産、地域行事、先人の教えといった伝統や文化を子どもたちの教育や生涯学習に活かし、自分たちが住む「ふるさと河内長野」を誇り、大切にする態度を育成するとともに、世界へも目を向ける人材を育成することを述べている。

②河内長野市文化振興計画

河内長野市文化振興計画は、文化活動の循環（サイクル）を活性化させるための社会的、物的、財政的環境条件の整備について、その方向と考え方を示したものであり、平成２７年度に第 2 期文化振興計画が策定された。ここでは、地域振興の一環として「寺社・史跡・埋蔵文化財・街道等を活かした文化事業」をあげている。

③河内長野市総合戦略

河内長野市総合戦略とは、急速な少子高齢化、経済、その他の地域社会の課題に一体的に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国及び大阪府が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら平成２８年２月に策定されたものである。アクションプランに、総合戦略の体系に基づく施策として「日本遺産への認定と活用」、「歴史文化遺産の保存・継承と活用」を位置づけている。

④河内長野市都市計画マスタープラン

河内長野市都市計画マスタープランは、平成２８年度から３７年度までの１０年間の計画であり、土地利用、施設整備、開発事業等の方針を明らかにしたものである。都市施設の整備方針に「広域的観光・レクリエーション施設の保全・整備」の一つとして「歴史性の高い施設拠点の整備」が、都市環境・景観形成の方針に「歴史的・文化的景観資源の保全と活用」が、また地域別構想に歴史文化遺産が集積する谷部が「５つの谷」と位置づけられている。整備・活用の対象地域と位置づけされている地域は、保存活用計画の「歴史文化遺産保存活用地区」と重なりあっている。

⑤河内長野市景観形成計画

河内長野市景観形成計画は、市域の景観形成のための指針を示し、市が行う施策や事業を景観形成という視点からとりまとめ、市域全体の景観づくりの方向性を示したものである。景観形成基本目標に「自然・歴史・文化が一体となった美しい景観をうけつぐ」ことが盛り込まれ、「歴史的地区」、「旧街道」が各地区の景観構造図に示されている。これらと、保存活用計画において「歴史文化遺産保存活用地区」と重なっている。

⑥河内長野市産業振興ビジョン

既存産業の振興や新規産業の参入、商業や観光サービス産業の充実や都市近郊農林業の活性化など、本市特有の地域資源を活かした河内長野らしい産業の在り方について、具体的に目指すべき方向性が示されている。平成２５年度に策定され、この構想では豊かな自然と歴史を有する地域の条件を活かし、観光資源の魅力向上やグリーンツーリズム等の受け入れ体制のほか、地域ぐるみでのおもてなしなど、ソフト・ハード両面の整備を図ることをあげている。

⑦河内長野市森林整備計画

河内長野市森林整備計画では森林の整備に関する基本的事項、間伐及び保育に関する標準的な方法や基準、その他森林整備の方針等が記載されている。市域の森林は、寺有林、社叢林として古くから守り伝えられ、あるいは里山集落の一部として歴史文化遺産の周辺景観を構成しているものがある。

⑧河内長野市木材利用基本方針

河内長野市木材利用基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、「おおさか河内材」利用の目標、利用を推進すべき公共建築物等、河内材の利用促進に向けた取り組み等を定めたものである。その他、歴史文化遺産の修復資材としての「おおさか河内材」、檜皮等の利用の推進を目標にあげている。

⑨河内長野市農業振興地域整備計画

河内長野市農業振興地域整備計画は、農林水産省の農業振興地域制度に基づいて、本市の自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るために策定した農用地の利用、保全、農業従事者の育成等に関する計画である。農地は、歴史的に形成された里山集落、あるいは境内地周辺地域の重要な構成要素となるものであり、農業振興は歴史文化遺産の保全に直結している。

⑩河内長野市環境基本計画

河内長野市環境基本計画は、環境基本法及び市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創出に関する施策を講じるための基本的な計画であり、平成２３年度から令和２年度までの１０年間を計画期間とし、計画の中間年度となる平成２７年度において、計画の中間見直しが行われている。基本的施策のなかに「歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり」が掲げられ、これは、「豊かな自然と先人がつくった歴史と伝統を生かし、都市の景観を重視したまちづくりを進めるとともに、多くの人が集い、にぎわい、都市に個性ある魅力を創り出し、生きる喜びが感じられる快適なまちづくりを目指し

ます」としている。

⑪河内長野市地域防災計画

河内長野市地域防災計画とは、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、防災関係機関で構成される河内長野市防災会議において、「市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」、「災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画」、「必要な労務、施設、設備等の整備、備蓄、調達等に関する計画などの防災に関する計画」を定めたものであり、「文教対策の実施」の項目に歴史文化遺産の災害応急対策についての記載がある。

⑫河内長野市観光振興計画

河内長野市観光振興計画は、本市が有する多様な地域資源を生かしながら、観光振興を図り、関連する産業の振興及び地域経済の活性化をめざし、活力とにぎわいのまちづくりを推進するため、各種観光施策の指針として策定したものである。４つの基本方針と１２の戦略をたて、本市がめざす観光の姿「集客と消費を高める観光振興の推進」の実現をめざすものである。歴史文化遺産についても地域資源としての位置づけがなされている。

今後、歴史文化遺産の活用に関して国が推進する観光振興を目的とした事業を展開し、また、上位計画、他の行政計画達成に資するように景観やまちづくりなど新しい分野にも活用の幅を広げていく。そのためには、従来の業務の効率性や効果を検証して適切に整理を行うとともに、各部署の施策の中で、位置づけられる歴史文化遺産活用のあり方をふまえて、目標を庁内部署や市民団体と共有して連携を進めていくことが必要不可欠となる。

４　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針

（１）歴史文化遺産調査研究、保存・整備・継承支援、活用における課題と基本方針の関係

第４章第２節では、歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の現状と課題について指摘したが、課題事項を総括すると、４つの事項に整理することができる。

一つ目は、歴史文化遺産の調査が進んでいるが、類型によっては把握や価値の評価が十分ではないものがあること、二つ目は、今後、適切に保存修理を行っていく必要がある歴史文化遺産が存在し、また災害や気象条件の変化による緊急な対処が必要となる事案に備える必要があること、三つ目は、少子高齢化によって歴史文化遺産を保有する地域のコミュニティ人口が減少し、歴史文化遺産を継承し、また周囲の文化的景観を維持している生業活動が特に山間部で困難になりつつあること、四つ目は市域全体の持続的な活性化のために、歴史文化遺産を観光、教育、景観形成の地域資源としていっそう活用していく必要があることである。

ここでは、これらの課題を踏まえて、本市の歴史文化遺産の価値や魅力が共有され、これらの歴史文化遺産が今後も適切に保存継承され、適切に活用されることで将来的にも市域が潤っていくように、日本遺産のまちとして５つの基本方針を設定した。

（２）基本方針

基本方針１　把握と共有

地域の歴史文化遺産の総合的な調査と相互関連性の把握に基づいて、テーマ或いは空間としての歴史文化遺産のまとまりと、その特徴や重要性を再認識し、情報を市民・所有者・行政等で共有する。

・市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化
・関連する歴史文化遺産をテーマ別でまとめた関連遺産群が持つ価値の共有化
・関連する歴史文化遺産を地域別でまとめた歴史文化遺産保存活用地区が持つ価値の共有化

基本方針２　人づくり

地域の歴史文化遺産をもって郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行う。

・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用
・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用

基本方針３　仕組みづくり

地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。

・周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用
・旧村の住民を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築
・指定文化財の活用、或いは未指定文化財の保存活用に対しての支援に関する仕組みの構築
・歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興。

基本方針４　魅力向上

歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる。
・把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上
・有形・無形の歴史文化遺産の保存継承を通じた地域コミュニティの維持・発展
・把握された歴史文化遺産群の観光への活用

基本方針５　保存継承

長期的視点で効果的・効率的な歴史文化遺産の保存・管理を行う。
・持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施
・修復資材の地産・地消の推進
・歴史文化遺産の防犯・防災体制

（３）基本方針と計画期間に取り組む事業

ここでは、基本方針のもとに計画実施期間に取り組むべき事業項目を示す。なお、事業の詳細な内容については、第５章で提示する。

歴史文化遺産調査研究

歴史文化遺産調査研究事業は、基本方針１に掲げる「市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化」のために行うものであり、この実現のために歴史文化遺産総合調査を進める。事業の実施にあたって、歴史文化遺産総合調査が完了していない無形民俗文化財、寺社跡、巨木、庭園、景勝地の総合調査を実施する。把握できた歴史文化遺産の内、指定などの措置が必要となるものについては歴史文化遺産個別調査事業を実施する。また、埋蔵文化財の発掘調査、文化財保護審議会の運営も行う。

また、「関連する歴史文化遺産をテーマ別でまとめた関連遺産群が持つ価値の共有化」のための調査研究を、「関連する歴史文化遺産を地域別でまとめた歴史文化遺産保存活用地区が持つ価値の共有化」のための調査研究を実施する。

調査研究の成果については、歴史文化遺産保存・整備・継承支援事業や歴史文化遺産活用事業を行う際の基礎資料とする。

第８表　基本方針１に基づいて実施する歴史文化遺産調査研究

<table>
<tr><th colspan="2">基本方針 1</th><th rowspan="2">保存活用計画に基づき実施する施策</th></tr>
<tr><th colspan="2">基本方針1(歴史文化遺産調査研究に関わるもの)</th></tr>
<tr><td rowspan="4"><把握と共有>
地域の歴史文化遺産の総合的な調査と相互関連性の把握に基づいて、テーマ或いは空間としての歴史文化遺産のまとまりと、その特徴や重要性を再認識し、情報を市民･所有者･行政等で共有する。</td><td rowspan="2">･市域にある歴史文化遺産に関する基礎情報の共有化</td><td>･歴史文化遺産総合調査
･無形民俗文化財総合調査
･寺社跡･巨木･景勝地･庭園総合調査</td></tr>
<tr><td>･歴史文化遺産個別調査
･指定文化財候補の調査
･埋蔵文化財の発掘調査
･文化財保護審議会の運営</td></tr>
<tr><td>･関連する歴史文化遺産をテーマ別でまとめた関連遺産群が持つ価値の共有化</td><td>･歴史文化遺産個別調査事業
･関連遺産群の調査研究</td></tr>
<tr><td>･関連する歴史文化遺産を地域別でまとめた歴史文化遺産保存活用地区が持つ価値の共有化</td><td>･歴史文化遺産個別調査事業
･歴史文化遺産保存活用地区の調査研究</td></tr>
</table>

歴史文化遺産保存・整備・継承支援

歴史文化遺産保存・整備・継承支援事業は、基本方針３・５を具体的に進めるために実施するものである。基本方針３に掲げる「周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用」のために未指定文化財もその対象に含めて関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区の構成要素の保全を検討する。また「旧村を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築」のために歴史文化遺産保存継承者育成を行う。

また、基本方針５に掲げる「持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施」のために、財源との適正なバランスのもと指定文化財保存修理・整備、指定無形民俗文化財保存継承、指定文化財の管理を行う。この際、所有者が歴史文化遺産保全のための計画を策定する場合にも積極的に指導助言を行い、民間助成の獲得による保存措置も推進する。また、「修復資材の地産・地消の推進」のためにこれらの生育地である選定保存地域の保全を行う。さらに、「歴史文化遺産の防犯、防災体制」を確立するために、指定文化財保存・整備を実施する。

本事業を通じて、適切に保存された歴史文化遺産については、活用を行うと同時に、新たに把握できた課題については調査研究を行う。

第９表　基本方針３・５に基づいて実施する歴史文化遺産保存・整備・継承支援事業

<table>
<tr><th colspan="2">基本方針　3</th><th rowspan="2">保存活用計画に基づき実施する施策</th></tr>
<tr><th colspan="2">基本方針3（歴史文化遺産保存･整備･継承支援に関わるもの）</th></tr>
<tr><td rowspan="3"><仕組みづくり>
地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。</td><td rowspan="2">･周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用</td><td>･関連遺産群構成要素の保全事業</td></tr>
<tr><td>･歴史文化遺産保存活用地区の保全事業</td></tr>
<tr><td>･旧村を中心とした歴史文化遺産の保存主体に次世代を担う住民や新興住宅地の住民が参加できる仕組みの構築</td><td>･歴史文化遺産保存継承者の育成</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">基本方針　5</th><th rowspan="2">保存活用計画に基づき実施する施策</th></tr>
<tr><th colspan="2">基本方針5（歴史文化遺産保存･整備･継承支援に関わるもの）</th></tr>
<tr><td rowspan="5"><保存継承>
長期的視点で効果的･効率的な歴史文化遺産の保存･管理を行う。</td><td rowspan="3">･持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存･継承の実施</td><td>･指定･登録有形文化財の修理･整備</td></tr>
<tr><td>･指定無形民俗文化財保存継承</td></tr>
<tr><td>･指定･登録文化財の管理</td></tr>
<tr><td>･修復資材の地産･地消の推進</td><td>･選定保存地域の保全</td></tr>
<tr><td>･歴史文化遺産の防犯･防災体制</td><td>･指定･登録有形文化財の修理･整備（再掲）</td></tr>
</table>

歴史文化遺産活用事業

歴史文化遺産活用事業に関しては、基本方針２～４を具体的に進めるために観光、教育、景観、地域づくりの各分野で事業を実施する。この際、調査・研究によって把握することができた個々の歴史文化遺産の持つ価値や魅力に加えて、関連遺産群あるいは歴史文化遺産保存活用地区が総体として持つ価値と魅力を最大限に引き出した形で活用する。

第２１図　整備された史跡観心寺境内多目的広場

教育分野での活用は、基本方針２に掲げる「把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用」のため、市内の学校で行う郷土歴史学習等を実施する。また、「把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用」のため、歴史文化遺産総合調査成果の公開、講演・講座、展示、体験学習を推進する。

第２２図　景観の普及啓発として実施した棚田のライトアップ

観光分野での活用は、基本方針３に掲げる、「周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用」を進めるために、また基本方針４に掲げる「把握された歴史文化遺産群の観光への活用」を進めるために実施する。このため、歴史文化遺産現地公開、情報発信、人材育成、調査研究、整備等を行う。

景観分野での活用は、基本方針３に掲げる「周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用」を進めるため、また基本方針４に掲げる「把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上」を進めるため、歴史的景観を活用した事業を行う。この中で、住民へ普及啓発を行い、ワークショップを開催する等、地域景観のイメージの共有をはかっていく。また、景観所管課と連携のもと歴史的に形成された風致について普及啓発し、地域住民の理解を促進する。

地域づくり分野での活用にあたっては、基本方針３にかかげる「歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興」のために、有形・無形の歴史文化遺産を活用して活動している地域団体活動支援を実施する。また基本方針４に掲げる「有形・無形の歴史文化遺産の保存継承を通じた地域コミュニティーの維持・発展」のため、歴史文化遺産の保存継承を担う団体への支援に加えて、これらへの参画を促すために出前講座やテーマ型ボランティアを育

成する。また、地域活動全般の支援や指導を担う市職員の研修も行う。

なおこれらの取り組みを進める中で、基本方針３に掲げる「指定文化財の活用・或いは未指定文化財の保存活用に対しての支援に関する仕組みの構築」について検討する。

第１０表　基本方針２・３に基づいて実施する歴史文化遺産活用事業

基本方針 2 基本方針2（歴史文化遺産活用に関わるもの）		保存活用計画に基づき実施する施策
<人づくり> 地域の歴史文化遺産をもって郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行う。	・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の学校教育における活用	教育分野での活用 ・郷土歴史学習
	・把握された歴史文化遺産群が持つ新たな価値の社会教育・生涯学習における活用	教育分野での活用 ・歴史文化遺産総合情報発信事業 ・関連遺産群に関する講演・講座・公開 ・関連遺産群に関する展示 ・体験学習事業

基本方針 3 基本方針3（歴史文化遺産活用に関わるもの）		保存活用計画に基づき実施する施策
<仕組みづくり> 地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築する。	・周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用	観光分野での活用 ・ぐるっとまちじゅう博物館事業
		景観分野での活用 ・歴史的景観の普及啓発 ・ワークショップ
	・指定文化財の活用、或いは未指定文化財の保存活用に対しての支援に関する仕組みの構築	・教育分野での活用 ・郷土歴史学習
		・観光分野での活用 ・日本遺産ガイド人材育成事業
		・景観分野での活用 ・ワークショップ
		地域づくり分野での活用 ・地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援 ・地域への出前講座 ・テーマ型ボランティアの育成
	・歴史文化遺産の継承による文化芸術の振興	地域づくり分野での活用 ・地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援

第１１表　基本方針４に基づいて実施する歴史文化遺産活用事業

<table>
<tr><th colspan="2">基本方針</th><th rowspan="2">保存活用計画に基づき実施する施策</th></tr>
<tr><th colspan="2">基本方針4</th></tr>
<tr><td rowspan="3"><魅力向上>
歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる。</td><td>・把握された歴史文化遺産群の価値による住環境の魅力向上</td><td>景観分野での活用事業
・歴史的景観の普及啓発(再掲)
・ワークショップ(再掲)</td></tr>
<tr><td>・有形・無形の歴史文化遺産の保存継承を通じた地域コミュニティの維持・発展</td><td>地域づくり分野での活用事業
・地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援(再掲)
・地域への出前講座(再掲)
・職員研修(再掲)
・テーマ型ボランティアの育成(再掲)</td></tr>
<tr><td>・把握された歴史文化遺産群の観光への活用</td><td>観光分野での活用事業
・日本遺産のまち魅力発信事業
・日本遺産ガイド人材育成事業
・観光客嗜好性調査研究事業
・誘導サイン・説明看板整備事業
・ぐるっとまちじゅう博物館事業
（歴史文化遺産現地公開）</td></tr>
</table>

5．関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区の設定

（1）　関連遺産群と歴史文化遺産保存活用地区の考え方

本市域は、第２章で述べたように、多くの山地・丘陵とこれらに囲まれた段丘や谷部によって形成され、主にこれらの段丘や谷部に人々の営む伝統的集落が展開している。各集落は、それぞれ独自の歴史的性格を持ち、地域独自の人の営みを形成し、その営みが歴史文化遺産を生み、これらが祖先から我々の世代へと継承されてきた。この歴史文化遺産が、現在の河内長野らしい環境を形成し、住民相互を結び付け、人と地域を結びつけてきた。

この河内長野らしさを形成する歴史文化遺産は、市域の中で単体として孤立して存在しているのではなく、一定のテーマを持って、複数の歴史文化遺産がまとまり、自然環境とも有機的な関連性を持ちながら存在している。ここでいう関連性とは、歴史的関連性や地理的関連性などであり、相互に関連性のある一定のまとまりとして歴史文化遺産を捉えたものを関連遺産群とする。例えば、中世寺院の伽藍には、堂宇が相互に歴史的関連性を持ちながら分布し、そこには信仰の対象である彫刻をはじめとする美術工芸品があり、周囲には子院遺構、境内林が広がり、祭礼・行事が行われている。さらに、周囲には、民家、村堂、棚田などによって構成されるかつての寺辺領が広がり、これらの世界と外部世界をつないでいた古道がある。また、江戸時代の村絵図にも描かれている里山集落は、茅葺民家、鎮守の社、ため池、水路、棚田、墓地によって構成され、これらは伝統的に受け継がれてきた生業によって維持され、そこで行われている祭礼は、住民相互を結びつけ、伝統・文化を継承する主体としている。これらは、相互に密接な関連性を持ち、全体として個々の歴史文化遺産では捉える事のできない、新たな意味と価値を有している。このような価値と意味は、歴史文化遺産をより深く、理解されやすい形で広める際に大きな役割を果たす。

そして、市民が地域に愛着を深め、より大きな枠組みで協働し、市外に魅力を発信する上でも重要である。

一方で、歴史文化遺産保存活用地区とは、関連遺産群の趣旨に沿った形で歴史文化遺産が集積し、効果的な活用が可能な地域のことで、一定の区域内において、現に存在しており活用が可能な歴史文化遺産のまとまりのことである。建造物など典型的な歴史文化遺産に加えて、塀や石垣或いは水路などこれらと一体的に空間を構成しているものすべてを含める。また、状況に応じて周辺の自然環境が含まれる。本市においては、このような歴史遺産が集積する地域は、それぞれの地域が持つ自然や歴史・文化などによる多様性が見られる。

このように歴史文化遺産を単体で捉えるのではなく、歴史的・地理的に意味を持つまとまりとして捉える事によって、単体では十分な価値づけが難しかった歴史文化遺産についても光を当てることができ、新たな魅力を引き出す事ができると考える。また、このことによって、歴史文化遺産をより理解しやすい形で活用する事ができ、総合的な保存の方策

第１２表　関連遺産群と文化財保存活用区域

	中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群	中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群	高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群	里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群	近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群
高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区	○	○	◎	○	○
島の谷の歴史文化遺産保存活用地区			○	◎	
流谷の歴史文化遺産保存活用地区		○	○	◎	○
観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区	◎	○		○	
滝畑の歴史文化遺産保存活用地区				◎	○
岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区	○			◎	
寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区				○	◎
天野谷の歴史文化遺産保存活用地区	◎	○		○	
高向地区及び周辺の歴史学習体験地区				○	

凡例：◎大きな関連性があるケース　○関連性があるケース

を検討する事が可能になると考えられる。このような歴史文化遺産のまとまりについての情報を市民、学校、企業、行政等が共有する事で、保存の意識を高め、活用の機会が生まれるのを促進する。以下のように 5 項目の関連遺産群に対して８地区の歴史文化遺産保存活用地区と１地区の歴史学習体験地区を設定するが、その関連を示すと第１２表のようになる。

（2）　関連遺産群の設定基準と設定

市域の歴史文化遺産は、歴史的、地理的、類型的にまんべんなく分布しているわけではなく、大きな偏りがみられる。この偏りは、それぞれ時代背景や地理的環境とも一定の関りをもっており河内長野らしさを体現しているものでもある。また、これらを群として適切に保存し、活用していくためには、地域住民との協働が必要である。

このことから、関連遺産群の設定にあたり、以下の４点を設定の際の基準とする。

①歴史的に形成された河内長野市域の特徴を踏まえたものとする。

②保存活用が可能な歴史文化遺産群を含むものとする。

③歴史的なストーリーをもって相互に関連づけられるものとする。

④地域住民の活動と接点を持っているものとする。

このような基準で関連遺産群の設定を行った結果、

「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」

「中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群」

「高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群」

「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」

「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」

を設定した。

（３） 関連遺産群

ここでは、設定した関連遺産群の内容を示していくにあたり、個々の関連遺産群の内容、構成要素、これらの相互関連性を示すこととする。

①中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群

内容

宗教勢力が一定の力を持った中世において、市域は京や高野山に近く、これらの地域と歴史的な繋がりを持ち、多くの宗教に関連する歴史文化遺産を産み出した。この状況をよく示すのが、観心寺、金剛寺に代表される大型の一山寺院の存在である。一山寺院とは、地方の有力寺院であり周辺の土地を領主として統治した寺院を指す。これらの寺院では、中心伽藍に多くの堂宇を持ち、周囲には、鎮守社、僧侶の住まいである子院の坊舎群、門前の集落が自然地形に沿って配置されており、都市的な空間を形成し、市内有数の人口密集地となっていた。また、これらの背後には、寺院に多くの資材を供給してきた境内林が広がり、さらに外部には、観心寺における観心寺七郷、金剛寺における天野谷などのかつての寺辺領が位置し、街道は、これらを相互につなげるとともに外部世界ともつないでいた。これらの一山寺院の隆盛時期と市域の発展の時期は重なっており、政治、文化、経済の各分野において一山寺院の隆盛が市域の発展へ少なからぬ影響を与えていた。

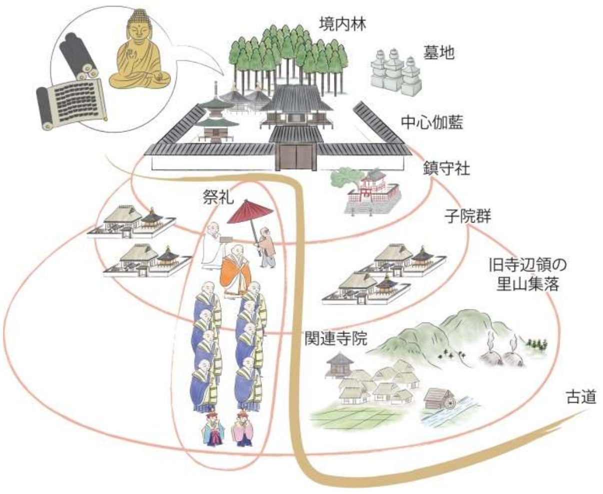

第２３図 「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」のイメージ

現在このようなテーマに関連する歴史文化遺産としては、中心伽藍や子院の建造物、祭礼の対象や法具などの美術工芸品、境内の地形、周囲の山林、かつての寺辺領にある村落景観、村堂、石造物、古道等がある。

本関連遺産群は認定を受けた日本遺産のストーリーの一部となっている。

関連遺産群を構成する歴史文化遺産と各歴史文化遺産の相互関連性

関連遺産群を構成する主な歴史文化遺産としては一山寺院伽藍の堂宇、彫刻、祭礼、境内林、周囲に広がる旧寺辺領の遺構等がある。これらの多くは、現在も信仰の対象として一体的に活用されており、相互の関連性が自明である。伽藍の周囲にある子院或いは子院遺構との関連についても、文献史料によって関係が明らかになっている。かつての寺辺領にある歴史文化遺産については、一山寺院との関係が窺えるものも存在する。

②中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群

内容

市域は、中世において大きな経済力を持っていた畿内の外縁部にあたり、市内南部に広がる和泉山脈は、畿内と畿外を区画する分水嶺となっていた。このため、中世において市域は、河内の国の防衛線ともなっていた。また、市域にある一山寺院は、大きな経済力を持っていたため政治的な拠点となったこともあり、本市は、治承・寿永の内乱期、南北朝時代、戦国時代に主戦場となった。例えば、南北朝期前後にあっては、市内南部にある天見で鎌倉方と楠木方の合戦が行われ、南朝の拠点であった金剛寺が北朝方の攻撃にあった。戦国時代には、多くの山城が築造され、このような山城の一つである烏帽子形城をめぐっては、何度も攻防があり、戦国時代を通じて、多くの文書で確認できる。観心寺が畠山氏の陣所にあてられたという記録があり、畿内南部での合戦の推移が金剛寺文書や観心寺文書で確認できる。

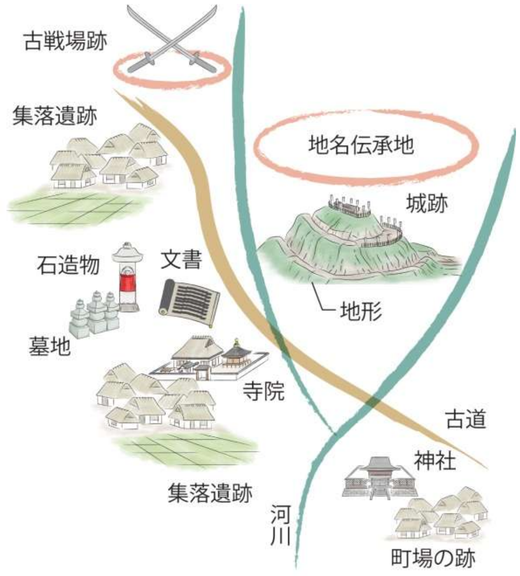

第２４図「中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群」のイメージ

現在このようなテーマに関連する歴史文化遺産としては、古戦場跡、山城跡・伝承地、戦乱に関わる町場、道、寺院、あるいは文書などをあげることができる。

本関連遺産群は認定を受けた日本遺産のストーリーの一部となっている。

関連遺産群を構成する歴史文化遺産と各歴史文化遺産の相互関連性

関連遺産群を構成する歴史文化遺産としては山城跡、古戦場跡、古道、河川がある。この他、観心寺と金剛寺は、そのものが陣所や政治的な拠点として合戦で利用された他、これらの寺院に残された文書には、合戦の歴史を直接あるいは間接に示すものも存在している。また、小字名に城郭や城郭周辺の町場の跡を示すものが残っている。

③高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群

内容

高野街道は市内を南北に縦走しており、中高野街道と西高野街道、西高野街道と東高野街道の合流地点が市内に存在する。弘仁７（816）年に空海が高野山を開創し、平安中期以降京の皇族、公家が参詣をはじめ、江戸時代に入ると民衆も盛んに高野山参詣をはじめた。それにともない、高野参詣の道が形成され、宿駅である三日市宿が置かれた。市域も高野街道に沿った人の流れやものの動きとともに栄えてきた経緯がある。このような経緯から

近世以来、観光のまちとして栄え、市域各所が河内名所図会や近代の鳥瞰図などによっても紹介されてきた。現在においても、旧街道に沿って旅籠の趣を残す町屋、石造物（里程石、道標、地蔵、常夜灯）が残っている。

また、近代に入ると高野鉄道が長野駅を開設し、長野遊園も整備され、また温泉街としても賑わいをみせた。このようなことから市内には、交通・観光に関連する歴史文化遺産が数多く存在している。現在このテーマに関連する歴史文化遺産としては、古道、町屋建築、旧宿場町の景観やこの構成要素、街道に沿って位置する石造物等がある。

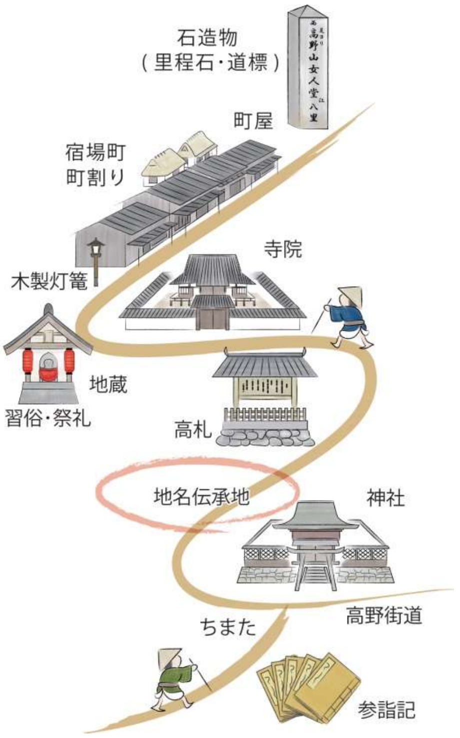

第２５図　「高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群」のイメージ

関連遺産群を構成する歴史文化遺産と各歴史文化遺産の相互関連性

関連遺産群を構成する主な歴史文化遺産としては旧高野街道をはじめ、沿道の里程石、道標、灯籠、旧宿場の町屋建築、地蔵堂、寺社、絵図、道中記、宿場関係文書等がある。これらの大部分のものは地理的にも景観的にもまとまりをもって分布しており、あるいはこれらの構造物と関係の深い文書よりなっている。これらは、このテーマの基に関連づけることができる。

④里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群

内容

市内には、周囲を山地・丘陵に囲まれた地形的に独立性の高い空間に、鎮守、村堂、茅葺民家、山林、棚田、溜池、水路、墓地、茅場、祭礼、生業などを景観構成要素とする里山集落が存在する。これらの里山集落の多くは、中世以降、荘園や国衙領を構成する郷や近世村落として地域的、政治的な単位となり、それぞれが固有の歴史をもっている。また、これらの里山集落は、村明細帳、正保郷帳写、宗旨御改帳などの近世文書、村絵図によって歴史的な状況を窺い知ることができる。

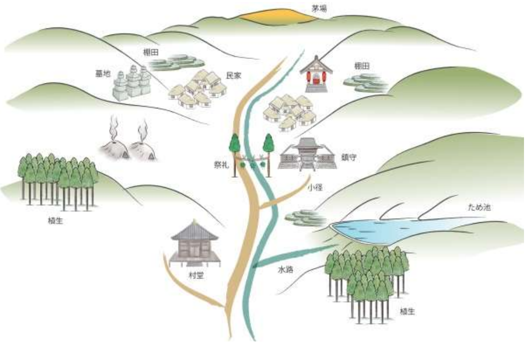

第２６図　「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」のイメージ

現在このようなテーマに関連する歴史文化遺産は、重要文化財山本家住宅、左近家住宅

など指定文化財を含むが、多くが保存の措置がとられていない未指定文化財であるものの、これらが織りなす文化的景観に歴史文化遺産としての価値がある。

関連遺産群を構成する歴史文化遺産と各歴史文化遺産の相互関連性

関連遺産群を構成する主な歴史文化遺産としては民家、村堂、鎮守、棚田、地蔵堂、墓地、絵図、小路、ため池、祭礼、習俗、村方文書等がある。これらは、伝統的な山間部の「なりわい」、「くらし」、「信仰」によって相互に結びつけられている。

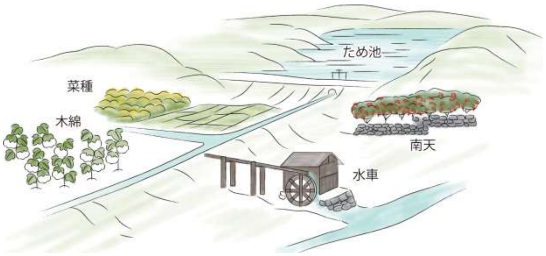

第２７図　「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」のイメージ

⑤近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群

内容

本市は、農業に生業の基盤を置いてきたが、先進地である畿内の一角を占め、また近世以降においては大都市であり、大消費地である大坂周辺の農村であったため、菜種、木綿、南天などの商品作物の活発な栽培や新田開発など独自の特色も持っていた。この他、炭、茶、鋳物業、酒造業も存在していた。また、水利の確保を目的に築造された溜池、水路も存在している。このようなため池は、近世の新田開発事業の中で築造され、開発にともなう伝承が現在にも伝わっている。特に慶安２年（１６４９）頃に築造された寺ヶ池と寺ヶ池水路については、中村与次兵衛の偉業が小学校の副読本にも登場する。

また、近代以降は、水力を使った製品の加工等も盛んに行われた。このような生業・産業に関連する歴史文化遺産は、本市の立地条件と関係を持っており、河内長野らしさを保存する上で重要な要素となっている。

関連遺産群を構成する歴史文化遺産と各歴史文化遺産の相互関連性

関連遺産群を構成する主な歴史文化遺産としては溜池、水路、水田、酒造所、水車、鋳物、炭、商品作物、民具場等がある。これらには、農業に係る歴史文化遺産があり、これらは開発の歴史的な経過において、或いは現在の景観的なまとまりにおいて相互に強い関連性がみられる。次に産業に係る歴史文化産については、市域の立地状況、風土によって特色づけられるものが多い。

（４）歴史文化遺産保存活用地区設定基準

歴史文化遺産保存活用地区の設定にあたり、その範囲を定める方法として以下の３つの

項目の内容を検討することが有効であると考えられる。

①地形的まとまり

河岸段丘と丘陵そして山地によって構成される本市の地形の特徴から、自己完結的な地形単位が多く認められ、地域を特色づける景観の構成要素がこのような地形単位の中にコンパクトにおさまっている場合が多い。このような地形の単位として丘陵・山地に囲まれた谷部、河岸段丘面等をあげることができる。

②絵図・歴史史料から読み取れるまとまり

本市には、旧村を描いた絵図が多く残っており、これらに描かれた建造物や工作物、道などは、現在も残っている場合が認められる。これらは、同じ時点で機能し、かつて存在した空間のまとまりを示していると考えられる。また、古文書等の歴史資料からは、かつての寺領や荘園としてのまとまりを窺うことができるものも存在する。

③歴史的地理的景観としてのまとまり

市内には関連遺産群のテーマともなっている里山集落、高野街道宿場町、寺院建造物群の景観としてのまとまりが、現在においてもみられる。

（５）歴史文化遺産保存活用地区

①高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

高野街道は、市内を南北に縦走し中高野街道、西高野街道、東高野街道が本市で合流し、また巡礼街道、大沢街道、和泉道などを派生している。これらの沿道には道標、里程石、灯籠、高札場跡、旅籠を踏襲した民家などの交通に関係する歴史文化遺産が点在するため、これを「高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区」とする。

後に高野街道と呼ばれるようになる道は、弥生時代の土器の移動から、より古い時代から河内と紀伊を繋ぐ道として存在していたようであるが、高野参詣の道として河内路がとられるようになった平安時代末期以降、人の往来が飛躍的に活発化したとみられる。特に、平安時代末期には、皇族や貴族が高野参詣を行っており、その様子は白河上皇の皇子である覚法法親王の『御室御所高野山御参籠日記』や藤原忠親の『山槐記』によって知ることができる。これらによると市域は、高野参詣の中継地としても利用されたようで、藤原忠親が高野参詣の際に長野で食事や宿泊をしており、覚法法親王も石瀬（岩瀬）で休憩したという記録がある。また、治承・寿永の内乱期、南北朝、戦国期には、軍事的にも使用されたと考えられ、源行家の軍政の拠点であり、石川源氏の居館でもあった長野城も高野街道に沿った場所にあったと想定されている。この他、天見には南北朝期の古戦場跡があり、喜多町には中世山城である烏帽子形城跡がある。東西高野街道の合流地点付近には、『後宇

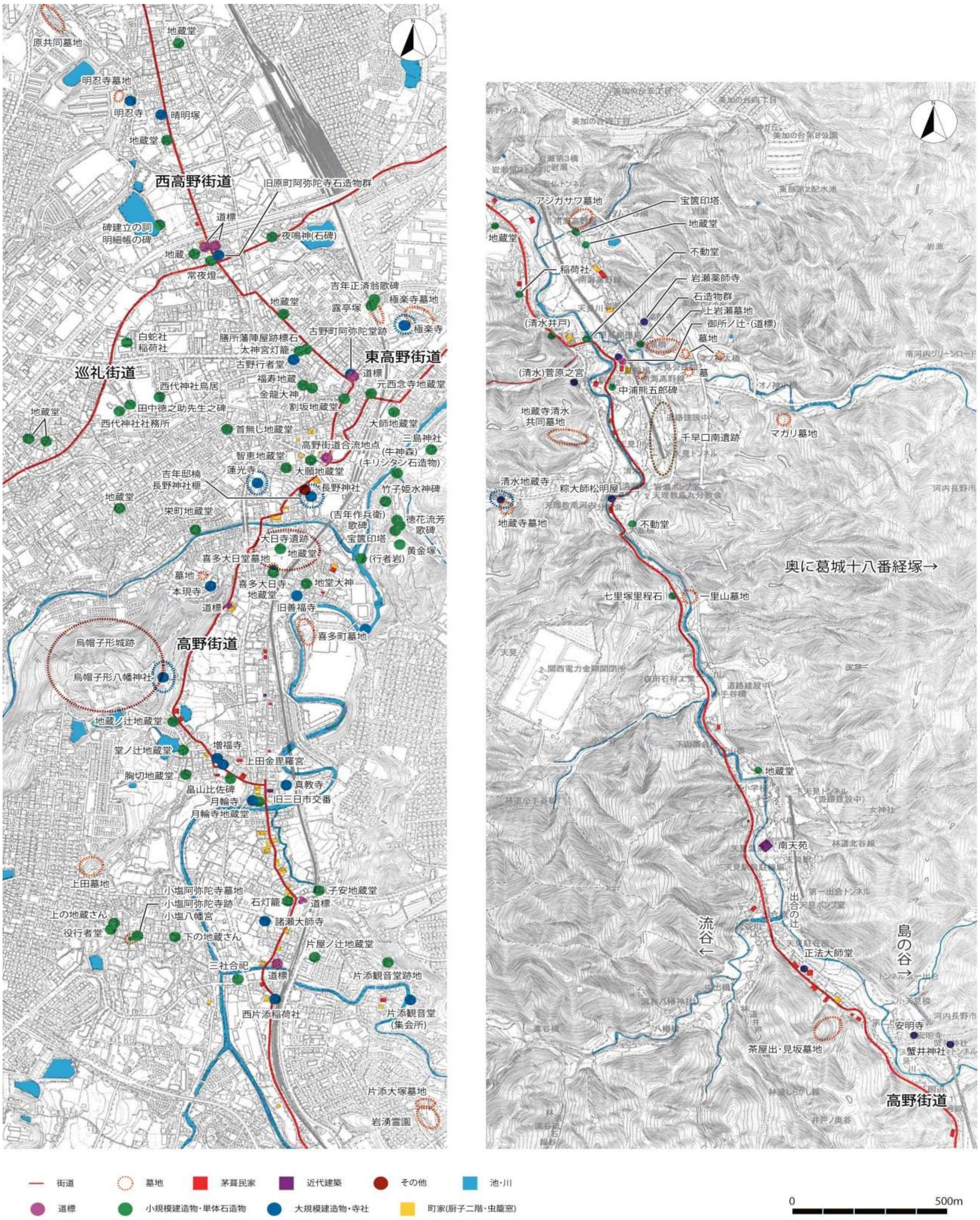

第２８　図　高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区

多院御幸記』、『粉河寺文書』、『日野観音寺大般若経奥書』によると木屋堂とよばれる町場があったとされる。この他に中世には、正平２１年（１３６６）の観心寺文書によると、高野街道の利用者から関銭（通行税）を徴収するための関所が岩瀬に置かれていた可能性が考えられる。

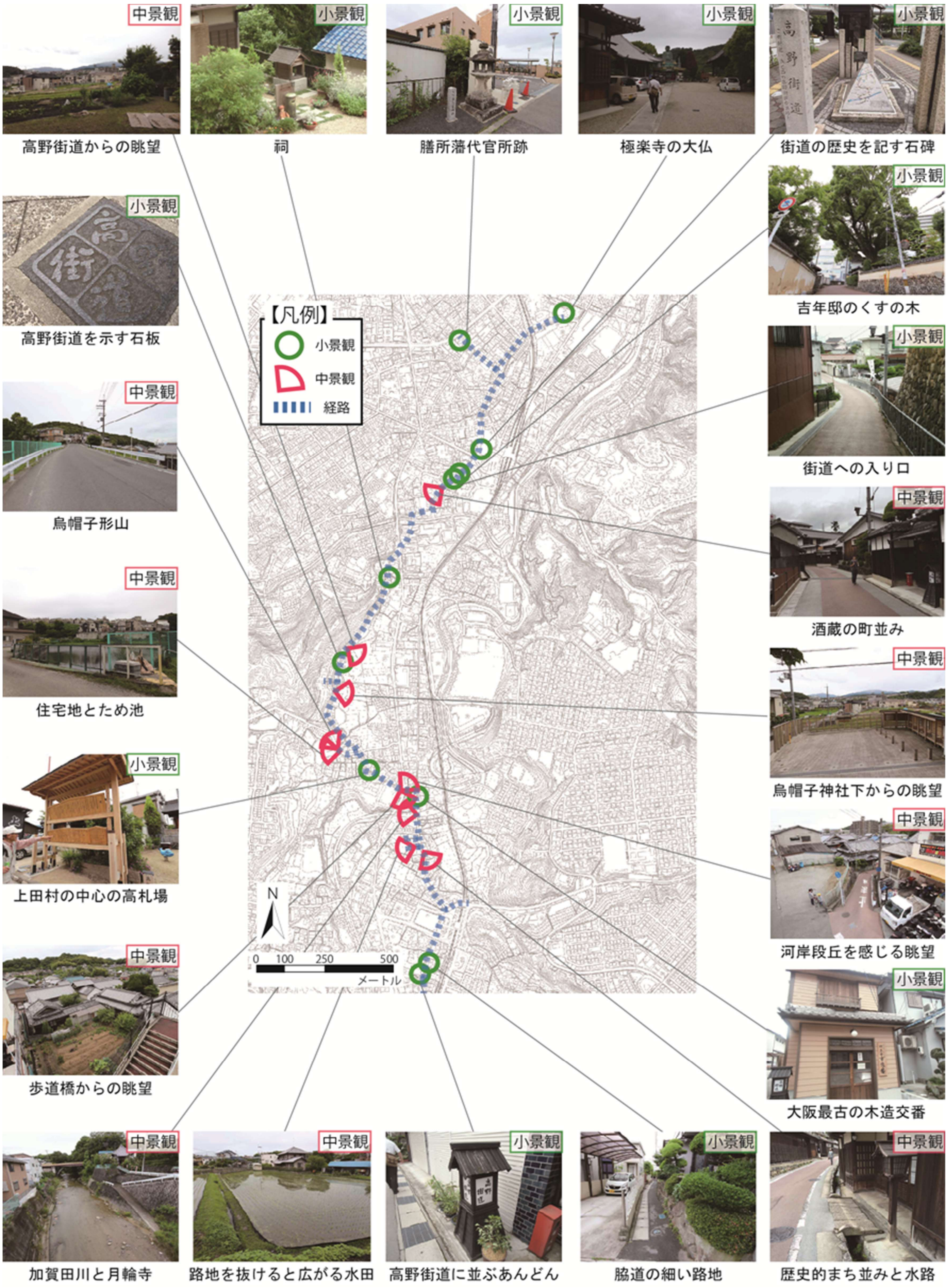

第 29 図　景観調査成果（高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区）

近世になると脇往還として整備され、三日市町と上田町には三日市宿が置かれた。三日市宿の賑わいの様子は、『西国三十三所名所図会』にも描かれており、明和８年（１７７１）

の三日市村明細帳によれば、本陣格の油屋をはじめとする旅籠屋が少なくとも２３軒あったことが分る。近代になり高野鉄道の開通とともに、徒歩による高野参詣が減少したため、宿場は次第に利用されなくなった。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

高野街道の沿道において、歴史文化遺産が特に集中する地域は、原町～喜多町、上田町・三日市町、岩瀬である。

原町～喜多町には、瓦葺つし２階建ての建造物、土蔵、小堂、石造物、寺社等が存在し高野街道に沿って都市的な景観を形成している。長野神社本殿、烏帽子形八幡神社本殿、蓮光寺の彫刻・石造物、大日寺遺跡、烏帽子形城跡など一定の中世の歴史文化遺産を含んでいる。この他、長野町には、近世村落の趣を伝える古民家、土塀、道標があり、これらから構成される町なみ景観が特徴的である。長野商店街の中にも古い町屋が残っている。屋敷構えをみた場合、旧村部と近代以降の商店街では違いがみられ、商店街では街路に面して建築物が建っている一方で、旧長野村の範囲には、塀に囲まれた屋敷地がみられる。

上田町・三日市町には近世の宿場町である三日市宿に関連する歴史文化遺産が分布する。このような歴史文化遺産として旅籠を踏襲した多くの町屋建築が残っており、また、増福寺、真教寺、月輪寺などの近世時点で存在したことが裏付けられる寺院群も存在する。寺院に関しては堂宇の建替えが進んでいるものもあるが歴史的な風致に趣を添えている。また、道標、里程石、石碑、灯篭などの石造物も数多く存在している。観音講、薬師講、日待講、弘法大師講、地蔵講などの講組織も受け継がれているものがある。旅籠を踏襲した町屋等によるまち並み景観と、道路沿いを流れる水路、町屋の間にある脇道の細い路地、路地の先に広がる農地への眺望で構成される街道としての景観が特徴である。また、烏帽子形八幡神社参道下等の視点場から河岸段丘面に広がる農地、まち並みを俯瞰する眺望がある。これらの景観においては、町屋、水路、農地といった歴史的景観の構成要素と現代的な建築物、工作物といった構成要素が一つの景観となっていることが特徴的である。これらの文化遺産の存在によって、地区内には宿場町の面影を残す歴史的景観がある程度の広がりを持って遺存している。

市街地に位置するこれらの地区に対して岩瀬は山間部であり、集落は、天見川東岸の丘陵裾部に直線的に展開しており、上岩瀬の集落と下岩瀬の集落にわかれている。寺院としては岩瀬薬師寺が存在する。岩瀬薬師寺には、平安時代から鎌倉時代にかけての仏像群があり、この地が古くから栄えてきたことを物語っている。この他に、茅葺きの古民家、石造物、墓地が存在している。また、主要な視点場となる街道から、斜面地に連なる集落の仰景観、棚田、河川、鉄道を見下ろす俯瞰景、対岸の山並みの望景で構成される斜面地に広がる里山景観が特徴的である。これらの地区以外にも、高野街道沿いには、市内北部に、松林寺、盛松寺、西高野街道・中高野街道合流地点、南部の石仏寺や天見の古民家群など歴史文化遺産が点在する。

関連遺産群との関連性

本地区は、様々な時代の歴史文化遺産が重層し、「高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多いが、場所によっては、「中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群」、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」が集中する地区がある。

②寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

小山田丘陵にある寺ヶ池は近世に築造されたため池であり、その周辺には近世の新田開発に関連する歴史文化遺産が点在する。これらが存在する地区を「寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区」とする。小山田丘陵は標高の低い丘陵であり、頂部には高位段丘が形成され住宅地や畑地となっている。丘陵の北部には、人工のため池である寺ヶ池が存在する。地区の大部分は、近世に幕府領（のちに膳所藩）と旗本三好氏の相給入組地となっていた。当該地は、村の境界をめぐる騒動がしばしば起きたことが知られており、市村新田との境界確定のために作成された元禄３年（１６９０）の絵図が現存している。明治２２年には天野村と合併した。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

寺ヶ池は市内北部の水田へ現在でも農業用水を供給している。旧村は丘陵西側の西除川沿いの谷部にある。谷筋を活用して築造された寺ヶ池からは、上流には池越しの岩湧山系の山並み、下流には谷筋に広がるまち並みがあり、これらへの眺望が特徴的な景観となっている。また、堤周辺に整備された散策路からは、寺ヶ池の水面だけでなく開発された住宅団地、旧集落のまち並みを眺めることができ、歴史文化遺産に隣接する人々の暮らしの景観をみて取ることができる。

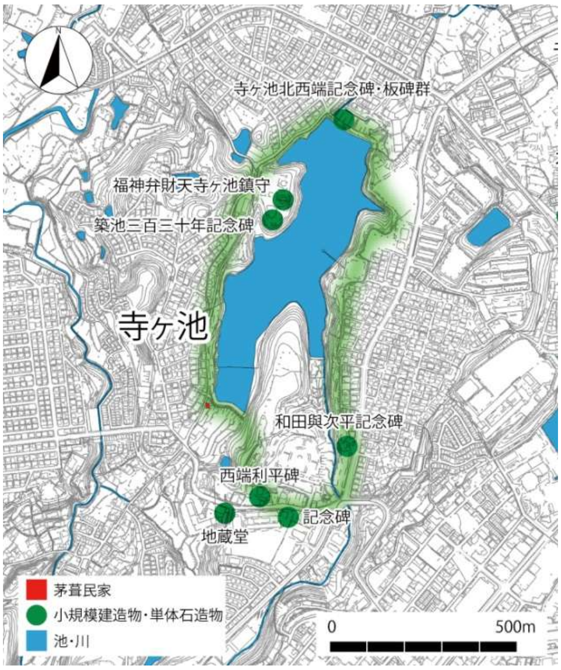

第 30 図　寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区

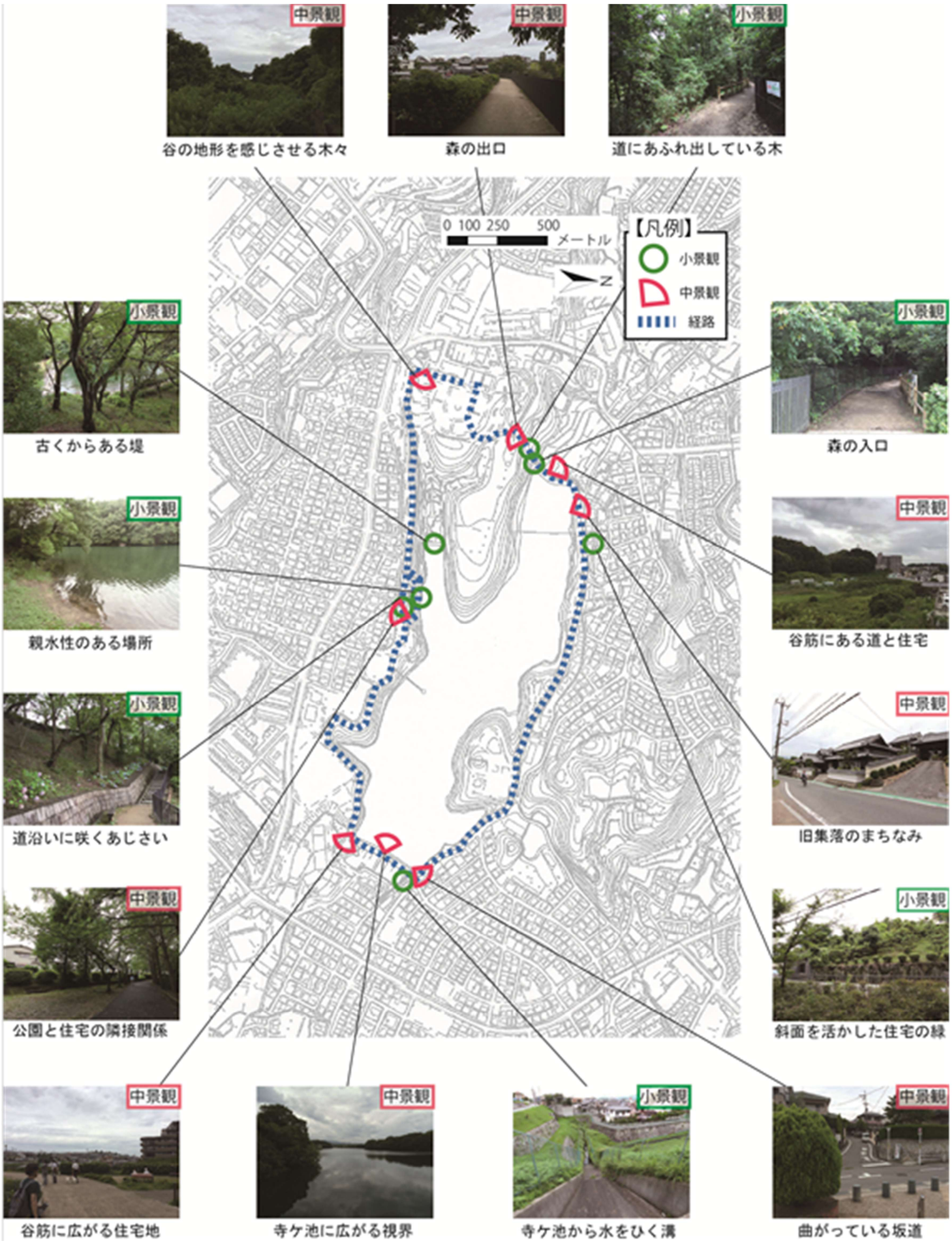

第３１図　景観調査成果（寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区）

関連遺産群との関連性

地区内に分布する歴史文化遺産は、「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」がこれに加わっている。

③観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

石川の支流である石見川に沿って約１０ｋｍにわたって続く谷筋を「観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区」とする。本地区には、多くの歴史文化遺産が集中する真言宗寺院である観心寺があり、河合寺地区を除くこの谷筋全体が中世において観心寺の寺領として栄えた場所であり、現在でも豊かな里山集落景観が広がっている。

天長４年（８２７）に実恵により檜尾山観心寺がこの地に開創されると、承和３ 年（８３６）に官符により錦部郡の現在地に寺地として１５ 町余りが寄進された。これにより観心寺よる本地区の支配が始まった。観心寺は、その後鎌倉時代から南北朝時代にかけて現在につながる堂宇を整備し、全盛期には５０坊前後の子院が境内に建ち並ぶ一山寺院としての寺観を整えた。この様子は、戦国期のものとされる境内図や、近世の境内図により窺い知ることができる。また、門前の寺元に加えて観心寺七郷（石見川、小深、太井、鳩原、鬼住（現、神ガ丘）、下岩瀬、上岩瀬）と呼ばれる寺辺領が成立した。各郷すべての惣田数は、文亀元年（１５０１）の算用状によれば１４町６反余りであったことが知られている。近世に入ると豊臣秀吉による検地が行われた。観心寺には、広い年貢免除の山林が与えられたが、文禄検地の結果、寄進を受けた寺領は観心寺周辺の２５石に留まった。これらは、江戸時代に観心寺村とよばれた。この他、かつての観心寺七郷の内、石見川、小深、太井、鳩原、河合寺が狭山藩領、岩瀬、寺元、鬼住が膳所藩領となった。なお、これらの村々は、明治２２年に合併し川上村となった。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

地区は、石見川が火成岩である花崗岩類で形成された地盤を侵食して形成した主谷と枝谷によって地形が形成されている。場所によっては、堆積作用により比較的広い河岸段丘面が形成されており、このような場所に、かつて観心寺の寺辺領であった集落群が一定の間隔をあけて展開している。

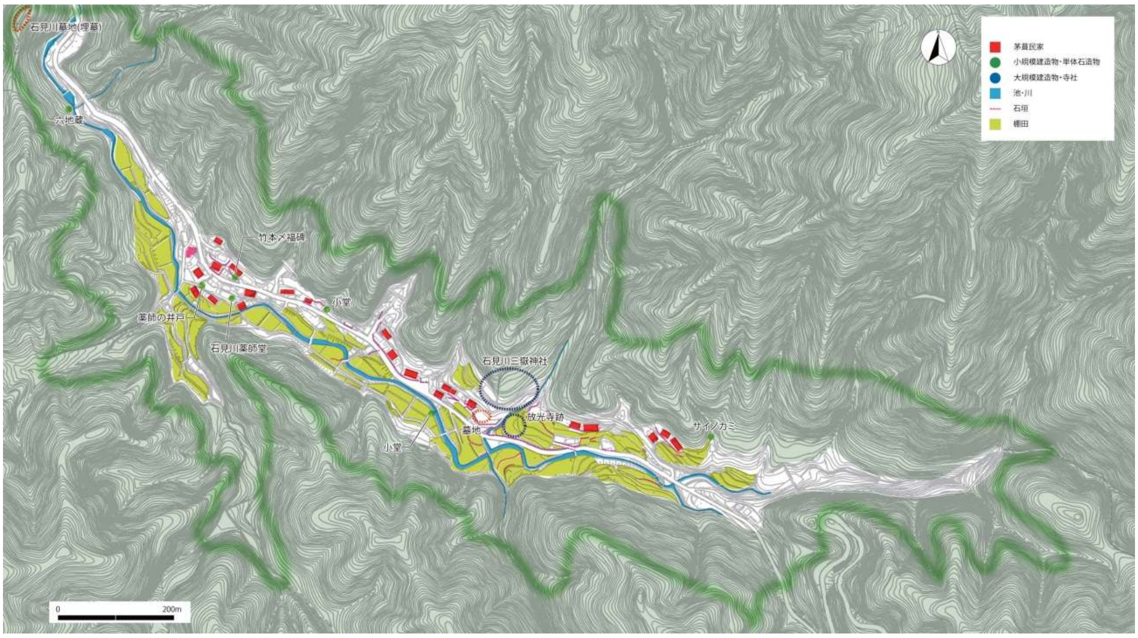

第３２図　観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区（石見川地区）

歴史文化遺産は、地区の中世における政治、経済、文化の上で中心であった観心寺に多く集まっている。観心寺境内は、金剛山から南に派生する尾根の斜面を段造成して築造されており、最上段に金堂、建掛塔を中心とする堂宇によって形成される中心伽藍が位置し、その下段以下に鎮守社、子院が築造された。子院の多くは、近世における寺領の収公、近代の廃仏毀釈などによって滅失し、石垣によって区画された敷地を残すのみとなっているが、槇本院は往時の姿を今に留めている貴重な子院の事例である。これらの中心伽藍、鎮守社、子院によって構成される境

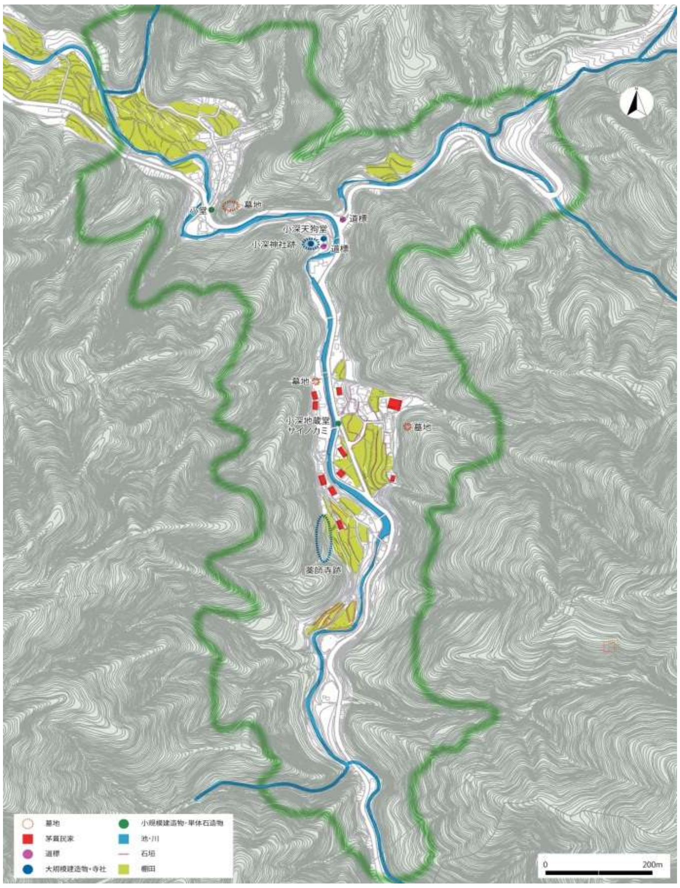

第３３図　観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区（小深地区）

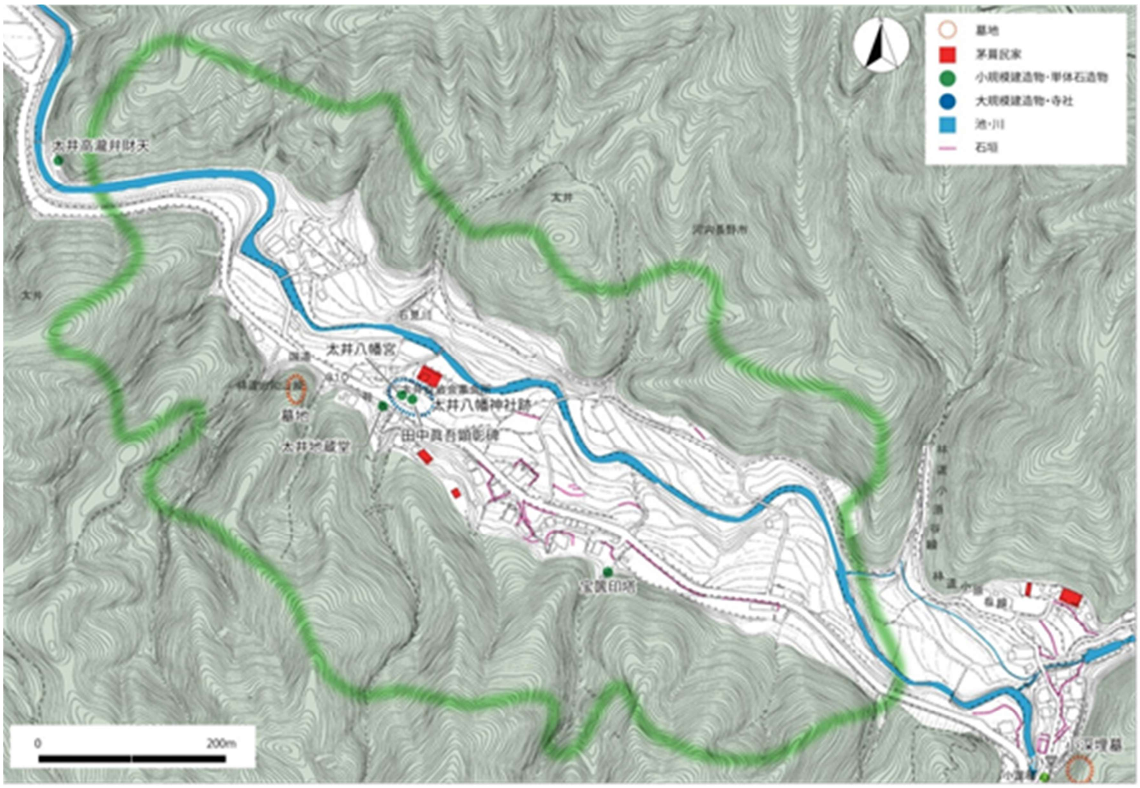

第 34図　観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区（太井地区）

内の周辺には、門前の寺元をはじめとする寺辺領が広がる。寺辺領は、寺元から上流域に鳩原、太井、小深、石見川、下流域に鬼住が広がる。各集落には小堂、祠堂があり、鳩原地区の大日寺では、真言宗で本尊とされることの多い大日如来が本尊となっている（現在観心寺に寄託）。同じく鳩原地区の弥勒寺は、観心寺の奥の院とも伝えられている。谷筋に点在する各集落を道路と川が繋ぐように通っており、集落と集落間に山林が連なる断続的に変化する景観が特徴である。

各集落には比較的見通し距離の短い眺望があり、斜面に建ち並ぶ茅葺民家、棚田、石造物、人工林等によって構成される里山集落の景観がみられ、無形民俗文化財として宗教行事や祭礼が継承されている。

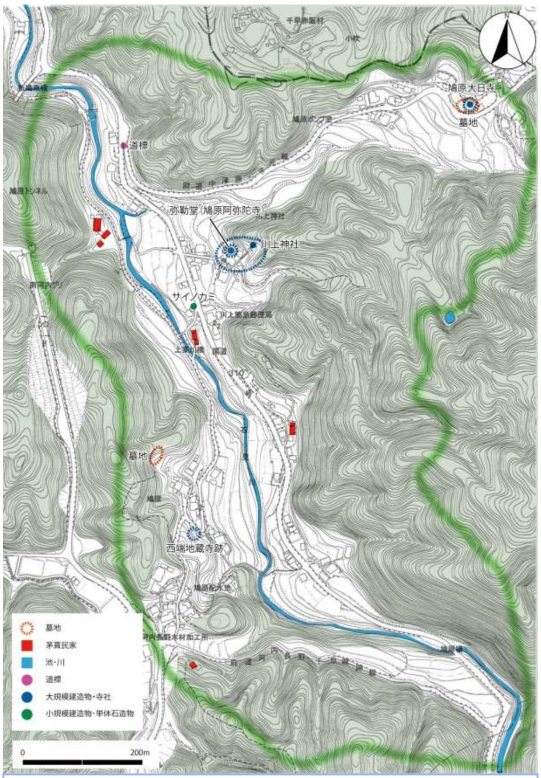

第 35 図　観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区（鳩原地区）

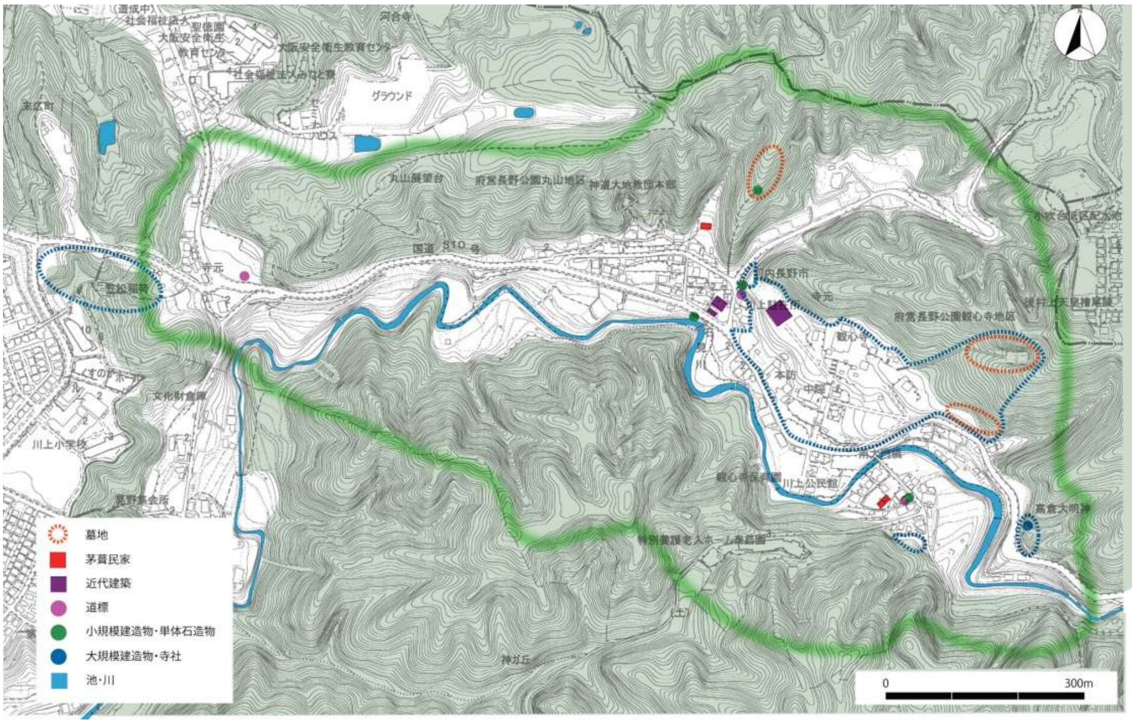

第 36 図　観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区（寺元地区）

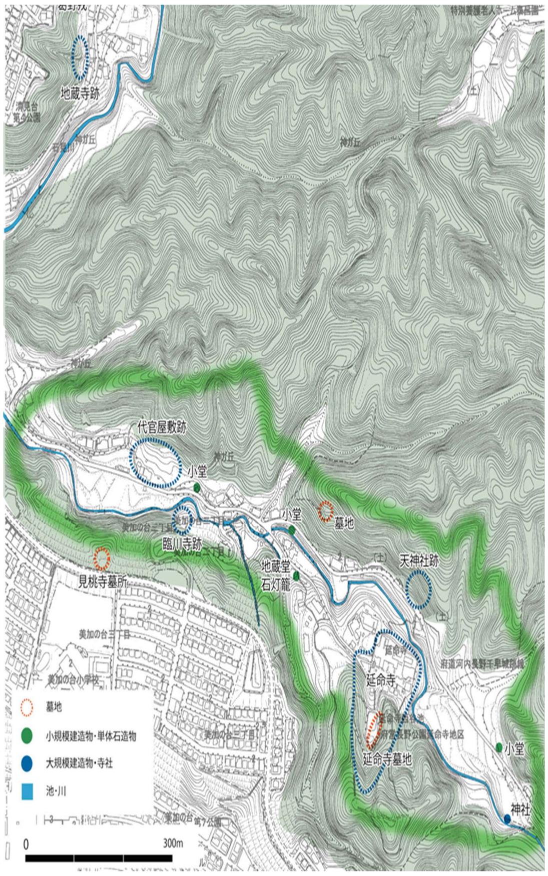

第 37 図　観心寺と旧寺辺領の歴史文化

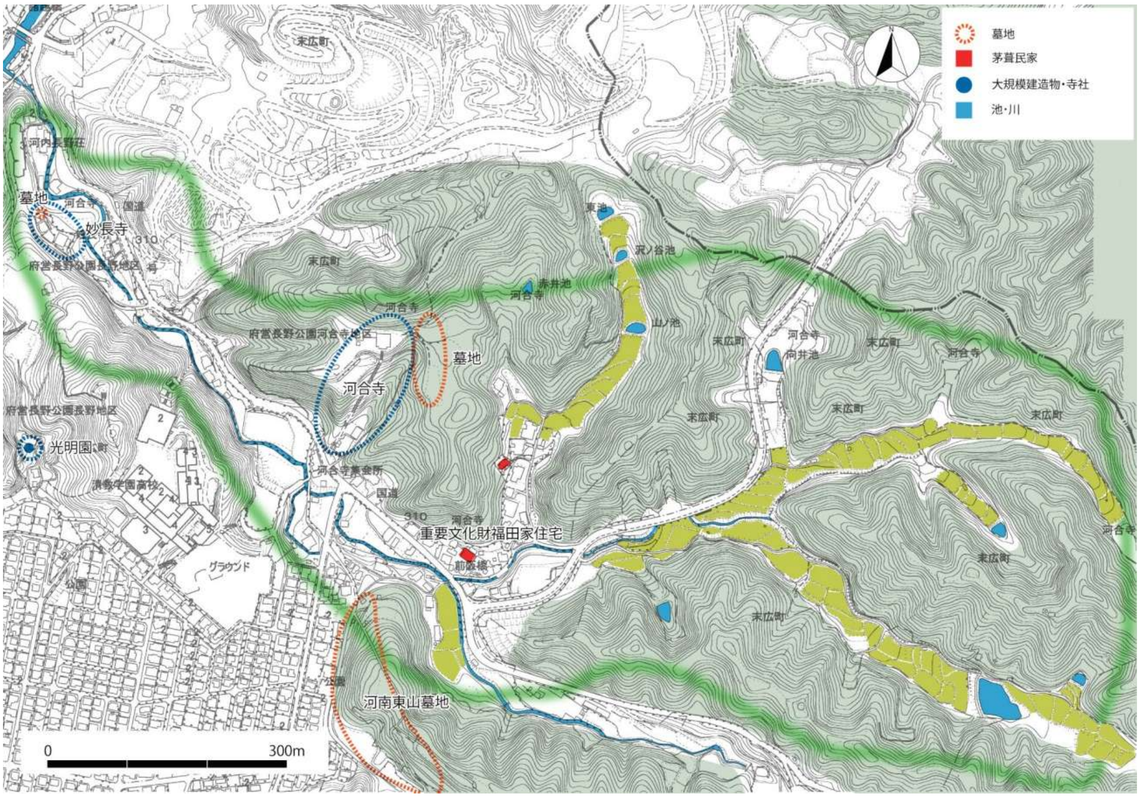

第 38 図　観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区（河合寺地区）

関連遺産群との関連性

　地区内に分布する歴史文化遺産は、観心寺を中心に「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、これを典型的に示している。これに重複する形で「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」が存在している。

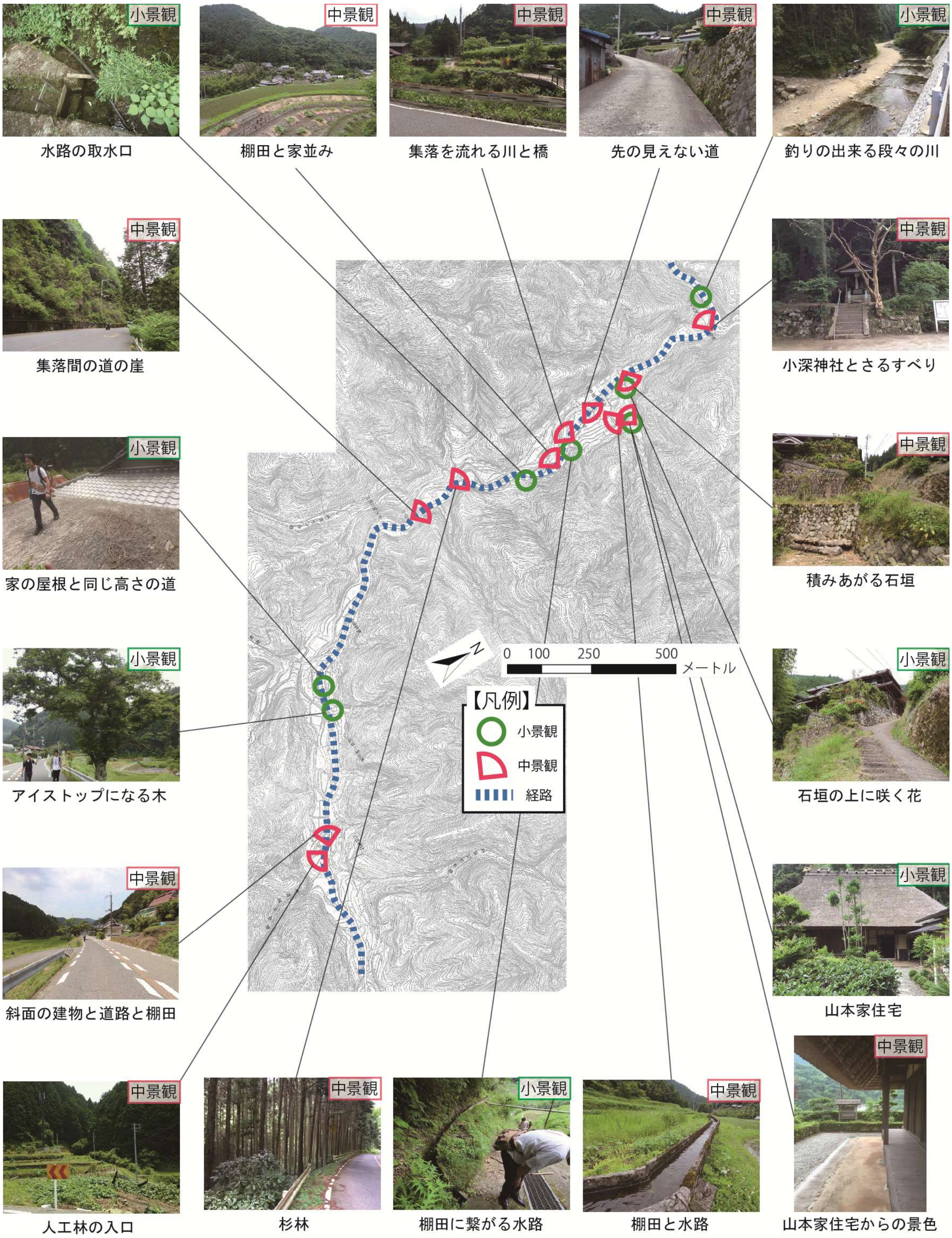

第 39 図　景観調査成果（観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区１）

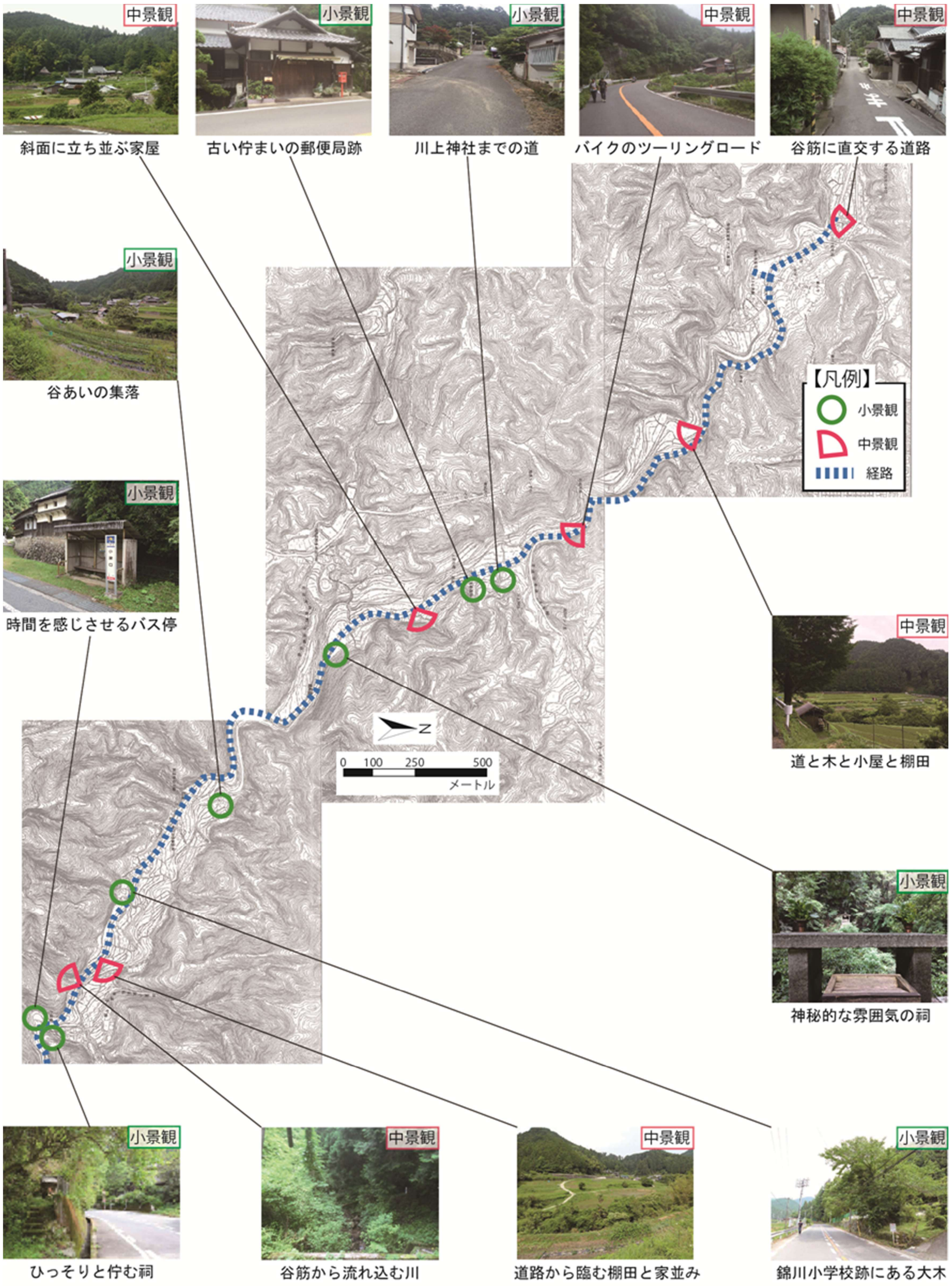

第 40 図　景観調査成果（観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区２）

④天野谷の歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

通称天野谷と呼ばれる西除川（天野川）によって形成された南北約２ｋｍにわたって続く河岸段丘を「天野谷の歴史文化遺産保存活用地区」とする。本地区の南端には、多くの歴史文化遺産が集中する天野山金剛寺が位置し、境内の南方にはかつて寺辺領であった里山集落景観が広がっている。

金剛寺は、草創が行基によるものと伝えられているが、承安２年（１１７２）に、阿観によって再興され、金堂・多宝塔・御影堂を中心とする中心伽藍が整備された。治承４年（１１８０）に在地の有力領主である源（三善）貞弘が天野谷の所領を寄進し、金剛寺の寺辺領が成立した。中世を通じて天野谷は金剛寺の所領であった。その後、鎌倉時代から南北朝期にかけての金剛寺は、内乱の重要局面で戦乱の舞台となり、南北朝時代の正平９年（１３５４）から同１４年（１３５９）まで後村上天皇の行在所となった。その後、室町時代から戦国期にかけては、全盛期を迎え、１００坊前後の子院が中心伽藍の周辺に軒を連ね、境内都市として隆盛し、周辺の豊富な森林資源を利用した天野杣、檜皮、白炭の生産が行われ、僧坊酒の特産化が進んだとみられる。金剛寺には、この頃を描いたとされる境内図が伝わっており、河内名所図会や近世になって作成された境内図からは、子院数の減少や境内地の縮小化がみられるものの全盛期の姿を十分に読み取ることができる。

近世に入ると本地区は、羽柴秀吉の天正検地で村切りされ、北半部が下里村、南半部が天野山村となったと考えられる。なお、天野山村は、金剛寺領と膳所藩領に分割され、下里村は膳所藩領となった。金剛寺に安堵された寺領は３０７石にのぼり、近世にあっては異例に属する。その後、明治２２年に天野山村と下里村は合併し天野村となり、昭和１５年に長野町と合併した。金剛寺は廃仏毀釈等の影響により、かつての子院の多くが滅失するに至った。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

地区には、西所側（天の川）が形成した比較的広い平坦面を持つ河岸段丘が広がっている。この平坦面の中央に西除川が流れ、これに沿って和泉へ向かう天野街道がはしっている。西除川と天野街道にそって金剛寺中心伽藍、子院、門前の集落が延びている。子院は摩尼院、吉祥院と本坊となっている旧中院、旧観蔵院が往時の姿を今日に伝えており、滅失した万蔵院、観音院、無量寿院等は、堂宇が滅失しているが、敷地と一部の堂やこれを囲う土塀・門が部分的に現存しており、かつての外観を留めている。河川と道に沿って子院の土塀が両側に続く景観は、境内図にも描かれているもので、境内都市としての本寺院の性格を示し、住時の景観を今日に伝える貴重なものである。また、周囲の丘陵には、鎮守社や拝殿、境内林が位置する。かつての寺領であった天野と下里の集落は、境内の北側谷筋に広がり、谷奥部に位置する金剛寺付近を視点場として谷筋に棚田、水路、山際に位置する民家などによって構成される里山集落としての景観が残っている。

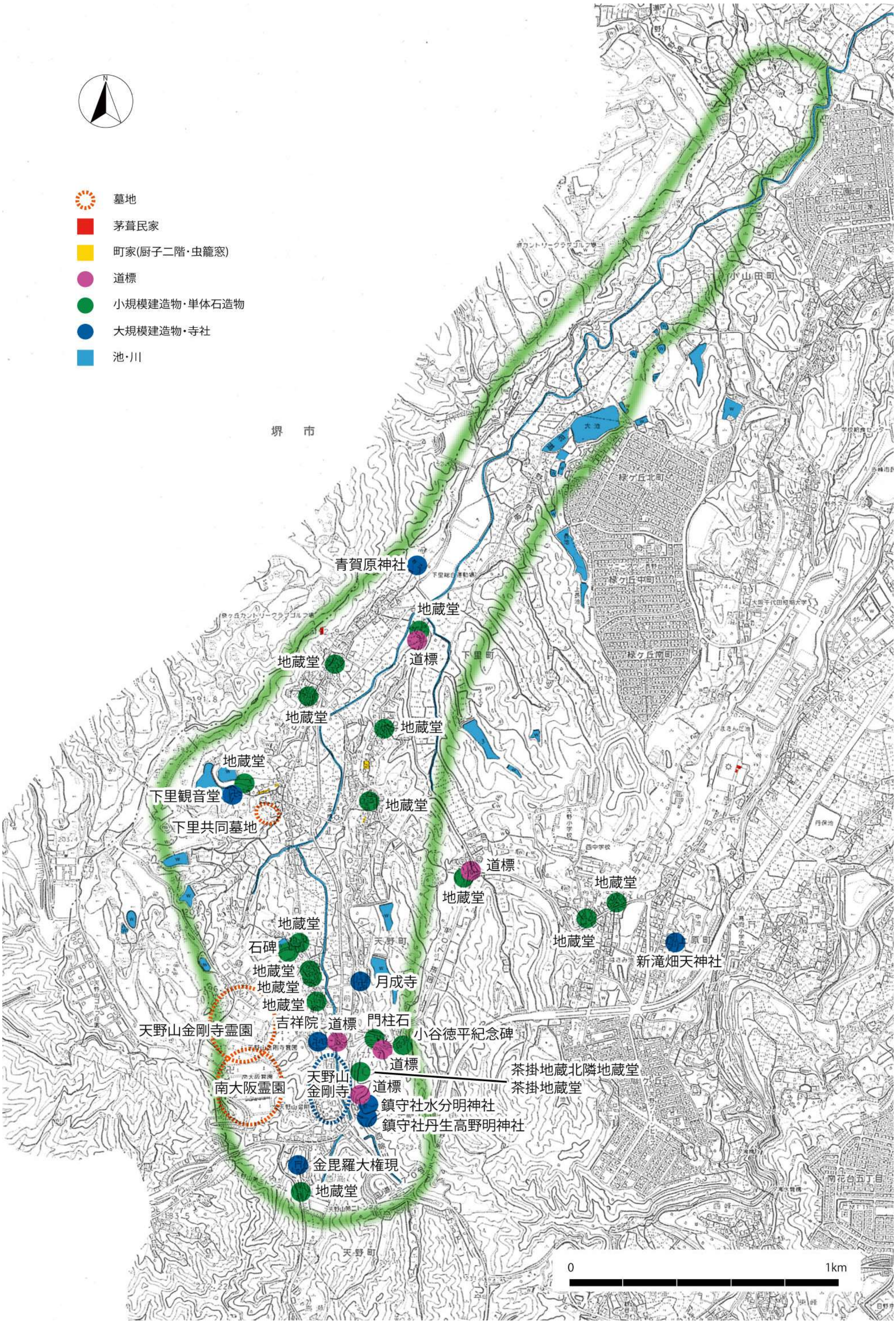

第４１図　天野谷の歴史文化遺産保存活用地区

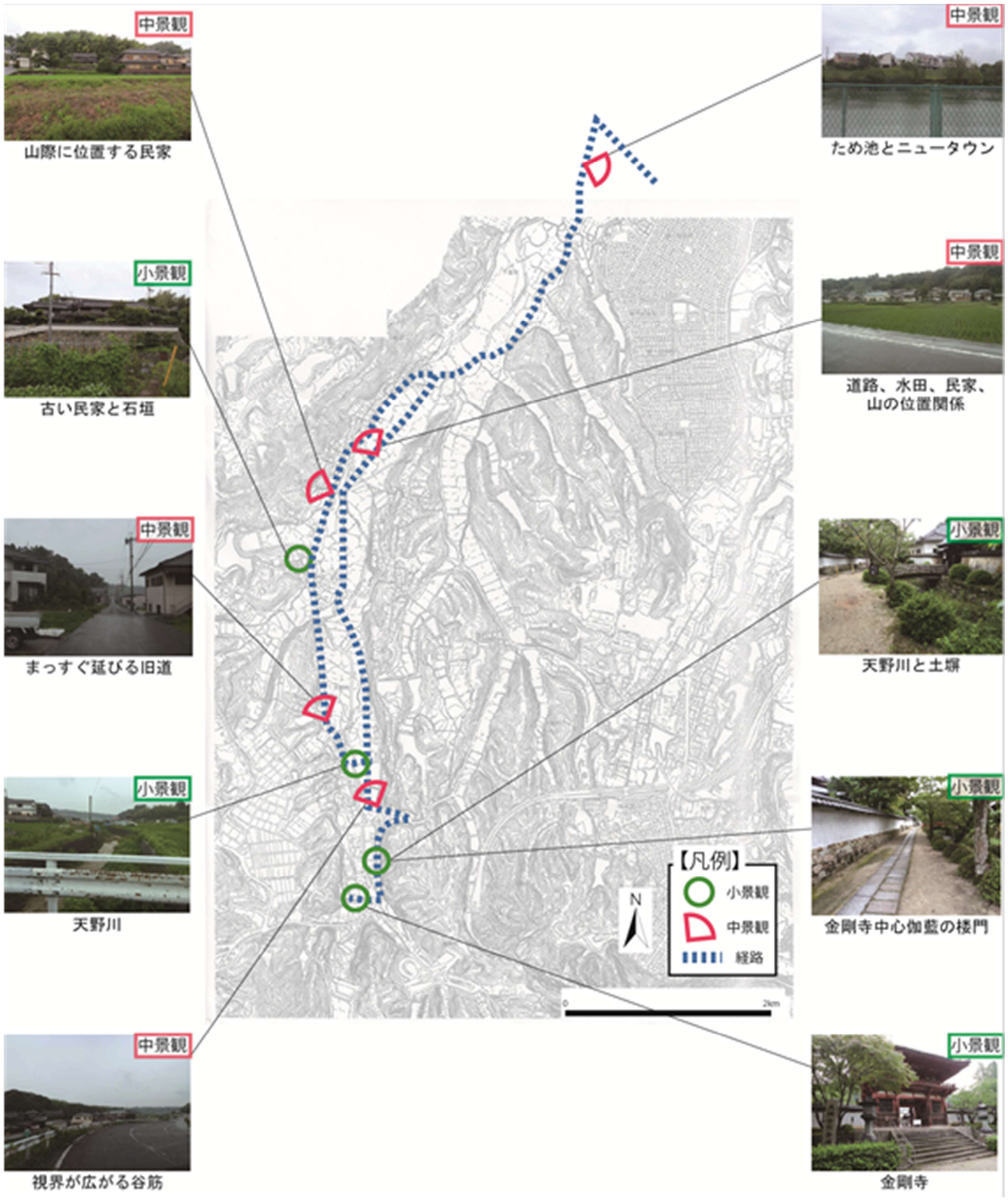

第 42 図　景観調査成果（天野谷の歴史文化遺産保存活用地区）

谷筋に伸びる旧道沿いの建築物によるまち並み景観と西除川の河岸段丘によって構成される平坦面の水田、崖線の縁、その際に並ぶ民家等の景観が特徴的である。

関連遺産群との関連性

地区内に分布する歴史文化遺産は、金剛寺を中心に「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、これを典型的に示している。これに

重複した形で「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」が位置している。

⑤高向地区及び周辺の歴史学習体験地区

保存活用地区の歴史的特徴

飛鳥時代の学者・政治家として知られている高向玄理の出身地と推定される「高向地区」及びこの周辺には、市内の歴史文化、自然に関して情報発信する施設や文化施設が複数存在しており、多くの人が訪れる場所となっている。そこで、この地区を「高向地区及び周辺の歴史学習体験地区」とし、市内の歴史文化遺産やこの周辺環境についての情報を積極的に発信する地区と位置付ける。なお、当該地区にも建造物、遺跡、無形民俗文化財、趣ある旧集落があり、市指定文化財となっている祭礼が伝わるなど幅広い歴史文化遺産が点在している。

地区内にある施設については、東部には市内の歴史と歴史文化遺産について幅広く情報発信する施設である河内長野市立ふるさと歴史学習館があり、南部には植物園である大阪府立花の文化園が、中央には、自然と歴史・文化に恵まれた本市の魅力を、実感し体験し未来へつないでいく地域活性・交流拠点の「奥河内くろまろの郷」がある。歴史文化遺産については、南部の高向神社周辺の旧集落内に比較的集中している。

また、地区の周辺には東側に中世の山城である史跡烏帽子形城跡があり、室町時代・戦国時代における地域の戦乱の様子を学習することができる施設として、平成２９年度に整備工事が完了した。この史跡烏帽子形城跡を介してさらに東には、歴史文化遺産が集中する「高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区」がある。また西には、史跡金剛寺境内を中心とする「天野谷の歴史文化遺産保存活用地区」がある。このような事から、市内の各歴史文化遺産保存活用地区をめぐる拠点としての役割を担う事が期待できる。

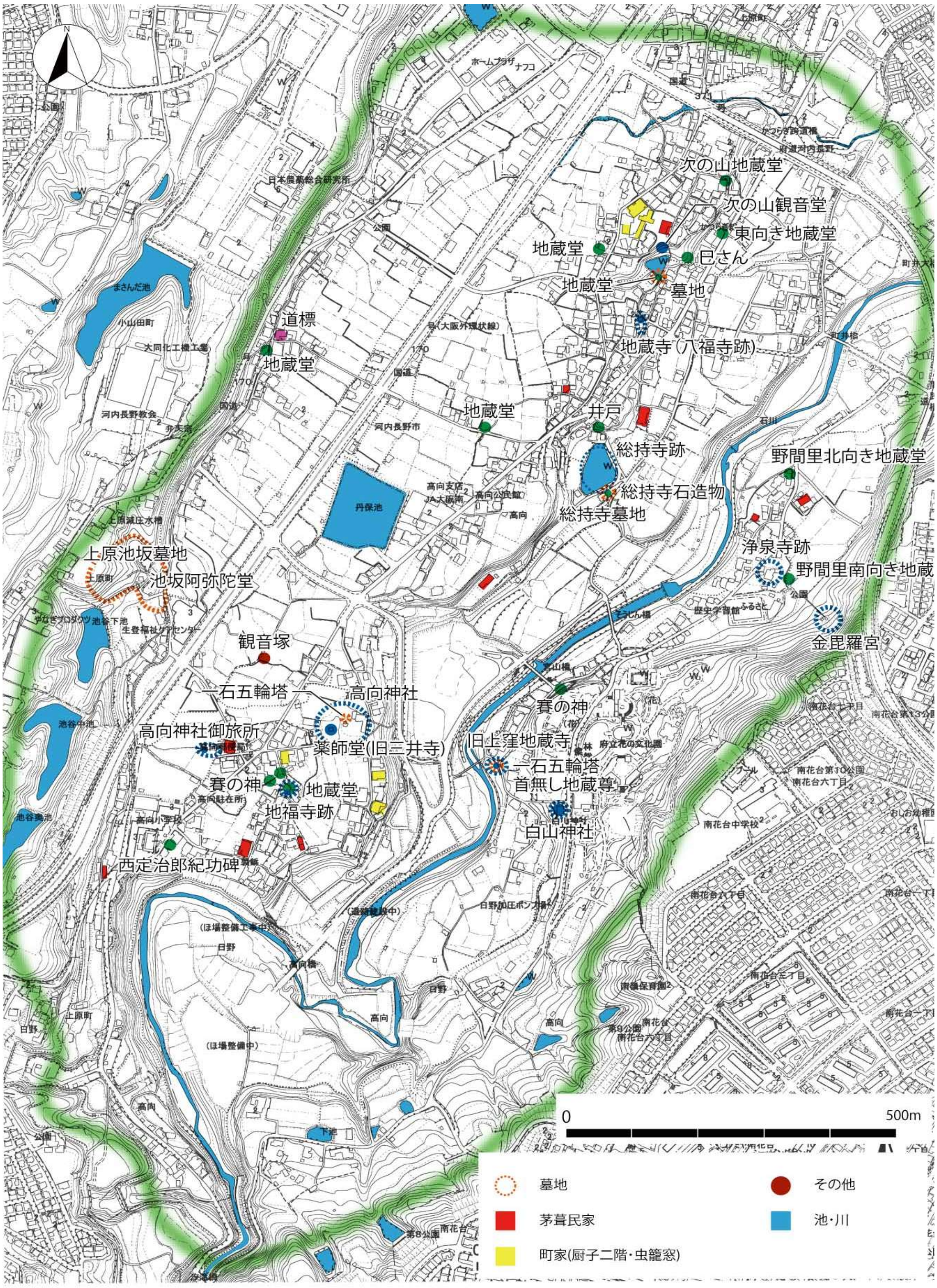

第 43 図　高向地区及び周辺の歴史学習体験地区

⑥滝畑の歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

市内南西端部の石川最上流域にある滝畑地区は、周囲を山地に囲まれた地形的にまとまりのある里山集落が広がっており、当該地域を「滝畑の歴史文化遺産保存活用地区」とする。本地区の歴史は古く、平安時代（天慶６（９４３））に不動明王が翁に化現し村人に炭焼きを教えたとする伝説があり、古くから農業以外の生業に従事していたことを今日に伝えている。中世には、清水、堂村、西之村、東之村、中村、横谷が和泉の天台宗寺院である槇尾山施福寺の荘園として、滝尻が金剛寺の荘園として統治されていた。この間、鎌倉時代（正和２年（１３１３））に地区内の弥勒堂で法華八講が開かれたとする記録や、室町時代（興国６年（１３４５）に天神社が建立されたとする記録などが存在し、古くから栄えていた事が窺える。

その後、太閤検地以降、各村は滝畑村として統合された。江戸時代には狭山藩領となり、明治２２年には、高向村と合併した。昭和５６年のダム建設によって村の中心部は、水没した。民俗学的調査のフィールドとしても著名であり、宮本常一による研究が知られている。地区内にある滝畑ふるさと文化財の森センターでは、歴史文化遺産修復資財に関する普及啓発活動を行っている他、地域の有形文化財、民俗文化財の展示が行われている。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

地区内は、「岩湧山」や「三国山」等の標高 800m級の山地に囲まれている。山地は植林されており、家屋の屋根材として使用される茅が生育する茅場が存在している。田地は少なく、民家は急こう配の斜面を造成して建てられ、滝畑型とよばれる本地域独特の構造を持つ。ダム湖の周囲の集落には石垣、南天、民家の周りの生垣、斜面に沿った細い路地などの景観構成要素があり、これらが相まって、特徴的な里山集落の様相を呈する。中央部がダム湖となった本地区では、視点場となる主要な道路や寺社境内からダム湖対岸に広がる丘陵斜面の集落、山林を眺望することができる。また、地区内には、光瀧寺、天神社があり地区住民の信仰の場となっており、伝統的な祭礼が継承されている。これらは、民家とともに嘉永４年（１５８１）の絵図にも描かれている。

関連遺産群との関連性

地区内に分布する歴史文化遺産は、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」がこれに加わっている。

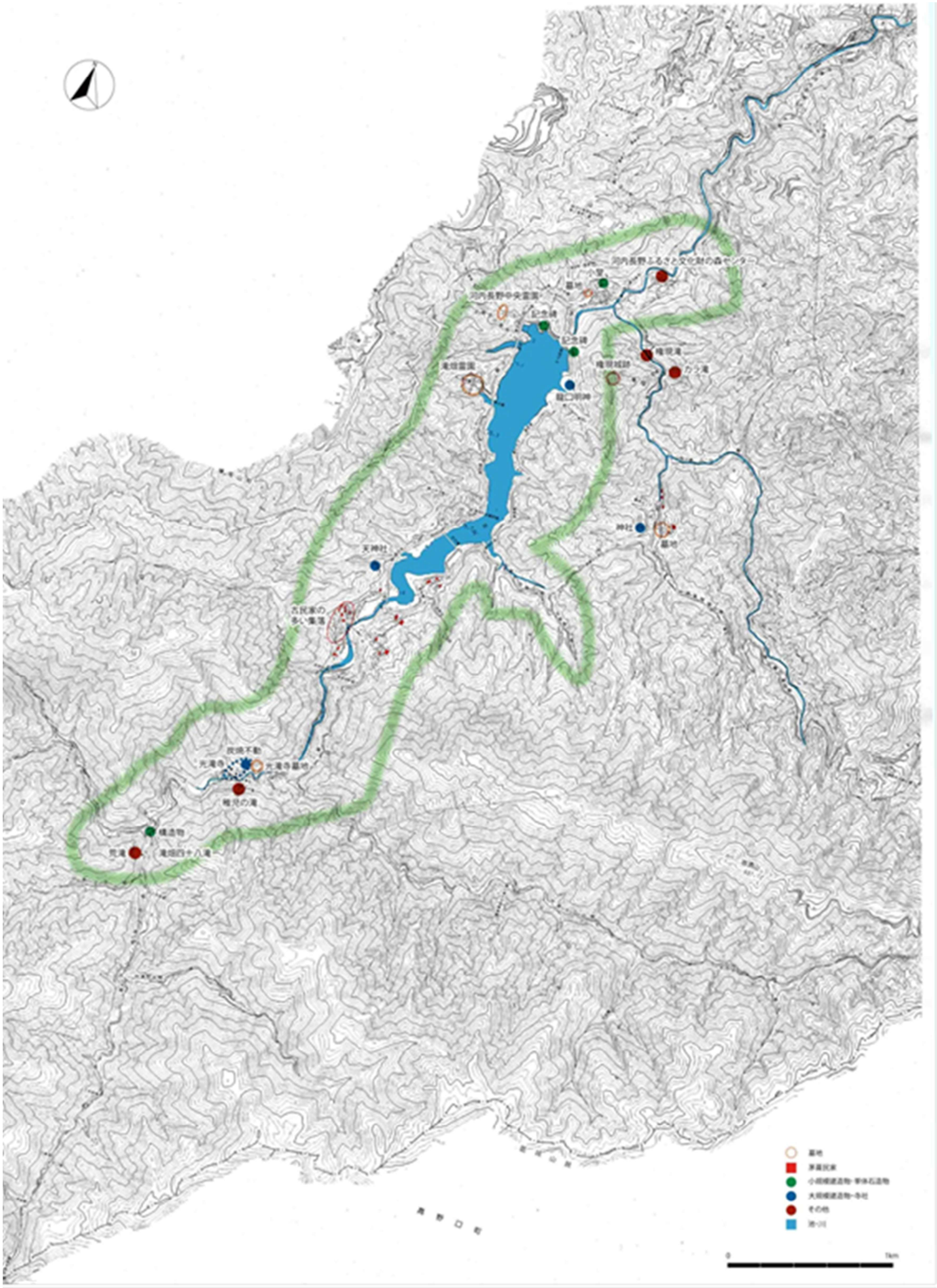

第 44 図　滝畑の歴史文化遺産保存活用地区

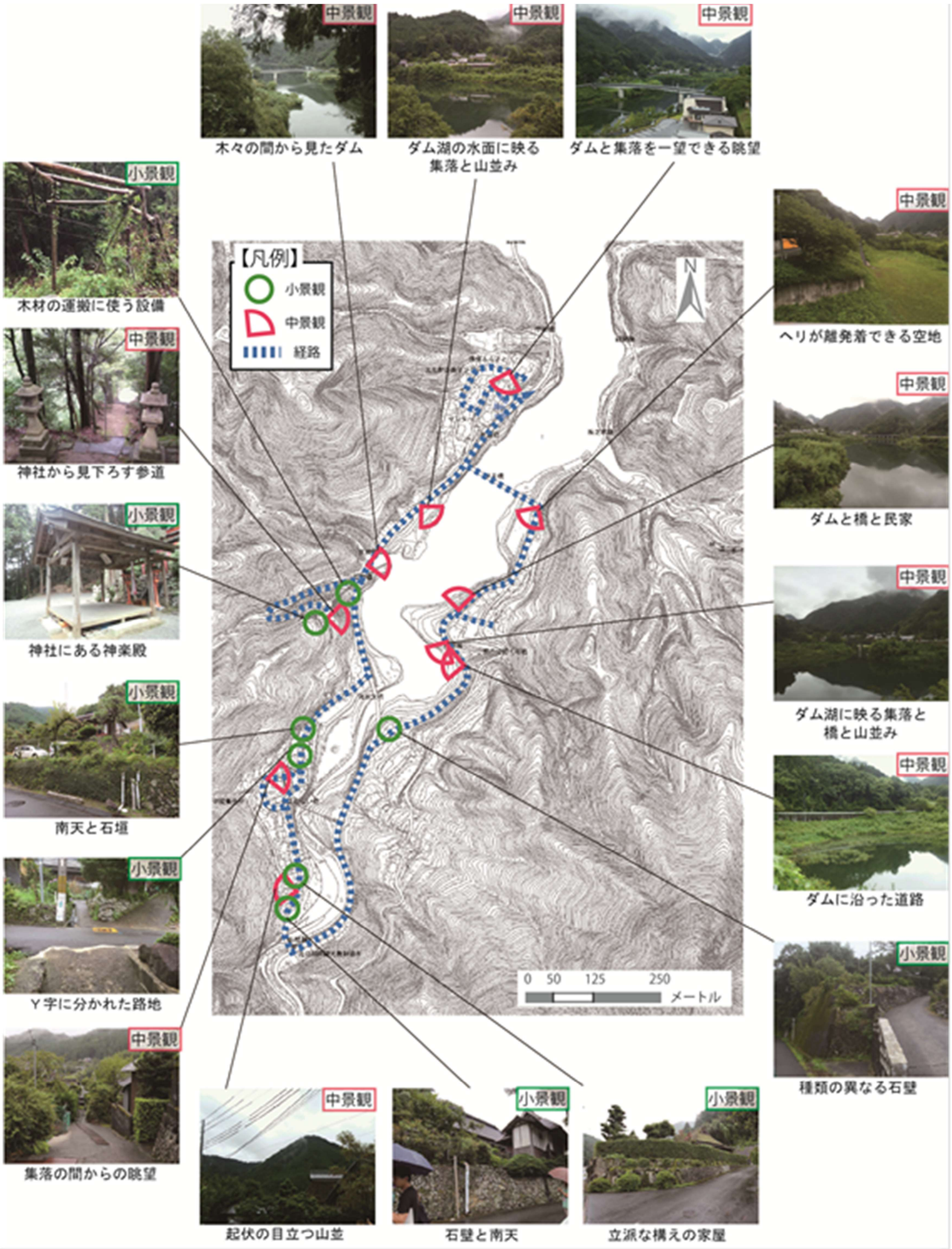

第 45図　景観調査成果（滝畑の歴史文化遺産保存活用地区）

⑦流谷の歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

天見川の支流である流谷川の流域に形成された谷部には、かつて石清水八幡神社の荘園である甲斐庄山郷が置かれた場所であり、現在でも八幡神社を中心とした里山集落が広がっている。当該地域を「流谷の歴史文化遺産保存活用地区」とする。地区の中心をなす八幡神社は、石清水八幡神社の別宮（本宮に付属する宮）として、平安時代の末期にあたる長暦３年（１０３９）に勧請されたと伝えられている。文永８年（１２７１）９月付けの平基重寄進状には「山郷流谷別宮八幡菩薩」と記されており、この頃から山郷と呼ばれていたことが分る。なお大阪府指定文化財となっている鉄製湯釜には「河内国錦部郡甲斐□庄山郡流谷八幡宮」と記載がある。当該地区は、近世になると流谷村と呼ばれるようになり、東に接する天見村と一体に扱われる場合もあったようで、検地帳でも天見村として一本化されている。建武年間に分村したとも言われている。江戸時代には、近江膳所藩、河内西代藩、伊勢神戸藩と支配領主が変遷した。寛永年間には、流谷村のうちで４３．１７石が下流谷として天見村に編入され、天和２年より下流谷は、下天見村となったといわれる。村高は１２４石、家数は２０軒を前後し、人口は１００人を前後した。また寺が２ヶ寺あったとされる。近代には、南天の産地としても栄えた。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

地区は、流谷川が火成岩である花崗岩類で形成された地盤を侵食して形成した谷地形をなしている。谷地形のなかで地形的なまとまりがあり、主要な視点場となる道路から河川を挟んだ斜面に広がる棚田や神社などを眺望することができる。八幡神社を中心として周囲に民家、棚田、水路、ため池、石造物、はぎ木置き場等が分布し、里山集落としての統一的な景観が保たれている。また、道路と河川の高低差が比較的小さいため、地区内を通る主要な道路の両側には棚田、河川、水路が交互に行きかい連続的に変化する景観が特徴的である。八幡神社には、勧請祭（勧請縄かけ神事)、探湯祭（くがたち）といった祭礼が古くから地域住民によって継承されている。また、棚田や集落の斜面には南天が植樹されており、秋には赤い実を付け、本地域に特徴的な景観が生み出される。付近には温泉が噴出し、それに関連する鳥地獄などの天然記念物もみられる。

関連遺産群との関連性

地区内に分布する歴史文化遺産は、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」に含まれるものが多く、これを典型的に示している。これに、南天栽培などの「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」が地域の特性を加えている。

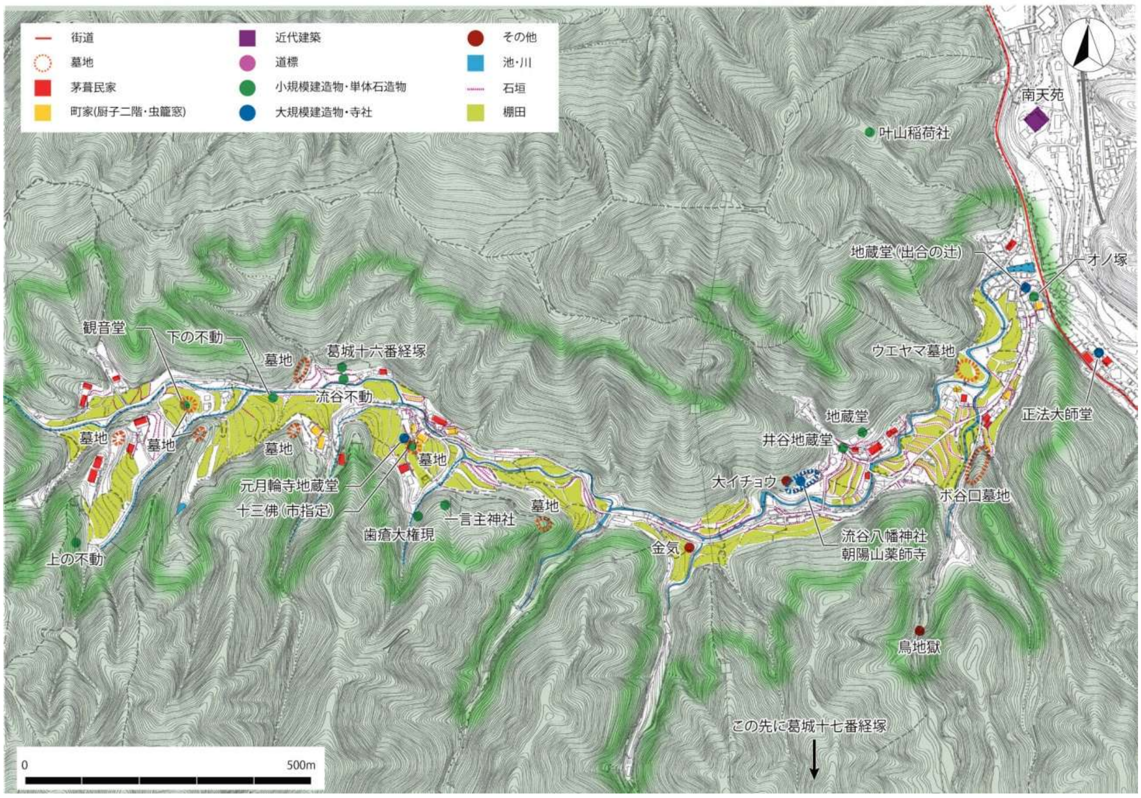

第 46 図　流谷の歴史文化遺産保存活用地区

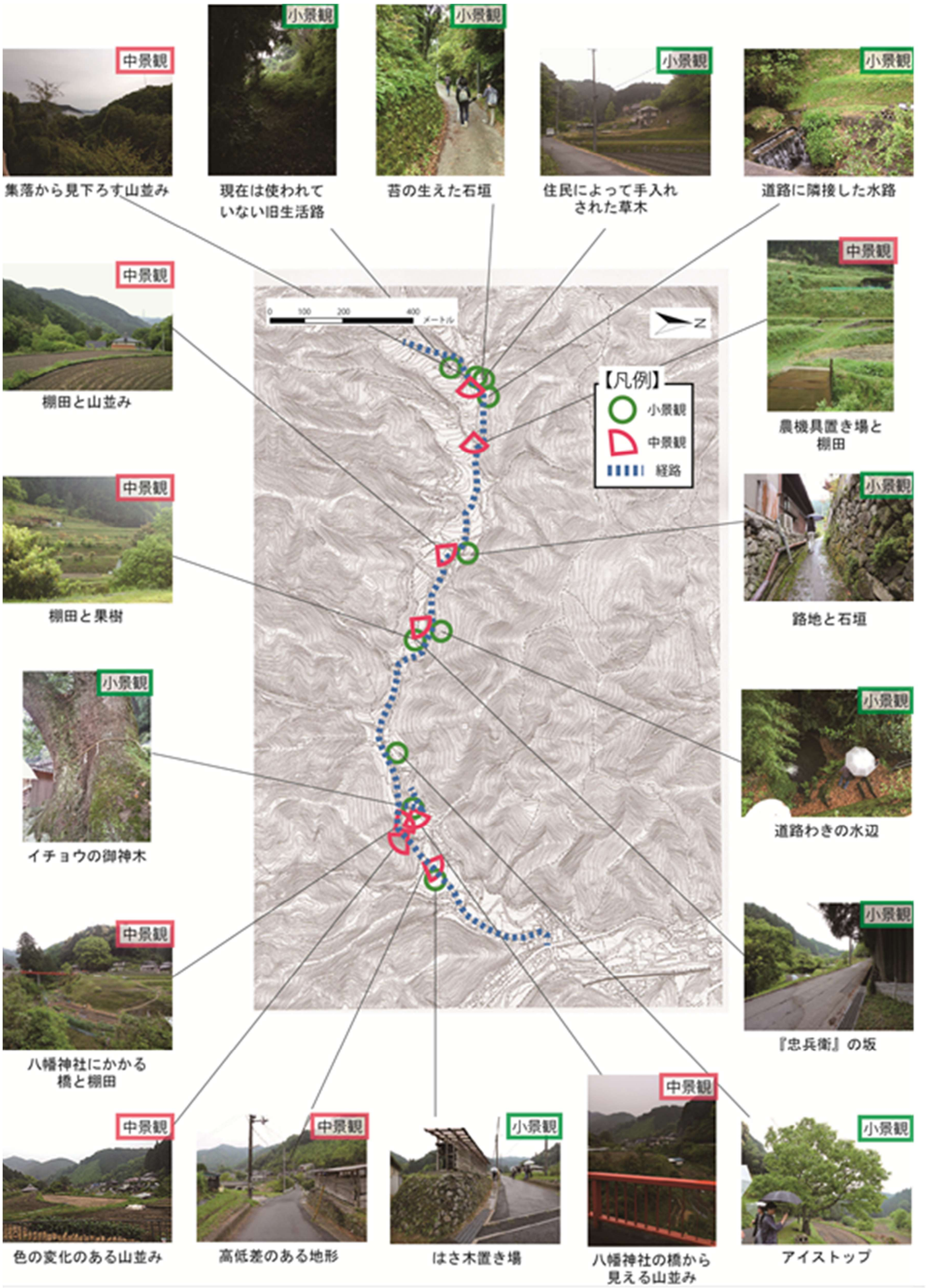

第 47 図　景観調査成果（流谷の歴史文化遺産保存活用地区）

⑧島の谷の歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

天見川の支流が形成した谷である島の谷とこの谷の入り口部にあたる集落は上天見と呼ばれ、豊かな里山集落がある。当該地区を「島の谷の歴史文化遺産保存活用地区」とする。地区は、旗尾岳や紀見峠等の比較的高い山地に囲まれている。当該地区は、中世に石清水八幡宮の所領である甲斐庄山郷の一部となった。付近は、南北朝期の内乱で、しばしば戦場（元弘３年（１３３３））等となっている。近世は、天見村の一部となり、支配領主が膳所藩、西代藩、神戸藩と変遷した。天見村は山高が市域で最も多く６５．６８ 石であり、炭、柿、柴などを産出していた。明治期には天見村となり、明治２２年には岩瀬村と合併した。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

地区内に指定文化財は無いが、谷の入り口部に鎮守である蟹井神社と村堂である安明寺がある。村落の中に、組と呼ばれている小集落にわかれて民家が分布している。小集落は、谷あいの地形に沿って連なっており、集落間の木で覆われた道と、視界が開ける集落が地形のひだにあわせて断続的に連なっており、連続的な景観の変化が特徴である。集落は、茅葺民家、棚田、水路、小径、小堂、墓地、井戸、南天が植えられた石垣等を構成要素として里山集落の歴史的景観が形成されている。一方で、谷の入り口部にも多くの民家が残っているが、ここでは、民家に加えて、寺社も存在する。

関連遺産群との関連性

地区内に分布する歴史文化遺産は、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」に含まれ、典型的な形でこれを示している。

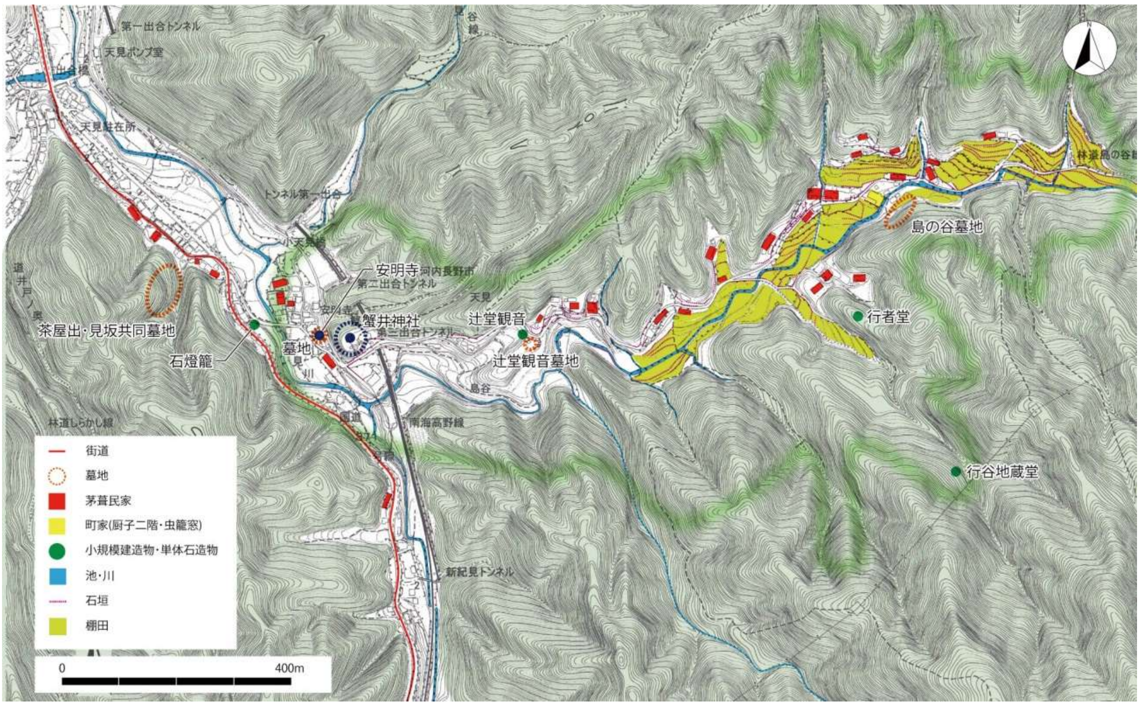

第４８図　島の谷の歴史文化遺産保存活用地区

第 49 図　景観調査成果（島の谷の歴史文化遺産保存活用地区）

⑨岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区

保存活用地区の歴史的特徴

古くから修験道の行場として開かれた本市南部に広がる金剛・和泉山地は古来、葛城山と呼ばれ、修験道の行場があった。これらの場所に「岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区」を設定する。本地区には、岩湧寺、光瀧寺の寺院の他、経塚、行場、伝承地が残されており、現在でもこれらを巡拝する修行が行われている。

本地区の中心にある岩湧山（標高８９７．３m）は、大峯山よりも早く開かれたことから元山上（もとさんじょう）と呼ばれた。涌出山岩湧寺は、寺伝によれば大宝年間（７０１～７０４ 年頃）に文武天皇勅願によって役小角が開いたとされる。また光瀧寺は、欽明天皇の勅願で行満上人が創建し、役小角が、葛城修験の行場としたとされる。両寺院に深く関係する役小角は、飛鳥時代に葛城山を中心に活躍した呪術者で、修験道の開祖とされる人物である。また、葛城の峰々を仏法世界に見立て法華経八巻二十八品のそれぞれを経筒に入れ、埋納したと伝えられ、以来、葛城山は修験道行場となった。その後、これらの伝説を基に、修行者によって山中各所に経塚がつくられ、葛城二十八宿と呼ばれる葛城修験の道場となった。この二十八宿の内、六宿が本地区に位置し、祠堂が現存し、信仰の対象となっている。

江戸時代になると岩湧寺、光瀧寺ともに天台寺門派総本山園城寺を頂点に組織された本山派修験において修験を統括していた聖護院の筆頭院家である若王寺の末寺となった。天台宗系の修験道の大寺院であった槙尾山施福寺の影響によるものと考えられる。両寺院とも現在では融通念仏宗に改宗している。

地区を構成する歴史文化遺産と景観の特徴

岩湧寺は、境内に重要文化財に指定されている室町時代の多宝塔、市指定文化財である江戸時代の本堂がある他、寄託しているものを含め、平安時代から近世にかけての彫刻群があり、重要文化財大日如来坐像、市指定文化財愛染明王坐像、役行者倚像等がある。境内は大阪府の名勝となっている。光瀧寺は、境内が市指定名勝となっており、市指定有形民俗文化財炭焼不動尊がある。この他、経塚（第十四経塚、第十五経塚、第十六経塚、第十七経塚、第十八経塚、第十九経塚）、祠堂、行場（滝、巨岩）が地区内に分布している。また、地区内では、現在でも二十八宿を巡拝する修行が行われており、現在は融通念仏宗の寺院となっている光滝寺でも初不動での護摩焚など密教と融合した修験道の祭礼の名残をとどめた祭礼が行われている。地区内の歴史文化遺産の多くは山林の中に存在しているため、景観としては捉えにくい。

関連遺産群との関連性

地区内に分布する歴史文化遺産は、「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」から派生する内容を示すものが多い。

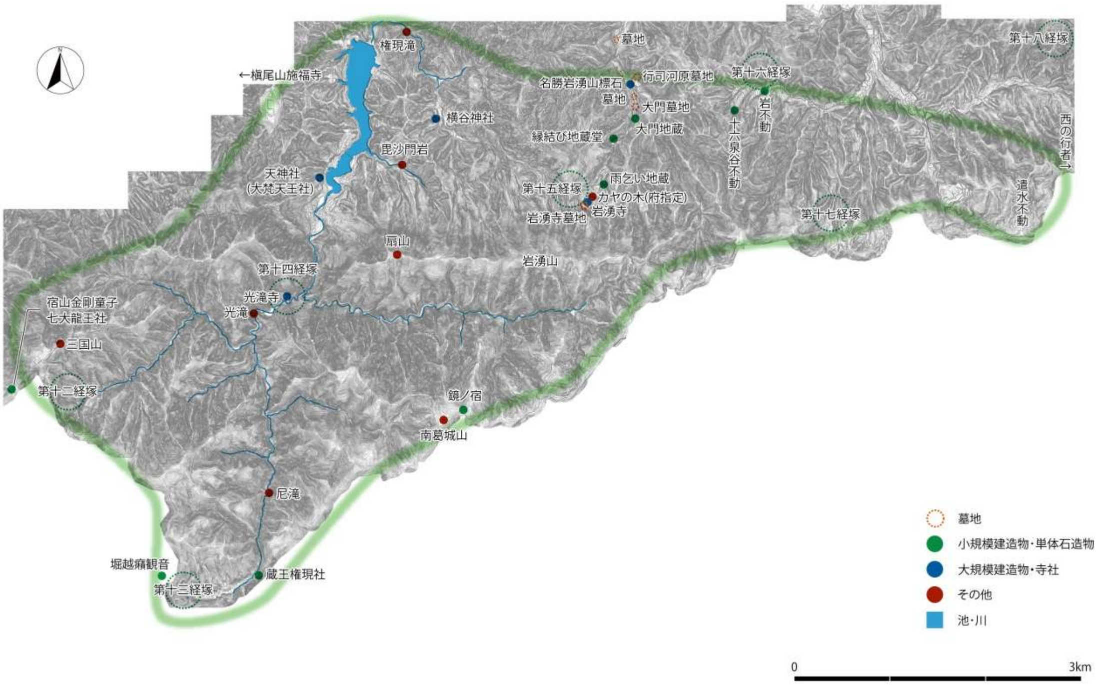

第 50 図　岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区

⑩その他の地域

これまでにあげた９地域以外にも、歴史文化遺産が散在している地域がある。このような地域としては、西代町、原町、楠町西、楠町東の西高野街道や巡礼道沿いの地域、向野町、汐の宮町、清水、唐久谷、惣代の高野街道沿の地域がある。

⑪各地区の歴史文化的な景観

各歴史文化遺産保存活用地区の特徴を良く示している歴史文化的な景観については、９地区の内、７地区で良好な視点場を見出すことができたためこれを示した。

第５章　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する措置

１　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用について

ここでは、前章で示した基本方針に従い計画期間である令和元年度から令和７年度までに行う調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業の具体的内容と実施年次を示す。この中で、事業の主な目的、手法を示し、総合計画基本目標の達成に資する効果も併せて提示する。

（１）歴史文化遺産調査研究（第１３表　参照）

当該事業は、基礎的情報の把握のために実施するものである。事業の効果としては、総合計画に掲げる歴史文化遺産の保存及び活用に関わる事業を今後に展開する上で必要となる資料を整備できることが挙げられる。

①歴史文化遺産総合調査

市域の歴史文化遺産を総合的かつ効果的に保存し、活用していくためには、これらの調査を行い、保存の状況や環境を適切に把握しておく必要がある。本市では、昭和４９年度以降、市域の歴史文化遺産の調査を行い把握に努めてきたが、第４章第１節（４）で指摘したように、十分に把握ができていない種別の歴史文化遺産も存在する。そこで、これらについて、総合調査を進める。

②歴史文化遺産個別調査

総合調査で把握できた歴史文化遺産の中には、その価値や保存の環境を鑑みてなんらかの保護の措置が必要になる物件も存在すると考えられる。これらの歴史文化遺産について指定や記録保存、効果的な活用等を行うために必要な調査を進める。また、埋蔵文化財の調査を記録保存や保存状況を確認するために進める。この他、関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区の調査研究も、毎年、一ヶ所程度を選択して実施する。

③その他

この他、文化財保護審議会を、毎年、２回程度、開催する。審議会では、今後実施する予定の事業についての助言を受け、実施した事業についての評価を受ける。また、新規に指定すべき歴史文化遺産に関して、教育長が諮問を行い、答申を受ける。

第１３表　歴史文化遺産調査研究事業実施計画

	事業名	財源	取組主体	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①歴史文化遺産総合調査	**・無形民俗文化財総合調査** 市内全域を対象として、祭礼をはじめとする市内の伝統行事や習俗の実施状況調査を行い。実施状況の写真を撮影し、実施主体、実施状況の所見をまとめた調査票の作成を行う。	市費	河内長野市教育委員会	◀━	━	━▶				
	・寺社跡、巨木、景勝地、庭園総合調査 寺社跡、巨木、景勝地、庭園について写真の撮影を行い、所在地、現状での所見などをまとめた調査票を作成する。R５年度からR７年度にかけて実施を予定する。	市費	河内長野市教育委員会					◀┅	┅	┅▶
②歴史文化遺産個別調査	**・指定文化財候補の調査** 総合調査によって把握できた歴史文化遺産を選定し、必要性、価値、所有者の同意等の予備的評価が定まった事案について、河内長野市文化財保護審議会の担当委員の指導のもとに、詳細な内容調査を進め、指定や指定に向けての意見具申等の保存のための措置を行う。	市費	河内長野市教育委員会	◀┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅▶
	・埋蔵文化財の発掘調査 開発行為に伴う事前確認調査、記録保存を目的とした調査を実施する。この他、大規模な開発が予想される場合や史跡の保全措置を検討する必要性が生じた場合、重要遺跡の範囲確認調査を実施する。	文化財補助金 市費	河内長野市教育委員会	◀━	━	━	━	━	━	━▶
	・関連遺産群の調査研究 関連遺産群の構成要素となっている歴史文化遺産の調査研究、構成要素の相互関連性についての調査研究を進める。この際に、選択した関連遺産群構成要素について、これまでに市で行ってきた調査、大学や研究機関等が行ってきた調査・研究成果の分析を行う。この分析によって構成要素となっている歴史文化遺産を再評価し、新たに価値づけを行う。このような調査研究の成果によって総合調査データベースにおける個別歴史文化遺産の説明を充実させ、更新を行う。	市費	河内長野市教育委員会	◀━	━	━	━	━	━	━▶
	・歴史文化遺産保存活用地区の調査研究 地域固有の歴史的景観や空間構成要素、景観を維持する仕組みの調査研究を実施する。この際に、歴史資料として残っている歴史文化遺産保存活用地区に関する絵図、史料にみえる景観の描写などを分析し、分析結果に基づき歴史的景観を構成している歴史文化遺産を選定し、総合調査データベースの説明欄に説明を加える。 これらの調査成果については、調査実施年度に行う歴史文化遺産現地公開事業で活用するとともに、市内歴史文化遺産の基礎資料としても保存し、将来にわたって資料の蓄積を行う。	市費	河内長野市教育委員会	◀━	━	━	━	━	━	━▶
③その他	**・文化財保護審議会運営** １年度に２回程度、文化財保護審議会を開催し、指定文化財候補の選定、事業評価等を行う。	市費	河内長野市教育委員会	◀━	━	━	━	━	━	━▶

※破線は条件が整った場合に実施する事業。

（２）歴史文化遺産保存・整備・継承支援（第１４表　参照）

当該事業は、観光や教育等の資源となる歴史文化遺産を適切に保存継承するために実施するものである。この事業によって、総合計画分野別施策１０「にぎわいと活力を創造す

る地域産業の振興」、分野別施策５「ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進」を実現するために必要となる地域資源を適切に保全することができる。

①指定・登録有形文化財の修理・整備

歴史文化遺産を構成する材料の基本は、比較的弱い素材の木、紙、絹などであり、長い年月の間に自然劣化していく。この対策として、将来にわたって確実に維持し、継承していくために定期的な修理が必要である。現在、保存修理事業の見込み件数は、第１４表（１）のとおり、今後、市の財政状況及び所有者の自己資金の状況、また突発的な事案等により事業の組替の可能性がある。

②指定無形民俗文化財保存継承

無形民俗文化財は、人々が日常生活の中で創造し、地域に根差したものであり、人が体現するものである。このような歴史文化遺産としての性質から、今日の地域コミュニティの変容及び少子高齢化社会の中で継承が難しくなってきている事案も存在する。このため、本事業ではこれらを継承していく上での課題解決に向けて、随時相談に応じるとともに広報紙等で普及啓発を行う。また、未指定についても祭礼用具の修理や祭礼自体が円滑に進めことができるように調整を行う。

③指定・登録文化財の管理

文化財建造物や史跡・名勝・天然記念物については、日常からの維持・管理が必要である。このことから、より適正な管理が行われるよう、これらの事業に対し補助を行うとともに、小規模な修理を推進し、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行う。

④選定保存地域の保全

文化財を補修し後世に伝えていくためには、木材、檜皮、茅、漆などの資材の確保と、これらの資材に関する技能者を育成することが必要である。このことから、資材及び人材の育成に対し補助を行うとともに、このような地域を原皮師（檜皮採取者）の研修の場として提供を行う。

⑤歴史文化遺産保存継承者の育成

少子高齢化や都市への人口の集中により、次世代の文化財の保存継承や活用を担う地域の人口が減少している。このため、新たに氏子、檀家、講など歴史文化遺産を保有する団体の次世代の活動を担う人材を確保し、育成する必要性が生じている。本事業では、講座やワークショップを行う等、啓発活動を行う事で人材の確保と育成を行う。

第１４表（１）　歴史文化遺産保存・整備・継承支援実施計画

事業名		財源	取組主体	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①指定・登録有形文化財の修理・整備	**・国宝観心寺金堂内陣板壁絵四天王像保存修理** 壁画の剥落止めとクリーニングを行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者		←→					
	・重要文化財遊仙窟保存修理 保存修復を行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者		←→					
	・重要文化財金剛寺御影堂保存修理 平成30年度に発生した台風被害により破損した檜皮葺屋根の復旧を行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者	←→						
	・重要文化財摩尼院書院保存修理 書院内部で使われている畳について、経年劣化したもの対象に取り替えを行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者	←→						
	・重要文化財左近家住宅保存修理 経年劣化した、茅葺屋根の葺き替えを行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者	←	→					
	・重要文化財河合寺木造千手観音立像他2躯保存修理 カビの除去を中心としたクリーニングを行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者	←→						
	・府指定文化財観心寺建造物防犯防災設備整備 史跡観心寺境内にある府指定建造物に防犯・防災設備を設置する。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者	←	—	→				
	・重要文化財観心寺恩賜講堂保存修理 建造物の解体修理を行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者				←‥	‥	‥	‥→
	・重要文化財長野神社本殿保存修理 経年劣化した檜皮葺屋根について葺き替えを行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者				←‥	‥	‥	‥→
	・重要文化財岩湧寺多宝塔保存修理 建造物の解体修理を行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者			←‥	‥	‥	‥	‥→
	・国宝金剛寺金堂、重要文化財金剛寺楼門、観心寺書院・観心寺収蔵庫の保存修理・整備 老朽化が進んだ場合に修理を行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者					←‥	‥	‥→
	・国登録文化財　金剛寺無量寿院保存修理 屋根及び木部の修理を行う。	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金	文化財所有者	←	→					
	・国史跡金剛寺境内　災害復旧 **（法面・大玄関等）**	国宝重要文化財等保存整備費補助金・所有者負担金等	文化財所有者		←‥	‥→				
	・興禅寺阿弥陀如来・収蔵庫保存修理 **経年劣化により保存修理を行う。**	国宝重要文化財等保存整備費補助金・市費・所有者負担金等	文化財所有者		←→					
	・府指定文化財　金剛寺築地塀保存修理 経年劣化により表面の漆喰が剥がれ落ちた築地塀について左官工事等を行う。	地方創生交付金 府費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者		←	—	→			
	・府指定文化財　観心寺持仏堂保存修理 経年劣化によって破損した柿葺屋根修理を行う。	地方創生交付金 府費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者	←→	←‥	‥	‥	‥	‥	‥→
	・府指定文化財　金剛寺総門、宝蔵、観心寺本願堂、大師堂等の保存修理 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 府費補助金 市費・所有者負担金	文化財所有者				←‥	‥	‥	‥→
	・市指定文化財　高向神社本殿保存修理 **平成30年度に発生した台風により被害を受けた檜皮葺屋根について保存修理を行う。**	市費・所有者負担金等	文化財所有者	←→						
	・市指定文化財延命寺薬師如来保存修理 解体修理を行う。	市費・所有者負担金等	文化財所有者	←→						
	・市指定文化財加賀田神社村絵図保存修理 剥落止め等の修理を行う。	市費・所有者負担金等	文化財所有者	←→						
	・岩湧寺本堂 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 市費・所有者負担金	文化財所有者				←‥	‥	‥	‥→
	・加賀田神社本殿 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 市費・所有者負担金	文化財所有者				←‥	‥	‥	‥→
	・高向神社本殿 老朽化が進んだ場合に修理	地方創生交付金 市費・所有者負担金	文化財所有者				←‥	‥	‥	‥→

※破線は条件が整った場合に実施する事業。

⑥その他

「関連遺産群構成要素の保全」、「歴史文化遺産保存活用地区の保全」は他の調査研究事業、活用事業とあわせて実施する。主に未指定の物件を対象として、関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存・継承される事を目的に実施するものである。ただし、当該事業を実施するためには、保存対象の明確化、効果的な保存方法の検討、必要な財源の確保、住民の合意形成など検討すべき課題が多く、当該保存活用計画対象年次のみで完結できるものではない。このようなことから、本保存活用計画対象年次においては、保存対象とする歴史文化遺産を明確化し、これらを円滑に継承していく上で、必要な措置についての検討を行う事とする。検討結果については、各年度で資料を蓄積し、次期計画を策定する際の基礎資料として活用する。

第１４表（２）　歴史文化遺産保存・整備・継承支援実施計画

事業名		財源	取組主体	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
②指定無形民俗文化財保存継承	**・指定無形民俗文化財保存継承** 無形民俗文化財の技能について、次世代の構成員へ技術伝承等を行い、祭礼用具の修理や祭礼の円滑な実施のため補助を行う。また、未指定についても祭礼用具の修理や祭礼自体が円滑に進めことができるように調整を行う。	文化芸術振興費補助金･市費･所有者負担金	文化財所有者	←──	──	──	──	──	──	──→
③指定・登録文化財の管理	**・指定文化財民家管理** 民家の点検･日常管理を行う。	市費･所有者負担金	文化財所有者	←──	──	──	──	──	──	──→
	・防犯防災設備保守点検 文化財建造物に設置されている防犯･防災設備の点検や日常管理を行う。	府費補助金 市費･所有者負担金	文化財所有者	←──	──	──	──	──	──	──→
	・史跡等施設管理 史跡･名勝の日常的な維持管理を行い、小規模な修繕等を行う。また、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行う。	市費･所有者負担金	文化財所有者	←──	──	──	──	──	──	──→
④選定保存地域の保全	**・選定保存地域保全** 歴史文化遺産修復に用いる植物性資材が生育する選定保存地域について、資材及び人材の育成補助、研修の場の提供を行う。	市費･所有者負担金	文化財所有者	←──	──	──	──	──	──	──→
⑤歴史文化遺産保存継承者の育成	**・歴史文化遺産継承者育成** 氏子、檀家、講など歴史文化遺産を保有する団体の次世代の活動を担う人材を育成する事を目的として、地域住民に対する講座やワークショップを行う等、啓発活動を行い、次世代を担う人材獲得に関する活動の支援も行う。	市費	文化財所有者	←──	──	──	──	──	──	──→
⑥その他	**・関連遺産群構成要素の保全** 主に未指定の物件を対象として、関連遺産群の構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存･継承される事を目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の調査や検討を行う。	市費	河内長野市教育委員会	←──	──	──	──	──	──	──→
	・歴史文化遺産保存活用地区の保全 主に未指定の物件を対象として、歴史文化遺産保存活用地区にある歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存･継承される事を目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の調査や検討を行う。	市費	河内長野市教育委員会	←──	──	──	──	──	──	──→

（３）歴史文化遺産活用（第１５表　参照）

歴史文化遺産を活用することは、地域の魅力を高め、地域経済を活性化させる上で大きな効果がある。また、このことが、歴史文化遺産を未来に継承していくことにもつながる。

平成２８年３月に観光庁で「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、「文化財の観光資源としての開花」が目標の１つに掲げられた。このように歴史文化遺産とは観光資源として位置づけが可能である。また、グローバル社会が進展する中で自己のアイデンティの確立、郷土愛の醸成などが求められており、教育、地域づくりのための資源としての活用も求められている。これらの観光事業、普及啓発事業の推進は、日本遺産のまちとしての魅力向上に直結するものである。

①観光分野での活用

本市の国指定有形文化財数は、国宝８件、重要文化財７６件であり、全国市町村と比べてもトップレベルの保有数である。しかしながら、本市は高度成長期以降ベットタウンとして発展したため、豊富な歴史文化遺産をまちの活性化において、充分に活かしきれていないのが現状である。

このことから、交流人口拡大のために、先ずは「文化財のまち」としての認知度を高めることが必要であり、積極的に観光プロモーションのために魅力発信を行う。このような情報発信を、大阪の都心部、京阪神地域、更には東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、東京で行う。

また、適切な調査によって来訪者の嗜好性などを把握し、ガイドのための人材育成や文化財周辺地域の整備を適切に行う。これらの事業を進める事で、総合計画分野別政策１０「にぎわいと活力を創造する地域産業の振興」の実現を目指す。

②教育分野での活用

総合計画の分野別政策５「ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進」や、分野別政策６「生涯にわたる多様な学びの推進」を行うために教育資源として歴史文化遺産を活用する。またこのことによって、河内長野市教育大綱で定める「本市が有する豊かな自然や貴重な歴史文化遺産、地域行事、先人の教えといった伝統や文化を子どもたちの教育や生涯学習に活かし、自分たちが住む「ふるさと河内長野」を誇り、大切にする態度を育成するとともに、世界へも目を向ける人材を育成する」ことも実現を目指す。このために情報発信、講演・講座、展示、体験、現地公開等様々な手法を組み合わせて事業を推進する。

③景観分野での活用事業

歴史文化遺産をその周辺環境も含めて面として保存し、河内長野らしい魅力的な景観を維持し、その価値を分かりやすい形で顕在化していくことは、これらに魅力を感じた関係人口、交流人口を呼び込み、また定住を促していく上でも効果的である。このことは、総

第１５表　歴史文化遺産活用実施計画（１）

	事業名	財源	取組主体	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①観光分野での活用	**・日本遺産のまち魅力発信事業** 関西圏主要駅で、本市の歴史文化遺産をＰＲするデジタルサイネージを実施する。	文化芸術振興費補助金（地域計画等） ・市費	河内長野市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり協議会等	←→	←→	←→				
	・日本遺産ガイド人材育成事業 情報発信事業によって増加する訪問者に備えるために、観光ボランティア募集を広報紙で行い、研修を行う。この際、初心者と経験者とのガイド内容を出来る限り均一化するため、ガイドマニュアルをより充実したものとするため令和元年度に改訂を行う。 また、インバウンド対策としてネイティブを講師とした語学研修を行う。	文化芸術振興費補助金（地域計画等、地域文化財総合活用推進事業） ・市費	河内長野市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり協議会 河内長野市日本遺産推進協議会	←→	←→					
	・観光客嗜好性調査研究事業 観光客に対し、日本遺産の認知度や周遊の満足度などを調査し、現状を把握する。また、その成果を踏まえた上で実施事業等を再検討し、事業の組み立てを行う。	・文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業） ・市費	河内長野市日本遺産推進協議会			←→				
	・その他、魅力発信事業 日本遺産の魅力を発信するために講演会を実施し、パンフレット、映像記録の作成を行いPRを行う。	文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業） ・市費	河内長野市日本遺産推進協議会	←→	←→	←→				
	・誘導サイン・説明看板整備事業 来訪者の便を図るため、情報が古くなっている案内看板を新しくし、併せてインバウンドを意識し、案内看板の多言語化（英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語）を行う。	・文化芸術振興費補助金（地域計画等） ・市費 ・地方創生交付金	河内長野市歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり協議会	←‥→	←‥→	←‥→	←‥→	←‥→	←‥→	←‥→
	・ぐるっとまちじゅう博物館事業（歴史文化遺産現地公開事業） 交流人口を拡大し、市域の魅力を発信するために、歴史文化遺産保存活用地区の中から、バランスよくテーマを選択して、各地区内に所在する地区内で伝わる近世文書、寺社跡、巨木、景勝地、庭園等の調査を踏まえて、普段公開されていない歴史文化遺産、あるいはあまり知られていない文化遺産を現地公開する。	地方創生交付金 市費	河内長野市教育委員会	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
②教育分野での活用	**・歴史文化遺産総合情報発信事業** 市域の魅力発信のため、歴史文化遺産総合調査データについて地理情報システムを用いてＨＰで公開を行う。データの整理、所有者からの公開の承諾等の準備を令和元年度と令和2年度で進め、令和3年度より公開を行う。	市費	河内長野市教育委員会	←→ 準備作業	←→	←→ 公開作業	←→	←→	←→	←→
	・郷土歴史学習 郷土愛の醸成や多文化への関心を育むため、関連遺産群及び歴史文化遺産保存活用地区をコンテンツとした児童・生徒用の教材を令和元年度に開発し、専門職員による出前授業を行う。関連遺産群をテーマとし市域全体の歴史文化遺産の学習を進めると同時に、歴史文化遺産保存活用地区を対象に各校区ごとにより密接した教材を開発することで、児童・生徒の興味、関心を高め、郷土愛の醸成を図る。また、学んだことを発表できる場、機会を設ける。	市費	河内長野市教育委員会	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	・関連遺産群に関する講演・講座 郷土愛の醸成のため、郷土歴史学習の教材を令和2年度に一般用に改編し、出前講座メニューとして地域、団体に提示し、各自治会等で出前講座を実施することで、郷土愛の醸成を図り、それが地域コミュニティのバックボーンとなるように、まちづくりの推進につなげていく。 なお、令和元年度は、日本遺産認定記念として、本市の歴史的特徴である中世にスポットを当て「中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」を積極的にPRしていく。	市費	河内長野市教育委員会	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	・関連遺産群に関する展示事業 市民が郷土の歴史文化遺産について理解を深めるために、毎年、歴史文化基本構想で定めた関連遺産群からテーマを決め、ふるさと歴史学習館等で特別展示を行うとともに、公民館8館、コミュニティーセンター3館での巡回展示を行う。 なお、講演・講座実施事業と同じく、令和元年度は日本遺産認定記念展示を行う。	市費	河内長野市教育委員会	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	・体験学習事業 本市には様々な空海伝説が残るが、伝説に因み体験できることを地域住民の協力を得るなどし、学校で体験学習を行う。 また、本市では近世において、河内木綿の栽培が盛んであったことから、綿の栽培を利用者に応援してもらうなどし、その綿を使っての綿繰り体験や館で育てた藍を用いての藍染体験などを行う。	市費	河内長野市教育委員会	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→

合計画分野別政策８「豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり」を進めることにもつながる。このため、当面は「歴史的景観の普及啓発」、「ワークショップ」を実施し景観形成の重要性について認識を深め、地域らしい景観のイメージの共有を図っていく。

これらの取組を進める上では当該年度に行う「歴史文化遺産調査研究」や「歴史文化遺産保存・整備・継承支援」における関連する事業とも連動させて、各年で重点的に事業を行う地域を歴史文化遺産保存活用地区の中から１つ程度を選択して事業を行う。

④地域づくり分野での活用事業

全国的な傾向として地域住民の連帯感や地域への関心が希薄化しており、総合計画においても「ぬくもりのある地域社会の構築」や「市民主体の地域づくり」が課題となっている。そこで地域に根差し、地域住民によって共同で継承されてきた歴史文化遺産について、それを担ってきた人々の絆や、人と地域のつながりを深める役割に注目し、「地域団体活動支援」をはじめ、「地域への出前講座」、「職員研修」、「テーマ型のボランティアの育成」の事業を行うことで、地域住民が、歴史文化遺産の保存継承や活用を通じて、地域住民の絆を深め、市民主体の活動につなげる支援を行う。この事で、総合計画基本政策１「協働によるまちづくり」を進めることができる。

⑤その他

市が管理する「ふるさと歴史学習館」、「滝畑ふるさと文化財の森センター」、「河内長野市指定文化財旧三日市交番」の施設の維持管理と運営については、各年度で実施する。

第１５表　歴史文化遺産活用実施計画（２）

	事業名		取組主体	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
③景観分野での活用	**・歴史的景観の普及啓発** **・ワークショップ** 景観形成の重要性を認識し、地域らしい景観のイメージの共有をはかるため、各年で重点的に事業を行う地域を歴史文化遺産保存活用地区の中から1つ程度を選択して、「歴史的景観の普及啓発」、「ワークショップ」を行う。選択は、当該年度に行う、関連する歴史文化遺産調査研究事業や歴史文化遺産保存・整備・継承支援事業と合わせて行う。	地方創生交付金 市費	河内長野市教育委員会	←	—	—	—	—	—	→
④地域づくり分野での活用	**・地域住民が行う歴史文化遺産保存活用の支援** 地域コミュニティーを活性化し、地域の歴史文化遺産の魅力を発見できるように、主に小学校区ごとに設置する地域まちづくり協議会等が行う歴史文化遺産の保存や活用に関わる事業について、人材の派遣、あるいはアドバイスを行う等して支援を行う。	市費	河内長野市教育委員会	←	—	—	—	—	—	→
	・地域への出前講座 地域の歴史文化遺産の魅力を発見できるように、自治会、公民館などが主催する地域の歴史文化遺産を対象とした講座に対して、講師の派遣を行う。	市費	河内長野市教育委員会	←	—	—	—	—	—	→
	・職員研修 まちづくりを担う市の職員が、地域資源としての市内の歴史文化遺産の価値を認識するために、市域の歴史文化遺産に関する研修を行う。	市費	河内長野市教育委員会	←	—	—	—	—	—	→
	・テーマ型ボランティアの育成 特定の目的をもって活動するボランティアへ市域の歴史文化遺産の保全や活用への参画を促す。	市費	河内長野市教育委員会	←	—	—	—	—	—	→
⑤その他	**・市が管理する施設の維持管理と運営** ふるさと歴史学習館の維持管理と運営 滝畑ふるさと文化財の森センターの維持管理と運営 河内長野市指定文化財旧三日市交番の維持管理と運営	市費	河内長野市教育委員会	←	—	—	—	—	—	→

２　関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区について

関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区の保存と活用については、各年度でそれぞれ１箇所程度、重点的に措置を行う関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区を選択し、事業を行う。ただし、ここでの事業とは、第１６表のとおり、歴史文化遺産調査研究、歴史文化遺産保存・整備・継承支援、歴史文化遺産活用の中で既に提示した個別の事業の複合体を指すものである。財源については、市費の他、ぐるっとまちじゅう博物館事業、関連遺産群構成要素の保全、歴史文化遺産保存活用地区の保全、整備事業、歴史的景観の活用に地方創生推進交付金等をあてる。

第１６表　関連遺産群・歴史文化遺産保存活用地区を対象とした事業の一覧

事業区分	事業名	内容
歴史文化遺産調査研究	関連遺産群の調査研究（第 13 表②）	構成要素となっている個別の歴史文化遺産について調査研究を進め、これらの相互関連性、全体的まとまりについての調査研究を行う。調査研究の成果については、資料を作成・保管し、保存や活用の際の資料とする。
	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究（第 13 表②）	地区固有の歴史的景観や空間構成、地区景観を維持する仕組みの調査研究を実施する。調査研究の成果については、資料を作成し、保管し、保存や活用の際の資料とする。
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成 （第 14 表（2）⑤）	氏子、檀家、講など歴史文化遺産を保有する団体の次世代の活動を担う人材を育成する事を目的として、地域住民に対する講座やワークショップを開催する等、啓発活動を行う。
	関連遺産群構成要素の保全 （第 14 表（2）⑥）	指定文化財の保全 未指定の物件を対象として、構成要素となる歴史文化遺産全体が今後も地域で円滑に保存・継承される事を目的に当面は保存対象の明確化や保存方法の検討を行う。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全 （第 14 表（2）⑥）	
歴史文化遺産活用	ぐるっとまちじゅう博物館事業 （第 15 表①②）	歴史文化遺産保存活用地区の中から、バランスよくテーマを選択して、各地区内に所在する普段公開されていない歴史文化遺産を公開する。
	教育分野での活用 （第 15 表②）	関連遺産群としての魅力を講座・シンポジウム、施設での展示、刊行する図書・映像記録に盛込んで実施する。
	整備事業（第 15 表①）	観光・散策ルートの検討、地区の歴史文化遺産の視認性向上の検討を経た統一的周遊サインの整備を行う。
	歴史的景観の活用 （第 15 表（２）③）	歴史的景観の普及啓発、ワークショップの開催を行う。

これらの事業群の実施手法については、歴史文化遺産現地公開事業を基軸に据えて、事業実施のための事前調査研究と位置付けて「関連遺産群の調査研究」、「歴史文化遺産保存活用地区の調査研究」を実施する。また、歴史文化遺産現地公開事業の準備を地域住民や文化財所有者と協働で進める中で、「歴史文化遺産継承者育成」、「関連遺産群構成要素の保全」、「歴史文化遺産保存活用地区の保全」、「保存修理」、「地区整備」、「歴史的景観の活用」、「展示」についても検討や取組を進める。これらの検討成果については各年次で蓄積を行い、その年度に行う公開事業や将来的な保全活用にも活かしていく。

以下に、個々の関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区を対象に事業を行う場合、それぞれの歴史文化遺産の在り方や地域の住民活動等に応じて、どのような内容に重点を置き事業を実施するのか整理する。

（1）各関連遺産群の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の視点

ここでは、個別の歴史文化遺産群の特性に応じて、重点を変えながら、これらの構成要素や群全体の歴史性に関する調査研究、これらの保存措置、各関連遺産群のコンテンツを活かした活用を進める際の視点について提示を行う。

①中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群

調査研究にあたっては、有識者の指導のもとに本市の中世一山寺院である観心寺と金剛寺に伝わる文献史料やこれらの寺院に関わる既往の研究成果、建築物や構造物に関する既往の調査成果を分析し、総合調査データベースの内容を補強する。この際に、寺院に関する調査研究のみを対象とするのではなく、かつての寺辺領であった地域や、これらの地域と各一山寺院との関係についても調査・研究を進め、寺院とこれらの地域との歴史的なつながりの解明をめざし、これまで評価が進んでいなかった歴史文化遺産についても価値づけを行う。

保存・整備・継承支援にあたっては、関連する歴史文化遺産保存活用地区内に所在する歴史文化遺産を適切に保存する（詳細は本節（２）歴史文化遺産保存活用地区の調査・保存・整備・継承支援、活用の視点を参照）。

活用にあたっては、これまで行ってきたような個別の歴史文化遺産の価値に注目するだけではなく、伽藍、子院、境内、寺辺領と同心円状にひろがっていく、関連遺産群構成要素の関係性と往時の姿を講座・シンポジウム、施設での展示、刊行する図書・映像記録に活かしていく。

②中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群

調査研究にあたっては、有識者の指導のもとに平成１２年度に刊行した『河内長野市城館分布調査報告書』や平成２２年に刊行した『烏帽子形城跡総合調査報告書』で集成した

史料の分析を行い、あわせて、城郭史、内乱史に関する研究成果の収集と分析を行う。

保存・整備・継承支援事業にあたっては、関連する歴史文化遺産保存活用地区内に所在する歴史文化遺産を適切に保存する（詳細は本節（２）歴史文化遺産保存活用地区の調査・保存・活用の視点を参照)。

活用にあっては、国の史跡であり整備が完了している烏帽子形城跡を中心とした中世城跡群とこれ以外の関連遺跡全体を相互に関連づけ、一体のものとして現地公開、講座・シンポジウム、施設での展示、刊行する図書・映像記録に活かしていく。

③高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群

調査研究にあたっては、有識者の指導のもとに高野詣に関する道中記、三日市宿に関する村方文書やこれらの研究成果、町屋建築物や石造物の調査成果の分析を行い、総合調査データベースの内容を補強する。また、地区内にある寺院、民家で所蔵されている文書や歴史資料を調査する。

保存・整備・継承支援にあたっては、調査研究事業に基づいて、保存対象を明確化し、その保存方法についての検討を行う。この際に構成要素となっている歴史文化遺産は、現役の生活のための施設であるものが多いため、住民の理解を得つつ保存措置をとる。

活用にあたっては、調査研究成果を活かし、構成要素となっている歴史文化遺産の意義、歴史文化遺産に関わる史実、説話などを活かした講座・シンポジウム、施設での展示、図書・映像記録作成を行っていく。

④里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群

調査研究にあたっては、有識者の指導のもとに近世村方文書や絵図等の歴史史料と民家の調査成果の分析を進めることで、近世村落景観や習俗・生業についての研究成果の収集と分析を行う。

保存・整備・継承支援にあっては、調査研究事業に基づいて、すでに歴史文化遺産保存活用区域となっている区域以外に里山景観と風習が継承されている地域の選定と価値づけを行い、次期計画を策定する際の資料とする。また、構成要素の特定や保存方法の検討を行う。この際、当該関連遺産群構成要素が「なりわい」や「くらし」の中で維持されている点に注意が必要であり、これらの歴史文化遺産を保護していくには、生業、産業をなんらかの形で残し、活かしていくことも必要になる点も踏まえる。

活用にあたっては、日常生活に埋没している歴史文化遺産の意義を適切に評価することを通じて、その価値を明示し、これらが維持されてきた仕組みについても講座・シンポジウム、施設での展示、図書・映像記録作成に活かし普及啓発していく。

⑤近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群

調査研究にあたっては、本市で伝わる生業・産業遺産であるため池、水路、河内木綿、

藍染製品、水力発電遺構などの調査成果を分析する。

保存と活用にあっては、当該歴史文化遺産群の年代が比較的新しく、また、現在においても、現役の施設として使用されているものが多い点に留意する。この際、当該歴史文化遺産群を構成する歴史文化遺産を特定し、現役の施設としての活用と、歴史文化遺産としての保存が両立できる緩やかな保存の方針を検討する。この上で、これらへの市民の関心を高め、活用が進むように講座・シンポジウム、施設での展示、図書・映像記録作成を行っていく。

（２）歴史文化遺産保存活用地区の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の視点

各歴史文化遺産保存活用地区の特性に応じて重点を変えながら、地区の歴史的景観や空間構成、これらを維持する仕組みに関する調査研究、地区内で行う保存継承のための措置、各地区の整備や歴史文化遺産の公開等を進めるための事業をあげる。財源は、市費や地方創成交付金等をあてる。

① 高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区

高野街道や旧宿場町の歴史的景観の残る地区があるため、景観構成要素や景観の特徴についての検討を進め、講の調査を行う。

地区内の寺社に大規模なものがなく、地元の檀家・氏子によって支えられている場合が多い事、これらの団体の高齢化が進んでいる点を踏まえ、次世代の保存継承や活用を担う人材育成を目的とした普及啓発事業を行う。この際には、小中学校で行われる郷土歴史学習や地域まちづくり協議会の場を活用する。また、指定文化財の修理、地域住民参画の基に地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討も行う。

活用にあたっては、平成２１～２４年度に長野町から三日市町にかけての高野街道の一部を整備した成果や金剛山登山等にともなって、この間を散策するハイカーが増加している点にも着目する。この上で、毎年実施されている高野街道まつり等の機会を利用し、主に民家で保有され普段は公開されていない歴史文化遺産の現地公開などを基軸とした活用を実施する。また、適切にサイン整備等を行う事で各歴史文化遺産の価値を顕在化し、まち歩きのアイストップを増加させ、地区の魅力を高める。さらに、観心寺や金剛寺等への観光で市内へ流入する来訪者が中心市街地でもある当該地区にも魅力を感じて滞留できるような仕組みづくりを行う。また、指定文化財の保存、観光ボランティアとの協働で充実したガイドができるような仕組み等を構築する。

さらに、旧宿場町の景観に関する普及啓発や旧宿場町の景観の保全・活用に関するワークショップの開催等を行う。

第１７表　高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名	重点を置く内容
歴史文化遺産調査研究	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・高野街道沿い、特に長野地区、旧三日市宿、岩瀬地区に関する民家・道標、石灯籠等の景観構成要素の調査研究 ・旧宿場町や高野街道の景観の特徴についての調査研究 ・地区内で継承されている講に関する調査
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成	・長野小学校、三日市小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成。 ・地域まちづくり協議会の場を活用した保存活用を担う人材の育成。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	・指定文化財の保全 ・地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討
歴史文化遺産活用	歴史文化遺産現地公開事業（ぐるっとまちじゅう博物館事業）	・高野街道沿いにある町屋建築、寺社が保有する文化財、地域内の旧家で保有されている歴史文化遺産の現地公開。
	地区整備事業	・サイン整備 ・各歴史文化遺産の価値を顕在化 ・来訪者が中心市街地にも魅力を感じて滞留できるような仕組みづくり ・充実したガイドができるような仕組みづくり。
	歴史的景観の活用	・旧宿場町の景観に関する普及啓発 ・旧宿場町の景観の保全・活用に関するワークショップの開催

②　寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区

江戸期に作成された「小山田村絵図」が存在し、また村方文書も残っているため、これらの調査・研究を進める。さらに地区内にある住吉神社で行われている祭礼の調査も行う。なお、当該地区については、すでに市街地化が一定程度進んでおり、当該地区の大部分はすでに新しく開発されている一方で、歴史文化遺産は公園や境内地の中で保存されている場合が大部分であるため、今後も比較的管理がなされる見込みがある。祭礼に関しては、後継者不足が生じているため、次世代の保存継承や活用を担う人材育成を目的とした普及啓発事業を行う。この際には、小中学校で行われる郷土歴史学習や地域まちづくり協議会等の場を活用する。このような取り組みを通じて、祭礼の保存継承支援方法の検討を行う。

活用に関しては、寺ヶ池や水路関連の構造物、絵図、村方文書の公開を進める。

第１８表　寺ヶ池を中心とする歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名	重点を置く内容
歴史文化遺産調査研究	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・小山田村絵図による歴史的景観の調査研究 ・住吉神社で行われている祭礼の調査
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成	・小山田小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成。 ・地域まちづくり協議会の場を活用した保存活用を担う人材の育成。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	・住吉神社で行なわれている祭礼の保存継承支援方法の検討
歴史文化遺産活用	歴史文化遺産現地公開事業	・寺ヶ池、水路関連の構造物、絵図、村方文書の公開

③観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区
④天野谷の歴史文化遺産保存活用地区

両地区については、歴史文化遺産の保存継承の在り方や住民活動の在り方が比較的類似しているため、ここであわせて、事業実施のための視点の整理を行う。

境内図、河内名所図会や寺院に伝わる文書から窺える往時の境内や寺辺領の空間構成の特徴の把握、歴史文化遺産として残っている景観構成要素の特定や分析を行う。また旧寺辺領を構成する旧村部については、地域住民へのヒアリングによって、これらの空間構成の特徴やこれらを維持している仕組みについて調査研究を行う。また、地区にある寺社や旧家が所蔵する近世文書については未調査のものがあるので調査等を行う。

保存・管理については、境内地を平成２１年度に策定した史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画に基づく措置を行い、周辺地域については住民参画のもとで未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討も行う。また、必要に応じて、指定文化財の保存修理を進める。

多くの観光客が訪れる観心寺・金剛寺・延命寺以外は、地元の檀家、氏子によって支えられており、地区での高齢化が進んでいる点に課題がある。また、歴史的景観の構成要素となっている山林、棚田、民家の維持管理が所有者の高齢化等により今後、課題となってくる事が予想される。このことから、地域内と同時に周辺の開発団地の住民を対象として講座やワークショップを行い、外部の人材が、地区の歴史文化遺産の保存継承に参画することを促していく。このような人材育成の場として、小中学校で行われる郷土歴史学習や地域まちづくり協議会の場を活用する。

活用にあたっては、境内以外の歴史文化遺産について価値の顕在化が十分でなく、来訪

第１９表　観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区
天野谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名	重点を置く内容
歴史文化遺産調査研究	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・観心寺・金剛寺に関する境内や寺辺領の空間構成の把握 ・歴史文化遺産として残っている景観構成要素の特定と分析 ・地域住民へのヒアリングによる空間構成の特徴やこれらを維持している仕組みについての調査研究 ・観心寺・金剛寺の近世文書の調査 ・地区内にある寺社や旧家が所蔵する近世文書の調査
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成	・川上小学校、天野小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成。 ・地域まちづくり協議会、自治会の場を活用した保存活用を担う人材の育成。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	・指定文化財の保存修理 ・保存管理計画に基づく観心寺・金剛寺境内の管理と保全 ・地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討
歴史文化遺産活用	歴史文化遺産現地公開事業	・地区内の寺院等が保有する歴史文化遺産の公開。
	整備事業	・サイン整備 ・各歴史文化遺産の価値の顕在化
	歴史的景観の活用	・旧寺辺領の景観に関する普及啓発 ・旧寺辺領の景観に関するワークショップの開催

者もあまり訪れていない現状を踏まえ、地区全体の歴史文化遺産に関しても情報発信を行い、訪問者が地区を周遊できるようにサイン整備等を行うことで歴史文化遺産現地公開等の活用を図っていく。

⑤高向地区及び周辺の歴史学習体験地区

旧高向村に関する村方文書の調査、高向神社で行われている祭礼の調査を行う。

地区内の寺社には大規模なものがなく、地元の檀家・氏子によって支えられている場合が多い事、これらの団体の高齢化が進んでいる点を踏まえ、次世代の保存継承や活用を担う人材育成を目的とした普及啓発事業を行う。この際には、小中学校で行われる郷土歴史学習や地域まちづくり協議会等の場を活用する。また、指定文化財の保存修理を進め、地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討を行う。

活用にあたっては、当該地区を起点として、各歴史文化遺産群保存活用地区への散策が

第２０表　高向地区及び周辺の歴史学習体験地区対象事業

事業区分	事業名	内容
歴史文化遺産調査研究	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・高向神社で行われている祭礼の調査
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成	・高向小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成。 ・地域まちづくり協議会の場を活用した保存活用を担う人材の育成。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	・地域住民参画の基に行う地区内にある未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討 ・地区にある市指定文化財高向神社本殿や周辺にある加賀田神社本殿の修理
歴史文化遺産活用	情報発信	・「河内長野市立ふるさと歴史学習館」や観光施設である「奥河内くろまろの郷」での市域全体の歴史文化遺産に関する情報発信と展示。
	整備事業	・当該地区を起点とした各歴史文化遺産群保存活用地区への誘導のための方法の検討

できるように、来訪者の誘導をソフトやハードの両面から検討する。また、「河内長野市立ふるさと歴史学習館」や道の駅である「奥河内くろまろの郷」での市域全体の歴史文化遺産に関する展示や情報発信を行う。

⑥滝畑の歴史文化遺産保存活用地区

地区内には、多くの茅葺民家や中世から近世にかけての絵図・文書や典籍が伝わっており、これらについては過去の調査で把握ができているため、今後は調査成果の分析・検討を進める。また、地域は民俗学のフィールドともなり過去の調査研究の蓄積もあるため、これらの分析・検討も進める。

保存・整備・継承支援事業にあっては、指定文化財の保存修理、選定保存地域となっている茅場の保全、未指定の歴史文化遺産の明確化と保存措置の検討を進める。また、地区の高齢化が進んでいる中で、地域で伝わる歴史文化遺産の継承の担い手不足が課題となることが予想されるため、地区外の住民が地区の歴史文化遺産の保存・活用に参画する仕組みづくりが可能であるのかどうかを検討する。また、未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討も行う。

地区内には、多くのレクリエーション客がキャンプ場へ訪れている状況があり、すでに一定数の交流人口が存在しているため、地区内にある歴史文化遺産の情報発信や誘導を検討し活用を進める。また、旧滝畑村の景観に関する普及啓発も行う。

第２１表　滝畑の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名	内容
歴史文化遺産調査研究	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・茅葺民家の調査成果の分析・検討 ・絵図・文書や典籍の調査成果の分析・検討 ・民俗学的調査研究成果の分析・検討
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成	地区外の住民が地区の歴史文化遺産の保存・活用に参画する仕組みづくりの検討。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	・指定文化財の保存修理 ・茅場の保全 ・未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討
歴史文化遺産活用	歴史文化遺産現地公開事業	・地区内にある歴史文化遺産の情報発信や誘導を検討し活用を進める。
	歴史的景観の活用	・旧滝畑村の景観に関する普及啓発

⑦流谷の歴史文化遺産保存活用地区

江戸期の流谷村絵図に描かれた八幡神社を中心とした里山集落景観が現在でも良好に遺存しているため、この絵図の分析を進め、茅葺民家、棚田、水路、小路、小堂・石垣等が形成している歴史的な里山集落の景観の特徴について把握と評価を進める。当該地区は、神社や講を単位に行われている祭礼が多く残っていることから、地域住民へのヒアリングによって、これらの調査を進める。また、地区にある寺社や旧家が所蔵する近世文書については未調査のものがあるので調査等を行う。

保存・整備・継承支援事業にあっては、八幡神社で行われている祭礼について、中世に起源があると考えられるものが存在するものの、現在保存の措置が行われているのは「勧請縄掛神事」のみであるため、この他の祭礼についても包括的に保存措置ができるように検討を行う。また、里山集落の景観を維持しているのが地域の生業活動であり、地区の高齢化が進むなかで、地区外の住民が地区内の祭礼や生業活動に参画できるように啓発活動を行い、仕組みづくりについて検討する。この際に、地区内に小規模特認小学校が存在し、地区外からの児童を受け入れ、地区内外の住民の交流の場となっている点を踏まえ、当該小学校をこのような活動の拠点とする。この他、自治会や総代会等の場を活用して、地域住民参画の基に未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討も行う。

活用にあたっては、次世代や地区外の住民がその魅力を感じて、地区内の住民がその価値を再発見できる事を目的として、歴史文化遺産の現地公開を基軸として、地区内の祭礼、生業、建造物、構造物などの歴史文化遺産の情報発信を行う。また、旧流谷村の景観に関する普及啓発やワークショップの開催等も行う。

第２２表　流谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名	内容
歴史文化遺産調査研究	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・流谷村絵図の分析 ・歴史的な里山集落の景観の特徴について把握と評価 ・神社や講で実施している祭礼の調査 ・地区にある寺社や旧家が所蔵する近世文書の調査
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成	・八幡神社の祭礼の包括的な保存措置の検討 ・天見地区外の住民に対して地区内の祭礼や生業活動への参画を促す啓発活動の実施。 ・天見小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	・自治会や総代会等の場を活用した、地域住民参画の基で行う未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討
歴史文化遺産活用	歴史文化遺産現地公開事業	・歴史文化遺産の現地公開を基軸とした、地区内の祭礼、生業、建造物、構造物などの歴史文化遺産の情報発信
	歴史的景観の活用	・旧流谷村の景観に関する普及啓発 ・旧流谷村の景観に関するワークショップの開催

⑧島の谷の歴史文化遺産保存活用地区

茅葺民家、棚田、水路、小路、小堂・石垣等が形成している歴史的な里山集落の景観の特徴について分析と評価を進める。また、当該地区は、茅葺民家が市内でも特に多く残っており、また旧家には村方文書が伝わっているため、これらの調査や分析を進める。

保存・整備・継承支援事業にあっては、地区の高齢化が進んでいる中で、空き家や休耕地の増加が予想されるため、ワークショップの開催等によって次世代や地区外の住民がこれらの保存・活用に参画する仕組みづくりを検討する。この際に、地区内に小規模特認小学校が存在し、地区外からの児童を受け入れている点を踏まえ、当該小学校をこのような活動の拠点とする。この他、自治会や総代会の場を活用して、地域住民参画の基に未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討も行う。

活用にあたっては、地区外の住民がその魅力感じて、地区内の住民がその価値を再発見できる事を目的として、歴史文化遺産の現地公開を基軸として、地区内の祭礼、生業、建造物、構造物などの歴史文化遺産の情報発信を行う。また、旧天見村の景観に関する普及啓発や旧天見村の景観に関するワークショップの開催等も行う。

第２３表　島の谷の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名	内容
歴史文化遺産調査研究	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・歴史的な里山集落の景観の特徴についての分析と評価 ・茅葺民家の調査・研究 ・地区にある旧家が所蔵する近世文書の調査
歴史文化遺産保存・整備・継承支援	歴史文化遺産継承者育成	・地区外の住民に対して地区内の祭礼や生業活動への参画を促す啓発活動の実施。 ・天見小学校で実施する郷土歴史学習を活用した次世代の保存活用を担う人材の育成。
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	・自治会や総代会等の場を活用した、地域住民参画の基に未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討
歴史文化遺産活用	歴史文化遺産現地公開事業	・歴史文化遺産の現地公開を基軸とした、地区内の祭礼、生業、建造物、構造物などの歴史文化遺産の情報発信
	歴史的景観の活用	・旧天見村の景観に関する普及啓発 ・旧天見村の景観に関するワークショップの開催

⑨岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区

地区内の歴史文化遺産の多くは、葛城修験と何らかの関係を持つものが大部分である事から、地区内の建造物や構造物について調査研究を進めるとともに、葛城修験に関する研究成果の収集と分析を行う。

保存・整備・継承支援事業にあっては、地区内の歴史文化遺産が講、檀家、氏子によって支えられている事、これらの団体の高齢化が進んでいる事を踏まえ、周辺の開発団地の住民が地区の文化遺産の保存継承に参画できる仕組みを確立する必要がある。また、地区の歴史文化遺産を包括する山林、歴史文化遺産を相互に繋いでいる林道が現状のまま維持され、森林の施業が適切に行われることは、本地区の歴史文化遺産の保全のための必須事項であるといえる。このため、林政所管課と連携の基に、森林の保全を推進する。この他、自治会や総代会の場を活用して、地域住民参画の基に未指定の歴史文化遺産の明確化、保存措置の検討も行う。また指定文化財の保存修理を進める。

活用にあたっては、地区内の歴史文化遺産はこれまであまりＰＲされてこなかったジャンルのものであり、調査研究も進んでいない。このため十分な価値づけを行った上で、来訪者の増加を目的にＰＲを行う。また、景観に関する普及啓発やワークショップの開催等を行う。

第２４表　岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区対象事業

事業区分	事業名	内容
歴史文化遺産調査研究事業	歴史文化遺産保存活用地区の調査研究	・地区内の修験道に関連する建造物や構造物について調査研究 ・葛城修験に関する研究成果の収集と分析
歴史文化遺産保存・整備・継承支援事業	歴史文化遺産継承者育成	・周辺の開発団地の住民が地区の文化遺産の保存継承に参画できる仕組みの確立。 ・林政所管課との連携による森林保全の推進
	関連遺産群構成要素の保全	・地域住民参画の基で行う、未指定の歴史文化遺産の保存対象の明確化、保存措置の検討 ・重要文化財岩湧寺多宝塔や市指定文化財岩湧寺本堂の修理
	歴史文化遺産保存活用地区の保全	
歴史文化遺産活用事業	歴史文化遺産現地公開事業	十分な価値づけを行った上での地区内の祭礼、生業、建造物、構造物などの歴史文化遺産の情報発信
	歴史的景観の活用	・景観に関する普及啓発 ・景観に関するワークショップの開催

３　防犯・防災及び災害時の対応

近年、地震、台風、集中豪雨による自然災害が増え、歴史文化遺産にも多大な被害が生じている。このような事態に備えるため、本市では「河内長野市地域防災計画」を策定している。

この中の第２編予防対策、第２章災害に強いまちづくりで、「文化財を災害から保護する」との項目を立て、「かけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る」とし、市民に対する文化財防災意識の普及と啓発、所有者に対する意識の徹底、消防用設備等の充実を明記している。また、第３編災害応急対策編、第１６章文教対策の実施で、「文化財の災害応急対策を行う」との項目を立て、「災害により文化財が被害を受けた場合、所有者は、被害状況を調査し、生涯学習部に報告するとともに、市教育委員会並びに府教育委員会と協議のうえ応急措置を講ずる」とし、市は被害調査を行い、所有者に適切な措置を指示し、被害の防止拡大と保護に努めるとしている。

（1）防犯・防災

指定文化財の防犯・防災の設備工事及び保守点検業務に対しては、補助金を交付し、所有者に対する意識の啓発と支援を実施する。

また、未指定文化財についても、写真、実測等の記録を台帳に留め、防犯対策を行う。

（2）災害時の対応

災害時の対応として、市内において被害が軽微な場合は、前述したように、所有者からの報告、市教育委員会の被害調査、府教育委員会への報告と協議という手順になるが、被害が甚大な場合、本市では事業継続計画（BCP)を定めており、発災後6時間以内は所属職員の安否確認・参集、避難所の開設、１２時間以内は避難所開設当初の必要物品の調達、２４時間以内は避難所運営に係る地域住民との調整、そして４８時間以内で初めて文化財の被害情報の収集、府教育委員会への報告を行う。

第６章　歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の推進体制

１．歴史文化遺産所管課の体制

（１）歴史文化遺産所管課の現状

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条に基づいて、歴史文化遺産の保護に関する業務を、文化庁、大阪府教育委員会の助言・指導のもと所管してきた。

しかし、近年の状況として地域資源としての歴史文化遺産の価値が注目され、特に観光の各分野での活用が求められるようになっており、文化庁でも新しい施策を打ち出している。このような社会情勢は本計画の方針とも整合するものであるが、一方で、従来実施してきた歴史文化遺産の保護や教育分野での活用についても継続して取り組んでいく必要がある。これらのことから、今後は限られた人員と予算で効果効率的に幅広い事業を実施することが求められる。

第２５表　河内長野市教育委員会における歴史文化遺産担当職員の配置状況

市町村
歴史文化遺産所管課 ・歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する業務 ・職員８名（課長以下、埋蔵文化財の専門職員３名、文献史学の専門職員１名、 民俗文化財の専門職１名、事務職員２名
施設
市立ふるさと歴史学習館 ・歴史文化遺産の展示、講座、体験学習 ・職員４名（うち専門職員２名） 市立滝畑ふるさと文化財の森センター ・植物性屋根材の普及啓発、研修等 ・職員８名
地方文化財保護審議会
・河内長野市文化財保護審議会 ・河内長野市文化財保護審議会委員９名

（２）歴史文化遺産所管課職員の配置状況

現在、歴史文化遺産調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業は、教育委員会歴史文化遺産所管課で所管しており、観光振興を目的とした歴史文化遺産の活用に関しては、観光所管課が事業を所管している。歴史文化遺産所管課では、本庁と施設に職員を配置している。配置状況は第２５表のとおりである。

本市の歴史文化遺産の特徴として、古建築が多く存在しており、これらに関する調査研究、保存・整備、活用の占めるウエイトが他市に比べて非常に高いものとなっている。

（３）河内長野市文化財保護審議会の体制

河内長野市付属機関設置条例に基づき、文化財保護法第１９０条の第１項に規定する地方文化財保護審議会にあたる河内長野市文化財保護審議会を設置している。審議会委員については、市域の歴史や歴史文化遺産の特徴に応じて建築史（寺社建築）１名、考古１名、建築史（民家建築）１名、中近世史２名、自然史１名、城郭史１名、美術工芸１名、民俗１名を委嘱している。教育長の諮問を受け答申を行っている。

（４）庁内連携等の体制

従来、歴史文化遺産所管課で担ってきた歴史文化遺産の保護や教育分野での活用を継続しつつ、新たに観光、景観、地域づくりの各分野へ活用の幅を広げていくためには、これらを所管する部署と目標を共有し、庁内連携を進めることが重要である。

特に近年、観光資源としての歴史文化遺産の価値が注目され、国も歴史文化遺産を活用することを支援する施策を打ち出している。このような情勢を受けて、本保存活用計画の実現のため、生涯学習、学校教育、観光、シティープロモーション、景観を所管する庁内部署、学校、市内公共施設と連携した実施体制を構築するための方針を記載する。

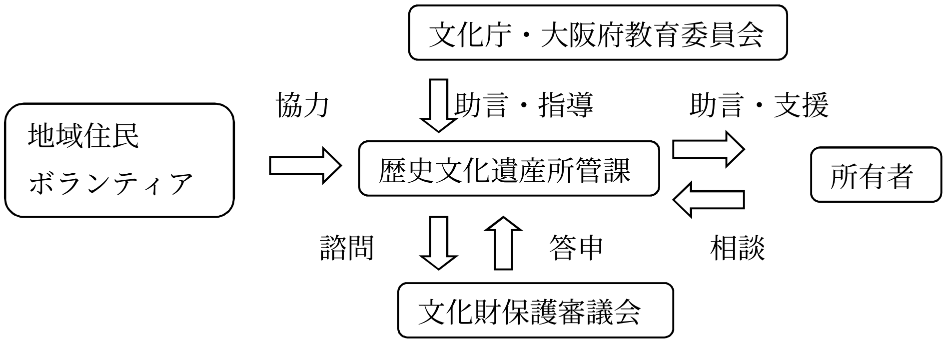

第５1図　歴史文化遺産保存・整備・継承支援事業の実施体制

観光分野での活用を目的とした庁内連携

基本方針４で掲げた「歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる」ことは、総合計画に規定されている「自然や歴史・文化などの地域資源を活かした観光振興の推進」を実現するために重要であり、「歴史文化基本構想を活かした観光拠点づくり事業」を進めるために、観光、シティープロモーション、景観を所管する庁内部署とのより強固で密接な連携体制を構築し、併せて観光関連事業者、観光ボランティア等テーマ型市民団体とも連携を行う。

また、今後は、本保存活用計画で明らかとなった歴史文化遺産の「群」としての総体的価値や魅力を、庁内各部署と共有し、連携によって効果的に発信し、活用を行っていく必要がある。また、限られた財源と人員で、新規に事業をおこしていくためには、個々の課で行ってきた既存事業の連携・組換えを積極的に進める必要がある。また、地域の歴史文化遺産が地域活性化の資源として活用されるように民間事業者とも連携を行う。

なお、近年の状況として、観光目的の活用に国や大阪府も歴史文化遺産を活用する取組を積極的に支援する施策を打ち出しており、限られた財源で効果的に事業を実施していくためには、このような支援を積極的に取り込むことが有効である。

教育分野での活用を目的とした庁内連携

河内長野市教育大綱に基づき、歴史文化遺産を子どもたちの教育に活かし、「ふるさと河内長野」を誇り、大切にする態度を育成するとともに、世界へも目を向ける人材を育成するため、学校教育所管課と連携し、児童・生徒の郷土歴史学習を推進する。

学校教育所管課との連携は、平成１３年度より始めた郷土歴史学習を推進するなかで始まったものであり、これまでの郷土歴史学習は主として類型別、年代別に作成されていた学習カリキュラム、教材に沿って実施してきた。しかし、今後は、本保存活用計画によって示された関連遺産群、歴史文化遺産保存活用地区を活用して、各校区に密着した身近な地域を対象とし、様々な類型の歴史文化遺産を横断した教材と学習プログラムの開発等を学校教育所管課とも連携しつつ実施する。もって、河内長野市教育大綱で規定された目標達成のために、次世代を担う人材を育成する。

学習の教材と学習プログラムの開発にあたっては、対象とする学年の基礎的学力や児童・生徒の地域に関する一般的な知識に沿って行う必要がある。このため、必要に応じて、市内学校と連携し教員を交えたプロジェクトを開催するなどして、市内小中学校と連携する。

また、効果的な事業の実施を行うにあたっては、歴史文化遺産所管課と学校で事業実施の趣旨を共有し、社会科の授業とも適切に連携することが重要であり、児童・生徒が郷土歴史学習で取得した知識を実践する場をつくる事も重要である。実践の場としては、一部の学校ですでに実施している「子ども文化財解説」や作文・弁論などのコンクール、あるいは課外活動の実施などをあげることができ、これらは学校側で主体的に実施する必要が

あるが、歴史文化遺産所管課でも支援が必要である。

この他、河内長野市教育大綱等に基づき、また、楠木正成や本多忠統などの郷土の偉人の逸話を盛り込むなどして「ふるさと学」のテキストである『かわちながの物語』の改定も検討する。このような、小中学校での事業展開に加えて、新たに市内に所在する高等学校での郷土歴史学習も体系的に取り組むため、市内高等学校とも連携する。

また、河内長野市教育大綱に基づき、歴史文化遺産を活かし、「生涯を通じて学び続け、学びの成果を活かすことができる場と機会を提供」するため、生涯学習所管課、市内生涯学習施設と講座、イベントなどを連携して実施する。また、学びの成果を活かすことが市域の歴史文化遺産の保存・継承や活用にも繋がっていくように、検討を行う。

景観分野での活用を目的とした庁内連携

都市計画マスタープランにある「歴史的・文化的景観資源の保全と活用」を進めるため、本保存活用計画で明らかにした各地域特有の歴史や文化を踏まえた歴史的景観形成を行うために景観所管課と連携する。

本市では、平成１２年度に市独自の取り組みとして景観形成計画の策定を行い、中心市街地ではすでに住民主体による歴史的景観形成の取り組みが始まっている。平成１９年から２５年にかけては、旧高野街道の景観整備や住民との協働による保全・活用の取り組みを行った。また、市街地から離れた谷部の景観形成について、大学との連携を行っている。

歴史的景観については、里山景観であればその地域の農業や林業などの生業や祭礼などの住民活動によって維持され、市街地であれば住宅や塀や生垣、樹木などが主な構成要素となっており、住民の生活と密接に結び付きながら維持されている。このため、景観所管課のみではなく、市民協働所管課とも連携をとる必要がある。

当面の連携の内容については、景観構成要素が維持されている仕組みや、今後、ワークショップ等を行い持続可能な形で歴史的景観を維持していくための課題の把握、文化的景観についての普及啓発活動等をあげることができる。景観所管課との共同により、地域まちづくり協議会や自治会等の地域住民の参画も得て、また、景観分野を専門とする有識者の指導のもとに取組みを進める。

地域づくり分野での活用を目的とした庁内連携

総合計画では、各地域の特性や課題に応じて、市民が行う主体的な取り組み、市民と行政が協働して行う取り組みの方針として地域別計画が小学校区単位で策定されている。平成２８年度からは、地域住民が自ら企画した地域活性化事業を市が支援する「市民公益活動支援補助金（地域まちづくり型）」の運用がはじまっている。このような事業支援を市民協働所管課が担当し、歴史文化遺産所管課は必要に応じて、協力を行ってきた。

今後は、地域住民が自ら企画立案する事業について、本保存活用計画で明らかにした各地域の歴史文化遺産の特徴が活かされるように、地域住民に対する普及・啓発活動を市民

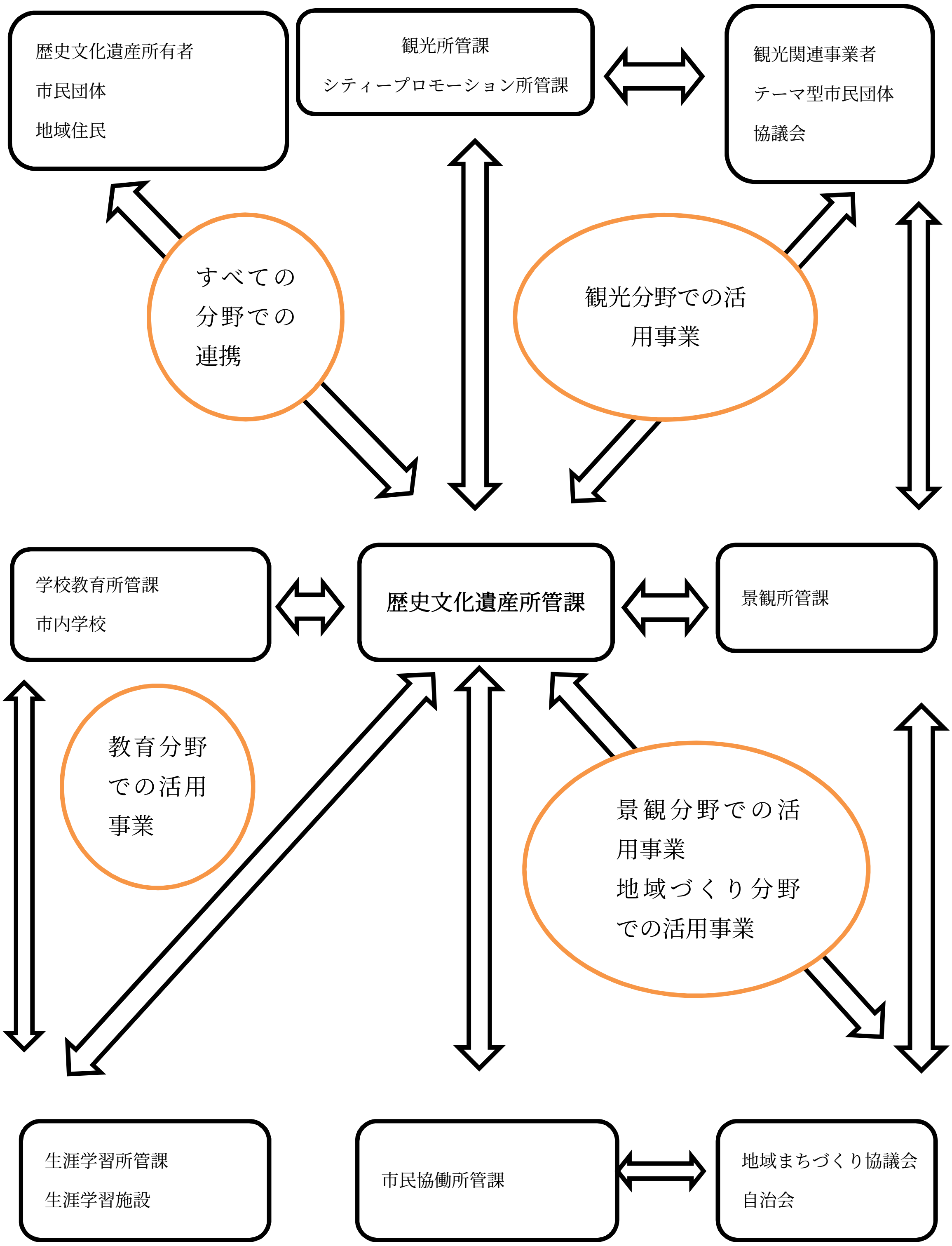

第 52 図　歴史文化遺産活用に関する庁内・関係団体との連携

協働所管課と連携しつつ進めていく。

（５）歴史文化遺産所有者・歴史文化遺産保存活用地区住民・市民団体との連携

本保存活用計画実現のため事業を推進するには、歴史文化遺産の所有者はもちろんのこと、歴史文化遺産保存活用地区の住民・市民団体との連携も必要になる。特に、近年、歴史文化遺産を活用して実施する様々な事業に関して、行政ではなく、歴史文化遺産所有者や地域住民、事業者などで組織する実行委員会が補助金の交付を受け、事業の実施主体となるものが増加している。このような事業を推進していくためにも、庁外の団体や個人との連携が強くもとめられる。

歴史文化遺産所有者との連携

本市の歴史文化遺産の大部分は、個人あるいは団体が所有している。このため、多くの場合、保存措置は所有者が行い、市は指導・助言や財政的支援を行ってきた。また、活用に関しては、様々な形が想定できる中で、現在は市が実施の主体となることが多い。今後、これらの事業を適切に進めるためには、所有者と市のいっそうの連携が必要となる。

歴史文化遺産の保存修理に関しては、従来どおり日常的に管理を行っており、歴史文化遺産の状態について熟知している所有者からの相談や連絡を受け、必要に応じて文化庁、大阪府教育委員会、河内長野市文化財保護審議会の指導のもとに保存修理のための会議あるいは、有識者も加えた修理委員会を発足して対応を行う。

活用事業に関しては、市が実施する場合、出来るかぎり所有者との共同開催という方法をとり、歴史文化遺産の活用が所有者や地域社会へも有意なものであるように調整する。

地域住民との連携

市内の歴史文化遺産は、氏子、檀家、祭礼などの保存会など地域に根ざす団体が実質的に保存や継承の担い手となっている場合も見られる。また、地域に根ざす歴史文化遺産が継承され、活用される場は、地域住民が地域への愛着や誇りを醸成する場ともなっており、地域社会の絆を保つ上でも重要な役割を果たしてきたものである。このために、歴史文化遺産の継承の側面においても、住民の郷土愛を育むという側面においても、また、各地域において、ひとと人の絆、ひとと地域のつながりを保っていくうえでも、地域住民と連携し、歴史文化遺産を保存継承し活用を行っていく必要がある。

これらの団体が抱える共通の課題として、人口減少や少子高齢化にともなう団体構成員の減少、次世代を担う後継者の育成が困難となっていることがあげられる。

今後は、地域に根ざした歴史文化遺産の活用を進めるにあたって、自治会、檀家、氏子など地域住民に働きかけを行うことにより、住民連携による効果的な歴史文化遺産の保存と活用を行うとともに、これが新たに保存継承を担う団体の構成員の獲得の場ともなるような事業展開を行う。

テーマ型の市民団体との連携

本市ではボランティア活動が盛んであり、歴史文化遺産活用に関するボランティアはもとより、観光、森林保全、自然環境保全、景観保全、地域活性化など様々な目的をもったテーマ型の市民団体が活動している。

これまでは、主に市が主体となって実施してきた歴史文化遺産の活用事業を展開する中で、文化財ボランティアの参画を得、あるいは観光ボランティアの協力のもとに事業の実施を行ってきた。

今後は、民間の多くの団体が効果的に連携し、歴史文化遺産の保全・活用をそれぞれの活動の趣旨に沿った形で進めることを目標とする。このために、市域の歴史文化遺産の価値や魅力について一定の共通理解を促し、必要に応じて、市民協働所管課との連携のもとに、より幅広いテーマ型の市民団体による歴史文化遺産のより直接的な保存継承の担い手となる地域型の市民団体への支援や協働が進むように調整を行っていく。

住民連携体制の構築

以上、整理を行ってきたように、従来は保存を重視して歴史文化遺産所有者が実施主体となって行う保存事業を国や市が補助する形で事業を進める側面が強かった。今後は、このような保存の取り組みも継続していく一方で、歴史文化遺産を市民協働によって効果的に活用していくことが求められている。

このような活用の在り方として、歴史文化遺産所有者、地域住民、有識者、行政によって構成する実行委員会を実施主体として文化遺産総合活用推進事業、歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業を効果的に実施し、有形・無形の様々な歴史文化遺産を総合的に活用する取組みを進めていく必要がある。

広域連携

地域に人を呼び込み、新しい人の流れを作るためには、市域を越えた広域での連携が必要になる。歴史的コンテンツや歴史文化遺産には、広域にわたって共通のテーマ・ストーリーで情報発信し、あるいは共通の枠組みで活用していくことが可能なものが存在している。特に、南河内地域は、南部に中世の歴史文化遺産が一定の関連性を持ちながら分布しており、北部には、古代を中心とする歴史文化遺産が分布し、北部と南部とは相互補完的な関係にある。今後は、幅広く連携を行う事で、関係人口、交流人口の拡大を効果的に行っていく必要がある。

2　事業推進の進行管理等

（1）ＰＤＣＡサイクルによる進行管理

保存活用計画に基づいて毎年実施する事業については、河内長野市文化財保護審議会において目的、手法、効果の観点から評価を行い、課題点を整理し、翌年度の事業実施に活かしていくためにＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行う。この際に、単に事業実施の状況のみの評価を行うのではなく、その手法において市民との効果的な連携ができたのかどうかについても評価を行う。また、これらの評価に関しては、令和８年度以降に新たな第２期実施計画を策定する際の基礎資料とする。

（2）協働・連携による事業の推進

事業の実施にあたって、文化財保護審議会委員をはじめとする有識者、国・府の指導を受け、歴史文化遺産所有者はもちろんのこと、市民、関連団体の積極的な参加・参画を得ながら協働・連携により事業を推進していく。

（3）柔軟な計画の見直し
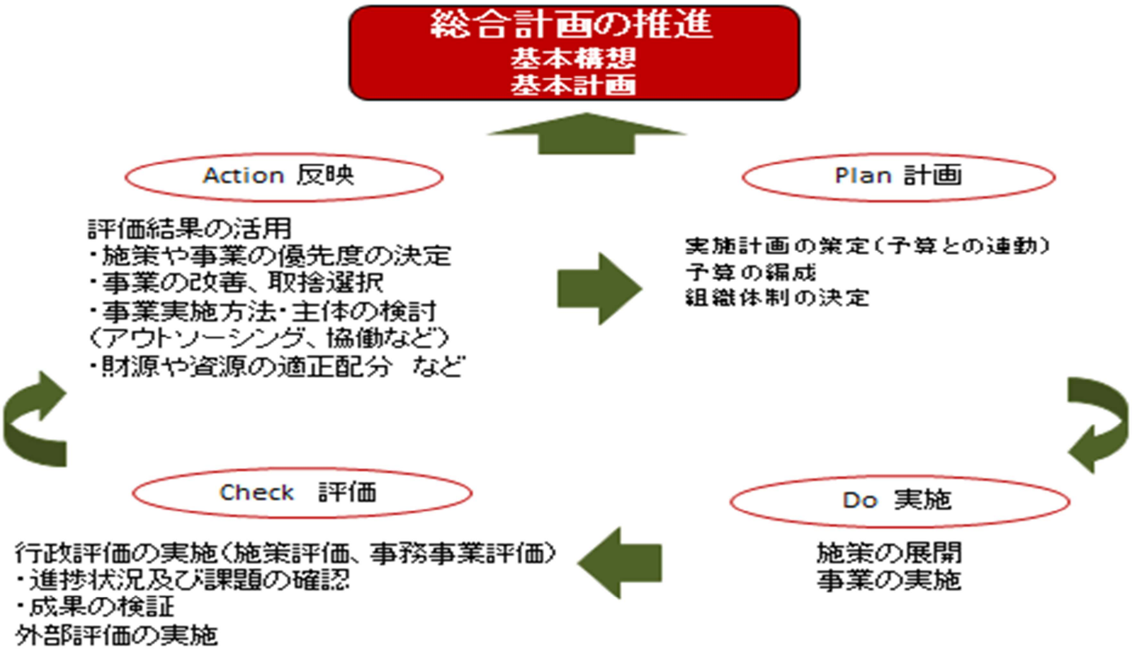
めまぐるしく変化する社会環境に対応し、歴史文化遺産の保存に関する突発的な事案にも対応していくために、計画を柔軟に見直していくことも重要である。このため、令和４年度において令和元年度から令和３年度にかけての事業を総括して評価し、令和５年度以降の事業の見直しを行い、あるいは詳細内容を定めていく事とする。